

男女共同参画プランよっかいち 2015～2020
平成29年度事業進捗状況報告書

平成30年12月

四日市市

〔目 次〕

はじめに	1
男女共同参画プランよっかいち 2015～2020 の体系図	2
1. 事業の進捗状況と実施評価（自己評価）	3
基本目標Ⅰ 男女共同参画社会実現のための意識づくり	3
《事業評価表》	5
基本目標Ⅱ 家庭、職場、地域等社会のあらゆる場における 男女共同参画の推進	10
《事業評価表》	15
基本目標Ⅲ 配偶者等からの暴力を許さない社会づくり (四日市市配偶者等からの暴力(DV)防止基本計画)	25
《事業評価表》	30
基本目標Ⅳ 個人が尊重され、健康で安心して生活できる 社会づくり	45
《事業評価表》	47
2. 審議会による評価	51
3. 参考とする指標	53

はじめに

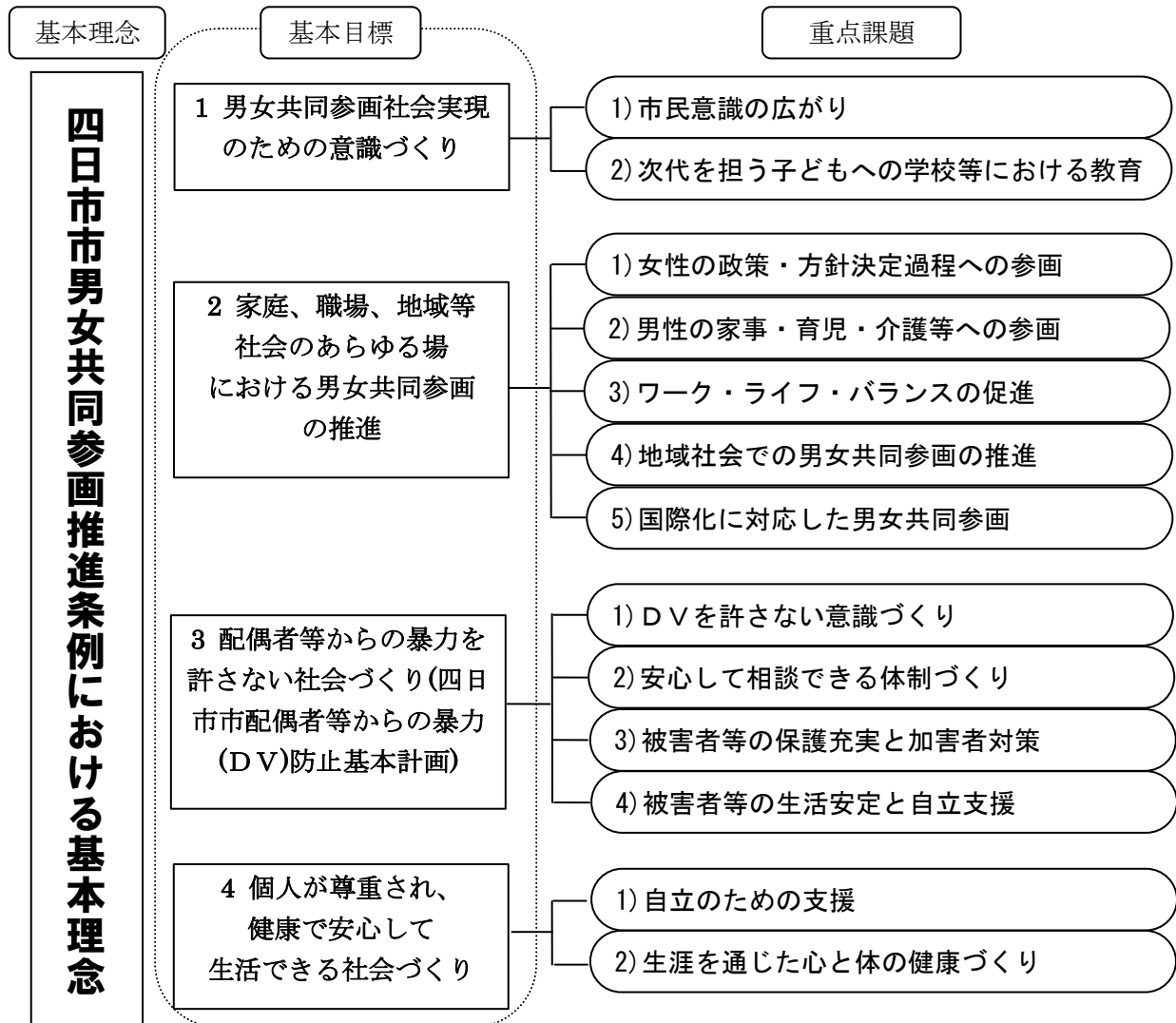
四日市市では、平成18年の四日市市男女共同参画推進条例施行後、条例に基づく基本計画である「男女共同参画プランよっかいち」を5年間の計画として平成22年3月に策定し、男女共同参画社会の実現に向け推進してきました。この計画が平成26年度に終了したことから、新たな計画として、「男女共同参画プランよっかいち2015～2020」を策定し平成27年4月からスタートしました。平成32年度までの6年間を期間とするこの計画に基づき、男女共同参画社会実現に向け、市民との協働により、施策を推進しています。

今回は、「男女共同参画プランよっかいち2015～2020」の3年目である平成29年度の事業の実施状況について評価を行ったものです。評価の仕方については、先ずそれぞれの事業担当所属で事業実施状況についての自己評価を行い、次年度に向けての方向を示します。その結果と数値目標の進捗状況を併せたものを基に、男女共同参画審議会において重点課題ごとの評価、及び総括評価をいただいたものです。

今後も男女共同参画社会づくりに向けた取り組みを着実に進めていくために、今回の評価を真摯に受け止め、男女共同参画の視点を常に持ちながら、条例の理念に基づき、市民や事業者の皆様との協働により施策を推進していきます。

なお、この報告書は、条例第19条に基づき公表する年次報告書になります。

男女共同参画プランよっかいち 2015～2020 の体系図



1. 事業の進捗状況と実施評価（自己評価）

基本目標Ⅰ 男女共同参画社会実現のための意識づくり

1. 目標指標と評価

●重点課題1 「市民意識の広がり」

目標指標 「さんかくカレッジ講座参加者のうち、男女共同参画を理解した人の割合」

平成 25 (2013) 年度 《基準値》	67%
平成 27 (2015) 年度 《実績値》	75%
平成 28 (2016) 年度 《実績値》	72%
平成 29 (2017) 年度 《実績値》	66%
平成 32 (2020) 年度 《目標値》	80%

指標の設定について:

啓発により市民意識を高めるために、さんかくカレッジ等の講座を開催しており、さんかくカレッジ参加者アンケートから男女共同参画を理解した人の割合を指標とした。目標については、講座に参加した人のうち、理解した人が基準値では 67%であるため、理解した人を増やしていくこととし 80%と設定した。
(参考値) H26(2014)年度：69%

(注) 理解した人/アンケート数

[平成29年度の評価]

平成 29 年度のさんかくカレッジの実績は、市民グループからの提案が 4 企画 12 講座あり、トータルでは 11 企画 21 講座を実施し、延べ 227 名の参加があった。アンケート回収数 110 件の内、男女共同参画について理解できたと回答があった件数は 73 件で、理解された割合は 66%であった。昨年度に比べ、参加定員が大きく減少したこともあり、参加人数が少なかったことからアンケート回収数も昨年度に比べ減少している。全体的には平成 28 年度より理解した人の割合が下がっているが、「夫は仕事、妻は家庭」という考え方に対して、賛成の理由として、「夫が働いてくれているからこそ自分は好きな仕事ができる」との回答も複数あった。固定的性別役割分担意識によらない賛成意見もあることから、アンケートの質問項目について検討する必要がある。

●重点課題2 「次代を担う子どもへの学校等における教育」

目標指標 「男女平等教育の出前講座開催数」

平成 25 (2013) 年度 《基準値》	66回
平成 27 (2015) 年度 《実績値》	75回
平成 28 (2016) 年度 《実績値》	71回
平成 29 (2017) 年度 《実績値》	64回
平成 32 (2020) 年度 《目標値》	90回

指標の設定について:

男女平等について学ぶ有効な一つ的手段として、男女共同参画課が学校等へ行っている男女平等教育の出前講座の開催数を指標とした。目標については、市内のすべての幼稚園、保育園、小学校の 2/3 程度、中学校については 1/2 程度、それ以外（私立、高校、大学）については 1/3 程度で講座を開催することとして、90回を設定した。
(参考値) H26(2014)年度：56回

[平成29年度の評価]

平成 29 年度の男女平等（デートDV予防）教育出前講座の実績は、幼稚園・保育園で 14 カ所 15 回、小学校で 10 カ所 30 回、中学校で 4 カ所 4 回、高校 4 カ所 4 回、教員・学童保育所・保護者等 11 カ所 11 回、合計 43 カ所 64 回実施した。平成 28 年度に比べ開催数は減少したものの、実施カ所は増加しており、今後も、未実施の学校等に予防教育を実施することの必要性について、説明を行い、開催校数を増やしていくことが必要である。

2、平成29年度の主な取り組み状況

●重点課題1「市民意識の広がり」

施策の方向Ⅰ「人権の尊重と男女共同参画意識の啓発と学習」

- ①平成29年度のカレッジでは、イクジイや再就職、家事労働や子育て、男性向け離乳食や介護食教室、健康講座などの様々な分野で講座を開催し、男女共同参画についての理解を進めたが、参加定員が平成28年度に比べ大きく減少したこともあり、全体的に参加人数が少なかった。しかし、男性講座に参加された方の中には初めて男女共同参画センターに来られた方も多く、新たな層に啓発をすることができた。【コード1、2】
- ②地域におけるまちづくりに、男女共同参画の視点が必要であることを、防災を切り口に地区市民センターで啓発してもらうよう働きかけ、これまで未実施であった5地区でも開催された。参加者の多くに男女共同参画の視点が必要であることを理解していただけた。また、平成29年度までにすべての地区で実施することができた。【コード:2】
- ③子ども向け及び企業向け講座を除く33講座で託児を設定し、10講座で託児の利用があった。また、職員研修で他の所属に向けて、託児設定の呼びかけを行った。【コード:10】

●重点課題2「次代を担う子どもへの学校等における教育」

施策の方向Ⅰ「男女共同参画の視点に立った保育と学校教育を推進」

- ④人権教育推進委員研修会において、「男女共同参画プランよっかいち 2015～2020」についての講演を実施し、男女共同参画社会実現に向けた教育の重要性を学んだ。また、性的少数者の人権にかかわる問題についての研修会も実施した。【コード:1】
- ⑤ジェンダーにとらわれず進んで自分の意見を主張したり、また、相手の意見も受け入れたりしていく力を育成し、個を大切にしたい保育・教育の充実を図ることができた。【コード:2】

施策の方向Ⅱ「若年層へのDV予防・人権教育」

- ⑥市内の保育・幼稚園、小・中学校、高校、大学等で、ジェンダーやデートDV予防の出前講座を43カ所で開催し4,289人が受講した。【コード:3、4】
- ⑦産前産後サポート事業により、全ての妊婦の状況を把握し、必要に応じた支援を実施した。また、産後ケア訪問事業を開始し、出産間もない時期に家族等から支援を受けることができない産婦の不安解消に努めた。【コード:5】
- ⑧各学校園・地域や子育て支援センターに出向き、ネット啓発出前講座を行い、ネットの怖さなどをすべての年代の方に啓発することができた。【コード:7】

3、事業実施自己評価

※別表「男女共同参画プランよっかいち 2015～2020 における事業評価表(基本目標Ⅰ)」のとおり

男女共同参画プランよっかいち2015～2020における事業評価表

基本目標Ⅰ 男女共同参画社会実現のための意識づくり
重点課題1 市民意識の広がり

「進捗状況」についての担当課による評価
 A 実施することができた B 概ね実施することができた
 C 一部しか実施できなかった D 実施できなかった。 — 評価なし

コード	推進施策	実施事業	29年度			次年度に向けての方向	担当課
			事業実績	評価	評価の説明		
1	男女共同参画の理念やジェンダー、DVについての正しい理解の促進	<ul style="list-style-type: none"> ◇講演会、映画祭、シンポジウム等の開催 ◇市民グループ(団体)との協働による講座の開催 ◇情報紙はもりの発行 	<ul style="list-style-type: none"> ・さんかくカレッジ(市民企画含む)11企画21講座実施(参加人数 延べ227人) ・映画上映 1回(参加人数 346人) ・DV防止講演会 1回(参加人数 28人) ・情報紙はもりあ 12回発行(送付先 約400件) 	B	<ul style="list-style-type: none"> ・平成29年度のカレッジでは、イクジイや再就職、家事労働や子育て、男性向け離乳食や介護食教室、健康講座などの様々な分野で講座を開催し、男女共同参画についての理解を進めたが、参加定員が平成28年度に比べ大きく減少したこともあり、全体的に参加人数が少なかった。 ・毎月発行する情報紙はもりに、国や市の取り組みや身近な視点からの記事を掲載することや、全戸回覧の回数を1回増加し年3回にすることで、男女共同参画の理解を促し進められた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・平成29年度は講座の内容を一新し、新たに男性の若い世代や働き世代をターゲットにした講座を開催したが、参加人数が少なかった。参加員数が少なかった講座については、内容の見直しなどを行っていく。また、世代や性別により、有効な周知方法や参加しやすい日時設定などが異なるため、それぞれに応じた方法や設定を検討し対応していく。 	男女共同参画課
2	男女共同参画意識を育てる講座の充実	<ul style="list-style-type: none"> ◇さんかくカレッジの実施 ◇出前講座の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・さんかくカレッジ(市民企画含む)11企画21講座実施(参加人数 延べ227人) ・出前講座等の実施 1回 	B	<ul style="list-style-type: none"> ・平成29年度のさんかくカレッジは、新たに男性の若い世代や働き世代をターゲットにした講座を開催したが、参加人数が少なかった。しかし、男性講座に参加された方は初めて男女共同参画センターに来られた方も多く、新たな層に啓発をすることができた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・講座内容によっては、参加定員が少なくなる講座もあるが、世代や性別によって、男女共同参画の理解しづらさは異なるため、女性のエンパワメントとともに、男性の理解を進めることも必要であることから、様々な対象を設定した講座を企画していく。 	男女共同参画課
		<ul style="list-style-type: none"> ◇地区市民センターで、地域の実情に応じて、男女共同参画を推進するための講座(男性の料理教室等)を開催 	<ul style="list-style-type: none"> ・地区市民センター講座 ・男女共同料理教室 5センター 5回 109人 ・男性向け料理教室 12センター 24回 264人 ・男女共同参画セミナー 2センター 5回 240人 ・男女共同防災講座 8センター 12回 349人 	A	<ul style="list-style-type: none"> ・地区市民センターにおいて、男女共同参画のきっかけとなるよう、男性向けの料理教室を開催した。また、料理教室以外では、男女共同の視点からの防災とまちづくり講座等も開催した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き地区市民センターにおいて男女共同参画を推進するための講座の充実に努める。 	地区市民センター(市民生活課)
		<ul style="list-style-type: none"> ◇地域防災活動への女性の視点反映にかかわる啓発 	<ul style="list-style-type: none"> ・四日市市防災・減災女性セミナーの実施(15回連続講座)7名受講のうち7名修了 ・避難所開設訓練の実施・DVDの作成 	A	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の防災・減災活動に男女共同参画の視点の必要性を学ぶとともに、他講座の男性受講生と接することで地域の防災・減災活動に参加しやすいような顔の見える関係づくりのきっかけになるような様々な講座を行うことができた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・次年度も継続して講座を開催していく。参加人数が増えるように努めていきたい。 	危機管理室
			<ul style="list-style-type: none"> ・防災・減災女性セミナーの修了生や女性リーダーのつどいのメンバー約200人を集め、避難所のレイアウト検討や簡易トイレの組立訓練など、避難所設置訓練を行った。また、その様子をDVDに記録した。 	A	<ul style="list-style-type: none"> ・防災・減災女性セミナーの修了生や女性リーダーのつどいのメンバー約200人を集め、避難所のレイアウト検討や簡易トイレの組立訓練など、避難所設置訓練を行った。また、その様子をDVDに記録した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・各地区避難所マニュアルの見直しの際に、男女共同参画の視点を取り入れた避難所運営マニュアルの作成の支援や、作成したDVDを使用している。 	危機管理室
3	男女共同参画意識を育てる情報提供	<ul style="list-style-type: none"> ◇男女共同参画に関する蔵書の充実 	<ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画に関する図書の購入(購入59冊、貸出 676冊) 	A	<ul style="list-style-type: none"> ・絵本も含め、男女共同参画に関する図書を購入し、貸し出しを行った。購入数及び貸出冊数ともに昨年を上回った。図書での情報提供も男女共同参画意識を育てる有効な手段の一つであることから、継続して図書を充実させていく。 	<ul style="list-style-type: none"> ・貸出数が増えるよう、情報紙やホームページ等で新刊などを適時紹介していく。 	男女共同参画課
		<ul style="list-style-type: none"> ◇男女共同参画に関する蔵書の充実と展示の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画に関連した図書の収集。 	A	<ul style="list-style-type: none"> ・幅広く男女共同参画に関する図書の収集を行うことができた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き男女共同参画に関連した図書の収集に努めるとともに、男女共同参画週間や女性に対する暴力をなくす運動期間に合わせて、図書の特集コーナーを設置する。 	図書館
		<ul style="list-style-type: none"> ◇男女共同参画に関する蔵書、ビデオ等啓発資料の充実 	<ul style="list-style-type: none"> ・図書 44冊購入 	A	<ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画に関する図書をはじめ、様々な人権に関する図書を購入した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き図書の購入を行い、人権啓発に努める。 	人権センター

男女共同参画プランよっかいち2015～2020における事業評価表

基本目標Ⅰ 男女共同参画社会実現のための意識づくり
重点課題1 市民意識の広がり

「進捗状況」についての担当課による評価
 A 実施することができた B 概ね実施することができた
 C 一部しか実施できなかった D 実施できなかった。 — 評価なし

コード	推進施策	実施事業	29年度		次年度に向けての方向	担当課	
			事業実績	評価			評価の説明
3	男女共同参画意識を育てる情報提供	◇男女共同参画に関する蔵書の充実、ポスター等の掲示	・あさけプラザ図書館だよりの発行(年12回) ・男女共同参画週間期間中の関連図書特設展示コーナーの設置(期間中)	A	・図書館だよりの発行、男女共同参画関連の新刊書籍の紹介を行い、男女共同参画への関心を高めることができた。 ・図書館特設コーナーにおいて関連書籍の展示を行い、成人のみにとどまらず、児童に対する男女共同参画意識の涵養に努めた。	・男女共同参画関連の図書の充実を引き続き推進するとともに、あさけプラザ全体としてあらゆる機会を通して発行刊物等に男女共同参画の視点を盛り込んで行く。	あさけプラザ
		◇四日市市の学習情報検索サイト「まなぼうや」で、男女共同参画に関するサークル・団体の活動紹介	・インターネットによる学習情報検索において、「女性・男女共同参画」のジャンル設定を実施した。	A	・四日市市の学習情報検索の中のジャンルとして「女性・男女共同参画」を設定した。	・今後も、男女共同参画に関するサークル・団体の活動紹介を継続していく。	文化振興課
4	男女共同参画推進の拠点である男女共同参画センター及び相談窓口の周知	◇市広報、ホームページ、情報紙はもりあ等での広報 ◇パンフレット、相談窓口案内カードの配布	・情報紙はもりあ 12回発行(送付先 約400件) ・ホームページによる情報提供(アクセス数 48,460件) ・DV予防啓発パンフレットの配布(出前講座実施校等7カ所ほか) ・ショッピングセンターにて相談窓口案内入りのポケットティッシュを配布 500枚	A	・情報紙はもりあ全戸回覧数を1回増やし、年3回回覧したことで、昨年度よりも男女共同参画センターや相談窓口の周知を図ることができた。 ・相談窓口については、広報よっかいち下月号や情報紙はもりあ、ホームページに掲載し周知を図るとともに、ショッピングセンターにて相談窓口案内入りのポケットティッシュを配布することができた。	・市広報、ホームページ、情報紙などはじめ、街頭などでの啓発も引き続き行っていく。しかし、DV相談窓口であることの周知については、加害者になるべく知られないよう注意して行っていく。	男女共同参画課
		◇市広報やホームページ等での周知	・市広報、パンフレット、ホームページ等で周知を行った。	A	・市広報、パンフレット、ホームページ等で周知を行った。	・引き続き周知に努めていく。	市民生活課
5	DVが子どもに与える影響についての理解促進	◇出前講座の実施	・デートDV予防教育出前講座 16か所で実施(中学校4校、高校4校、教職員や保護者など8回、参加人数 延べ 1,752人) ・出前講座の実施なし。	A —	・中学校507人、高校623人、教職員や保護者等622人がデートDVやDVIについて学んだ。高校や教職員等の実施が増えたことから実施校数等は昨年度よりも増加したが、受講者数は減少した。(28年度2,873人) ・当該テーマに係る講座依頼がなかったため、実施に至らなかった。	・中学校においては平成28年度に比べ、実施校数が減少したことから、中学校への働きかけに力を入れていく。 ・児童養護など他の内容に関する講座依頼があった際にも、当該テーマに係る啓発を引き続き積極的に行っていく。	男女共同参画課 子ども保健福祉課(家庭児童相談室)
		◇DVIに関する啓発パンフレットの配布	・DV予防啓発パンフレットの配布(出前講座実施校等7カ所、人権フェスタほか)	A	・デートDV予防教育出前講座のすべての受講者に対し、講座終了後もふりかえりができるようにパンフレットを配布した。また、人権フェスタの展示ブースにてパンフレットの内容をパネル展示した。	・啓発パンフレットを配架するほか、出前講座等印象に残りやすい機会をとらえて、配布するよう努めていく。	男女共同参画課
		◇啓発パンフレット等の作成、配布を通じ、子どもの目でのDVが児童虐待にあたることを啓発	・児童虐待防止等に関する啓発チラシを作成し、配布した。900部	A	・啓発チラシを関係機関に配布し、虐待防止等に関する意識の醸成を図った。	・今後も、児童虐待防止等に関する媒体を活用し、地道に啓発活動に取り組んでいく。	子ども保健福祉課(家庭児童相談室)
		◇保育園・幼稚園の保護者会を通じ、保護者向け講座等の実施	・保護者会や講演会などを通じて、DV防止の啓発を行った。	A	・各園において、あらゆる機会を通じてDV防止の啓発を行い、DV防止の意識を高めていくことができた。	・引き続き同様の事業を進めていき、保護者への理解を深められるようにしていく。	保育幼稚園課
		◇家庭教育講座等保護者向け講座の実施	・家庭教育講座実施数 53回 うち、DVIに関する講座 なし ・DVIに特化した学習会の依頼はなかったが、PTA保護者学習会等の中で、男女共同参画の視点をもった内容をとり入れて話をした。	— A	・家庭教育講座においてDV内容の講座を実施したPTAはなかったが、取り組みの一例として仕様書に記載した。 ・DVIに特化した依頼はなく、詳しく話をすることはできなかったが、PTA保護者学習会等の中で、命の大切さについて考える内容をとり入れて話をすることができた。	・引き続き家庭教育講座を実施し、過去に講座を開催した講師の情報提供を行い、講座の実施数を増やしていくよう努める。 ・PTA等の保護者からの依頼がある場合、DVが子どもに与える影響について考える機会をもつ。また、その他の人権にかかわる学習会でも、子どもが安心して過ごすことのできる環境づくりの視点を話題にしたい。	子ども未来課(青少年育成室) 人権・同和教育課

男女共同参画プランよっかいち2015～2020における事業評価表

基本目標Ⅰ 男女共同参画社会実現のための意識づくり
重点課題1 市民意識の広がり

「進捗状況」についての担当課による評価
 A 実施することができた B 概ね実施することができた
 C 一部しか実施できなかった D 実施できなかった。 — 評価なし

コード	推進施策	実施事業	29年度			次年度に向けての方向	担当課
			事業実績	評価	評価の説明		
6	市民グループ(団体)の活動への支援	◇男女共同参画に関する情報提供や研修の実施	・登録グループのつどい 2回開催(参加人数延べ 67人) ・登録グループを対象に研修を実施 1回開催 (「研究所が取り組んだ「息子の介護」と「家事労働」、参加人数 33人))	A	・登録グループ同士が情報交換できる場の設定を行ったほか、男女共同参画の理解を深めるための研修を実施した。研修はわかりやすく、社会の動きがよくわかり、勉強になったと好評であった。また、情報交換会も互いのグループ活動を知ることができてよかったとの感想が多かった。	・登録グループが互いにどのように活動しているのか、どんな活動をしているのかを知り、良い点を吸収しグループとして成長していることから、引き続き情報交換できる機会を設けていく。	男女共同参画課
7	男女共同参画の視点に立った広報の推進	◇男女共同参画に関する広報(広報紙などのメディアの活用)の実施	・「広報よっかいち」の準特集掲載(6月上旬号)	A	・男女共同参画課の確認を得ながら、「働き方」「イクボス」に焦点を当てた記事を掲載した。男女どちらかに偏ることなく、「ワーク・ライフ・バランスの推進」による「男女共同参画社会の実現」について伝えられるよう、文言に注意を払った	・「広報よっかいち」をはじめ、さまざまな広報媒体を活用し、多くの人への啓発につながるような情報発信に努めていく	広報マーケティング課
8	行政刊行物等における男女共同参画の視点に立ったメディア表現の推進	◇男女共同参画の視点に立ったメディア表現の推進	・センターが発行するセンターだより等の作成にあたっては、性別による固定的な役割分担を意識させるものや性別に起因する差別・偏見・暴力につながるような表現にならないよう意識して行った。 ・業務の広報を行っていく際に、男女共同参画の視点を取り入れられているかの確認を実施した。(広報よっかいちなどで実施)	A	・センターだよりの原稿は、担当者が作成した後、センター内の複数の職員によるチェックを行い、誤った表現にならないよう注意を払った。 ・情報の受け手を意識し、広報の内容が男女双方に関わるものであるか、また、男女を固定的なイメージで描かず、多様なタイプとして表現しているか等の確認を行ったことにより、概ね実施することができた。	・センター発のメディアとしては、センターだよりの他、センター主催事業のチラシ、ポスターなどがあるが、それらもセンターだよりと同様にチェックを行う。また、その他にも各種掲示物やチラシ、回覧など、センター経由で市民に届く各種媒体にも注意を払っていくこととする。 ・メディアを介した情報発信に際しては、男女共同参画の視点から適切な表現となっているかを確認する。	全所属
9	男女共同参画の視点からのメディアリテラシーの向上	◇メディアリテラシーに関する講座の開催	・メディアリテラシーを含めた職員研修の実施(階層別研修1回、受講者数119名)	A	・平成29年度は新規採用職員を対象に実施した。パワーポイントを活用し、男女の服装や色など視覚的に注意を促したり、必要以上に性別を強調する表現は避けるように研修を実施した。	・平成29年度は新規採用職員のみの実施となったが、情報を発信することの多い行政にとってメディアリテラシーは大事な部分であるので、今後も引き続き実施していく。	男女共同参画課
10	誰もが学習できる環境(託児等)の整備	◇地区市民センター講座の内容や趣旨を考慮して、必要に応じた託児を実施	・乳幼児も参加できる講座を開設した。	A	・地区市民センターにおいて、必要に応じて託児を行ったほか、乳幼児も参加できる講座を開催した。	・引き続き必要に応じて、託児や乳幼児とともに参加できる講座の開設を行う。	地区市民センター(市民生活課)
		◇市民大学一般クラスにおける託児のあるコースの設定	・インターネットによる学習情報検索において、「女性・男女共同参画」のジャンル設定を実施した。	A	・四日市市の学習情報検索の中のジャンルとして「女性・男女共同参画」を設定した。	・今後も、男女共同参画に関するサークル・団体の活動紹介を継続していく。	文化振興課
		◇手話奉仕員養成講座などにおいて託児を実施	・託児の実績なし(該当者なしのため)	-	・23年度からの連続講座。託児を必要とする受講者がいなかった。	・今後も講座の開催日程によっては、必要に応じて託児を行っていく。	障害福祉課
		◇子育てに関する講座開催時の託児の実施	・子育て講演会 ・父親の子育てマイスター養成講座	A	・未就園児の保護者に向けた講演会において託児を実施することができた。 ・父親の子育てマイスター養成講座において、希望する託児すべてを受け入れることができた。	・引き続き講座において託児を実施し、誰もが学習できる環境整備に努める。	こども未来課
		◇人権センター事業での託児の実施	・よっかいち人権大学あすてつが、人権フェスタ: 8講座、託児数 延べ28人	A	・よっかいち人権大学あすてつが募集の際に、託児付講座であることを案内した。	・引き続き、来年度あすてつが募集の際も託児付講座であることを案内していくとともに、人権フェスタやステップアップ講座でも託児実施について案内したい。	人権センター
	◇男女共同参画センター全事業での託児の実施 ◇他の所属への託児設定の働きかけ	・子ども向け以外のすべての講座で実施(託児人数 延べ118人)	A	・子ども向け及び企業向け講座を除く、33講座で託児を設定し、10講座で託児の利用があった。また、職員研修で他の所属に向けて、託児設定の呼びかけを行った。	・今後も子ども向け及び企業向け講座以外のすべての講座で託児の設定を行っていく。また、あらゆる機会を通じて、他の所属にも働きかけを行っていく。	男女共同参画課	
11	セクシュアル・ハラスメント、マタニティ・ハラスメント防止のための啓発	◇三重労働局雇用均等室と連携し、相談窓口の案内も含め、啓発を図る	・ハローワーク、雇用環境均等室との共催で実施の育児と仕事を両立させるための「お仕事探しセミナー」にて周知(参加人数 延べ30人)	A	・ハローワーク、雇用環境均等室との共催でセミナーを実施し、これから働き始める方に、求人情報の検索方法、年金保険制度、パートタイム労働法、マタハラ・パタハラなどについての講義を行った。	・ハローワーク、雇用均等室と調整し、継続して行っていく。	男女共同参画課

男女共同参画プランよっかいち2015～2020における事業評価表

基本目標Ⅰ 男女共同参画社会実現のための意識づくり
重点課題2 次代を担う子どもへの学校等における教育

「進捗状況」についての担当課による評価
A 実施することができた B 概ね実施することができた
C 一部しか実施できなかった D 実施できなかった。 — 評価なし

コード	推進施策	実施事業	29年度			次年度に向けての方向	担当課		
			事業実績	評価	評価の説明				
1	日常的な教育活動の中で、男女共同参画の視点に立った教育の推進	<p>◇学年に応じた教材を活用し、道徳、総合的な学習の時間、学級活動をはじめとしたあらゆる教育活動において unnecessary 区別、慣習の見直しを行い、性別で役割を固定することのない男女共同参画社会の実現を目指す教育をすすめる。</p> <p>◇家庭教育講座等保護者向け講座の実施</p> <p>◇性別で役割を固定することのない価値観や行動様式の確立を推進 ◇園児の道具箱、カバンかけ、クラス名簿、くつ箱など生活のなかでの unnecessary 男女の区別の見直し</p>	<p>・学年に応じた教材を活用し、あらゆる教育活動の中で、男女共同参画の実現を目指す教育を進めた。</p>	A	<p>・「わたしたちの道徳」や「心のノート」を活用しながら、男女共同参画の実現に向けた教育を、学年に応じた形で実施できた。</p>	<p>・今後も継続して、男女共同参画社会の実現に向けた取組の啓発を行う。</p>	指導課		
			<p>・各種研修会や要請訪問等の機会を捉えて、学校、地域、家庭における男女共同参画を目指した教育の推進を図った。性的少数者の人権にかかわる問題についても取り組んだ。</p>	A	<p>・人権教育推進委員研修会において、「男女共同参画プランよっかいち2015～2020」についての講演を実施し、男女共同参画社会実現に向けた教育の重要性を学んだ。また、性的少数者の人権にかかわる問題についての研修会も実施した。</p>			<p>・地域、家庭、学校等における固定的な性別役割分担意識を是正し、人権尊重を基盤とした男女共同参画社会を目指した教育の充実を図る。また、性的少数者の人権にかかわる問題についても、継続して各種研修会や要請訪問等で啓発していく。</p>	人権・同和教育課
			<p>・男女共同参画に特化した学習会の依頼はなかったが、PTA保護者学習会等の中で、男女共同参画の視点をもった内容を取り入れて話をした。</p>	A	<p>・男女共同参画に特化した依頼はなかったが、PTA保護者学習会等の中で、男女共同参画の視点をもった内容を含めて話をすることができた。</p>			<p>・PTA等の保護者からの依頼がある場合、講座を実施する。また、その他の人権にかかわる講座の中でも、多様な生き方を尊重することの大切さにふれるようにしていく。</p>	人権・同和教育課
			<p>・家庭教育講座実施数 53回 うち、男女共同参画に関する講座 なし</p>	—	<p>・家庭教育講座において、男女共同参画の内容の講座を実施したPTAはなかったが、取り組みの一例として仕様書に記載した。</p>			<p>・引き続き家庭教育講座を実施し、過去に講座を開催した講師の情報提供を行い、講座の実施数を増やしていくよう努める。</p>	こども未来課 (青少年育成室)
2	性別にとらわれない個性を尊重したキャリア教育の実施	<p>◇すべての教育活動を通して、子どもが自立して個性や能力が発揮できるよう、キャリア教育の取組を進める。 ◇「自分らしい生き方を実現していく進路指導」を推進するため、勤労観、職業的自立の資質を養うキャリア教育を継続して進める ◇社会的な自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てるための一手段として職場体験活動を全中学校で実施する。</p> <p>◇ジェンダーにとらわれず、自らの意思と責任で進路を選択し、自己実現をしていく力を育成</p>	<p>・すべての教育活動を通して、子どもが自立して個性や能力が発揮できるよう、キャリア教育を進めた。 ・「自分らしい生き方を実現していく進路指導」を推進するため、勤労観、職業的自立の資質を養うキャリア教育を継続して進めた。</p>	A	<p>・すべての教育活動を通じて、子どもたちが自立し、個性や能力を発揮できるようなキャリア教育に取り組むことで、将来に向けた自己実現をしていく力の育成につながったと考えられる。</p>	<p>・今後もあらゆる教育活動において、キャリア教育の取組を進めていく。</p>	指導課		
			<p>・特に4歳児、5歳児に対して、機会を見つけては、ジェンダーにとらわれない保育・教育を実施した。</p>	A	<p>・ジェンダーにとらわれず進んで自分の意見を主張したり、また、相手の意見も受け入れたりしていく力を育成し、個を大切にしたい保育・教育の充実を図ることができた。</p>			<p>・性別にとらわれない個性を尊重した保育・教育を実施していく。</p>	保育幼稚園課
3	デートDVなどの暴力防止のための教育の推進	<p>◇家庭教育講座等保護者向け講座の実施</p> <p>◇中学、高校、大学等での教職員も含めたデートDV予防出前講座の実施 ◇デートDV防止パンフレットの配布</p>	<p>・デートDVに特化した学習会の依頼はなかったが、保護者学習会等の中で、男女共同参画の視点をもった内容を取り入れて話をした。</p>	B	<p>・デートDVに特化した学習会の依頼はなかったため、詳しく話をすることはできなかったが、保護者学習会等の中で、男女共同参画の視点をもった内容を取り入れて話をすることができた。</p>	<p>・今年度も学校を通して保護者などから出前講座等の依頼がある場合、講座を実施し、その他の人権にかかわる講座の中でも折にふれ、話題に盛り込んでいく。</p>	人権・同和教育課		
			<p>・家庭教育講座実施数 53回 うち、DVに関する講座 なし</p>	—	<p>・家庭教育講座において、男女共同参画の内容の講座を実施したPTAはなかったが、取り組みの一例として仕様書に記載した。</p>			<p>・引き続き家庭教育講座を実施し、過去に講座を開催した講師の情報提供を行い、講座の実施数を増やしていくよう努める。</p>	こども未来課 (青少年育成室)
			<p>・デートDV予防教育出前講座 16か所実施 (中学校4校、高校4校、教職員や保護者など8回、参加人数 延べ 1,752人) ・DV予防啓発パンフレットの配布(出前講座実施校等7カ所、人権フェスタほか)</p>	A	<p>・中学校507人、高校623人、教職員や保護者等622人がデートDVやDVについて学んだ。高校や教職員等の実施が増えたことから実施カ所数は昨年度よりも増加したが、受講者数は減少した。(28年度2,873人)</p>			<p>・中学校においては平成28年度に比べ、実施校数が減少したことから、中学校への働きかけに力を入れていく。</p>	男女共同参画課

男女共同参画プランよっかいち2015～2020における事業評価表

基本目標Ⅰ 男女共同参画社会実現のための意識づくり
重点課題2 次代を担う子どもへの学校等における教育

「進捗状況」についての担当課による評価
 A 実施することができた B 概ね実施することができた
 C 一部しか実施できなかった D 実施できなかった。 — 評価なし

コード	推進施策	実施事業	29年度			次年度に向けての方向	担当課
			事業実績	評価	評価の説明		
4	あらゆる暴力を許さない意識の啓発	◇保育・教育機関への人権・ジェンダーに敏感な視点を養うための出前講座の実施	・男女平等教育出前講座 27か所実施(保育園9園、幼稚園5園、小学校10校、学童保育所3カ所 参加人数 延べ 1,915人)	A	・幼稚園・保育園931人、小学校874人、学童保育所110人が男女平等、自己尊重について学んだ。平成28年度に比べ、参加人数は減少したものの実施カ所数は増加した。(H28 26カ所、2,052人)	・平成28年度に比べ、実施カ所は増加しており、若年層への教育は有効であることから、実施カ所がさらに増えるよう引き続き人権擁護委員及び市民グループとの協力のもと実施していく。	男女共同参画課
		◇人権・ジェンダーに敏感な視点を養うための子ども向け出前講座の実施	・出前講座の実施 16回、758人	A	・今年度も保育園、幼稚園、学童保育所から多くの依頼があり、相手を思いやる大切さ、命の大切さなどの人権啓発を行うことができた。	・来年度も保育園、幼稚園、学童保育所などに周知を行う。	人権センター
5	命の尊厳と妊娠・出産・避妊に関する権利・責任についての啓発	◇性に関する相談の実施	・女性のための相談、男性のための電話相談にて実施(相談件数 12件)	A	・通常の女性のための相談、男性のための電話相談の中で相談を受けており、平成29年度は12件の相談を受けた。	・引き続き相談を受けていくとともに、相談を受ける中で、必要に応じて、みえ性暴力被害者支援センターよりこの紹介、または連携を行っていく。	男女共同参画課
		◇性教育の実施(HIV、性感染症予防を含む) ◇教科・特別活動や道徳等で学習指導要領に基づき、様々な視点で命の大切さに関する指導や発達段階に応じた適切な性に関する指導の継続 ◇保健所等、関係機関と共同して出前授業の募集を全中学校へかける	・性教育の実施(HIV、性感染症予防を含む) ・教科、特別活動や道徳等で学習指導要領に基づき、様々な視点で命の大切さに関する指導や発達段階に応じた適切な性に関する指導の継続。 ・性感染症出前授業として、四日市市保健予防課と共同して、中学校4校が生徒保護者対象に行った。	A	・各校において、学習指導要領に基づき、性教育を実施することができた。また出前講座を4校で実施することができた。	・今後も学習指導要領に基づいて指導を続けていく。出前講座については、中学校では生徒対象。小学校では保護者対象として、呼びかけをしていく。理由は小学校においては、インフルエンザ等の感染症予防の観点が強くなるからである。	指導課
		◇保健師や助産師による妊産婦訪問指導の実施 ◇妊産婦または乳幼児の保護者を対象とした電話相談の実施	・産前産後サポート事業の実施(産前353件、産後133件、計486件) ・妊産婦訪問指導 延べ1159件 ・妊産婦電話相談 延べ1735件 ・産後ケア訪問事業の開始(6人、延べ20件)	A	・産前産後サポート事業により、全ての妊婦の状況を把握し、必要に応じた支援を実施した。 ・産後ケア訪問事業を開始したことで、出産間もない時期に家族等から支援を受けることができない産婦の不安解消に努めた。	・引き続き妊娠中から出産後まで、継続した見守りを実施するとともに、支援が必要な妊産婦を把握した段階で、速やかに対応方針を決定し、状況に応じた支援を提供する。	子ども保健福祉課
		◇「青少年と家庭の悩み相談」事業の実施	・相談実績 37件 うち、命の尊厳、出産、避妊等に関する相談なし	—	・青少年の悩み相談について、電話・面接による本人や保護者からの相談に対応した。	・引き続き同様の事業を進めていく。また、相談の内容に応じて各関係機関とも情報共有や連携を図るよう努める。	子ども未来課 (青少年育成室)
6	自尊感情を育てる教育の推進	◇保育園・幼稚園における人権保育・人権教育の中での取り組みの推進	・進んで自分の意見を主張したり、相手の意見を受け入れる力を育成するため、園児に対して、年齢に応じたねらいにより、人権保育、人権教育を実施した。	A	・日常の保育での指導に加え、絵本・映像・外部講師による劇や音楽を活用した人権保育・人権教育を実施した。	・引き続き、日常の保育・教育を充実させ、自尊感情を育てよう人権保育・人権教育を実施していく。	保育幼稚園課
		◇各校における道徳の時間を中心とした自尊感情を育む教育の推進	・「私たちの道徳」や「心のノート」などを活用して、子どもたちの自尊感情を育む教育を推進する。	A	・子どもたちの実情に合わせて、「私たちの道徳」や「心のノート」などを活用し、自尊感情を高める取組を行うことができた。	・今後も、子どもたちの実情に合わせた取組をおこなっていく。	指導課
		◇啓発パンフレット等を活用した家庭教育講座等保護者向け講座の実施	・PTA学習会等でパンフレットを利用しながら、自尊感情を育てることの必要性を訴え、道徳教育等の中での事例なども紹介して、取り組みを促進した。	A	・PTA学習会等の機会にパンフレットを利用して、自尊感情を育てることの必要性を訴えることができた。	・PTA等の保護者からの依頼がある場合、自尊感情を育てることの必要性を訴えていく。	人権・同和教育課
		◇家庭教育講座等保護者向け講座の実施	・家庭教育講座実施数 53回 うち、自尊心に関する講座 11回	A	・家庭教育講座において、子どもの自尊感情を育てる講演会や研修会を行い保護者に対する啓発を行った。	・引き続き家庭教育講座を実施し、過去に講座を開催した講師の情報提供を行い、講座の実施数を増やしていくよう努める。	子ども未来課 (青少年育成室)
7	青少年の健全育成を阻害する環境の改善	◇インターネット被害防止等啓発パンフレット等の作成、配布 ◇出前講座(e-ネット安心講座)の実施	・啓発リーフレットを作成し、学校園を通じて5歳児から15歳の子どもに配付した。 配布数 33,300枚 ・出前講座 開催数38回	A	・啓発リーフレットを作成し、子どもやその保護者に対し、啓発活動を行うことができた。 ・各学校園・地域や子育て支援センターに出向き、ネット啓発出前講座を行い、ネットの怖さなどをすべての年代の方に啓発することができた。	・引き続き同様の事業を進めていく。また、ネット機器を利用する世代が低年齢化しているため、その保護者へも正しく安全にネット機器利用を理解してもらえよう健康診断時にもリーフレットを置くなど啓発活動を行う。	子ども未来課 (青少年育成室)

基本目標Ⅱ 家庭、職場、地域等社会のあらゆる場における男女共同参画の推進

1、目標指標と評価

●重点課題1「女性の政策・方針決定過程への参画」

目標指標「審議会等の女性委員比率」

平成 25 (2013) 年度 《基準値》	32.2%
平成 27 (2015) 年度 《実績値》	34.6%
平成 28 (2016) 年度 《実績値》	35.9%
平成 29 (2017) 年度 《実績値》	34.8%
平成 30 (2018) 年度 《実績値》	34.4%
平成 32 (2020) 年度 《目標値》	40%以上 60%以下

指標の設定について:

女性の政策方針決定過程への参画を高めるために、市民が参加する審議会等の女性委員比率を指標とした。目標については、一方の性が40%より少なくならないように設定した。

(参考値) H26(2014)年度: 33.6%

※平成30年度の実績値については、平成30年6月1日付の数値を計上。ただし、事業実績は平成29年度の内容。

[平成29年度の評価]

「四日市市審議会等女性委員登用推進要綱」に基づき、審議会ごとに毎年目標を設定し、委員委嘱に際しては、人事課及び男女共同参画課への事前協議を徹底し、登用率40%未満の審議会所管所属に対しては、委員更新3カ月前に登用改善通知を行っている。しかし、結果的には昨年度を0.4ポイント下回り、34.4%となった。新たに目標を達成した審議会は7件であり、達成していたにもかかわらず40%を下回った又は60%を上回った審議会は6件であった。これら未達成となった審議会に見られる傾向として、審議会委員数が増員となったものの、それに見合うだけの女性委員が確保できなかったことが見てとれる。なお、全体では、女性委員登用率が上がった審議会数は17件、下がったのは14件であった。また、女性委員のいない審議会等の数は前年度同様2件であった。全庁的に女性委員登用の意識はあるものの、より専門性を求められる中、女性委員確保に苦慮している現状がある。今後、庁内調整会議において打開策について検討を行っていく。

目標指標「市の管理職(課長級以上)の女性割合」

平成 25 (2013) 年度 《基準値》	16.6%
平成 27 (2015) 年度 《実績値》	18.8%
平成 28 (2016) 年度 《実績値》	19.1%
平成 29 (2017) 年度 《実績値》	17.0%
平成 32 (2020) 年度 《目標値》	25.0%

指標の設定について:

市の組織内部において政策方針決定の場で女性の参画を進めるため、市の管理職(課長級以上)の女性割合を指標とした。目標については、5年前からの上昇率(5.2%)を上回る上昇(8.0%)となるよう、女性割合の目標を25%と設定した。

(参考値) H26(2014)年度: 17.0%

[平成29年度の評価]

女性管理職の割合は、平成27年度の18.8%から平成28年度は19.1%と増加させることができたが、平成29年度は女性管理職の定年退職者が多かったことから、17.0%へと減少した。管理職の女性の割合を増やすことだけでなく、女性の職域を拡大することも重要であることから、職務経験及び能力向上につながる職員配置を積極的に行うとともに、地方自治体の女性職員を対象とした研修へ若手職員を派遣したり、政策方針決定などのあらゆる過程で男女が対等な構成員として参画する必要がある等の研修を行ったりするなど、資質向上、意識啓発にも努め、職員本人の意欲にも意を配しながら登用を図っていく。

●重点課題2「男性の家事・育児・介護等への参画」

目標指標「市職員における男性の育児休業取得人数(累計)」

平成 25 (2013) 年度 《基準値》	5 人 (H20～H25 の累計)
平成 27 (2015) 年度 《実績値》	1 人 (H27 の取得人数)
平成 28 (2016) 年度 《実績値》	6 人 (H27、H28 の累計)
平成 29 (2017) 年度 《実績値》	6 人 (H27～H29 の累計)
平成 32 (2020) 年度 《目標値》	12 人 (H27～H32 の累計)

指標の設定について:

男性の家事・育児・介護等参画を促す社会環境づくりを進めていくため、市として率先して男性の育児休業取得促進を行うこととし、市職員における男性の育児休業取得人数を指標とした。目標については、過去 5 年間の男性の育児休業取得人数が 5 人であったのを倍増し、6 年間で 12 人にする設定とした。

※目標指標は平成 27 年度から対象。

(参考値) H26(2014)年度：1 人

〔平成29年度の評価〕

平成 28 年度の男性の育児休業取得者数は 5 人であったが、平成 29 年度は 0 人と、年度中に新たに取得した人はいなかった。しかし、平成 30 年度は複数人取得する見込みである。また、部分休業、出産補助休暇、育児参加休暇等の取得率については 85%と、平成 28 年度の 82%に比べ増加した。今後も、見直しを行った子育てハンドブックを活用し、育児休業等の制度を周知するとともに、所属長による面接等を行うことで、男性の育児休業等の取得推進を図っていく。

●重点課題3「ワーク・ライフ・バランスの促進」

目標指標「男女がいきいきと働き続けられる企業表彰の数(累計)」

平成 25 (2013) 年度 《基準値》	6 社 (累計)
平成 27 (2015) 年度 《実績値》	8 社 (累計)
平成 28 (2016) 年度 《実績値》	9 社 (累計)
平成 29 (2017) 年度 《実績値》	11 社 (累計)
平成 32 (2020) 年度 《目標値》	15 社 (累計)

指標の設定について:

ワーク・ライフ・バランスを促進するには、企業や事業所における育児・介護休業制度等の整備や取得しやすい環境づくりが必要であることから、そうした環境づくりを行っている企業(男女がいきいきと働き続けられる企業)の表彰の数を指標とした。目標については、平成 21 年度から平成 25 年度までの企業表彰数 6 社(累計)であるのを、目標年度には 2 倍以上の 15 社(累計：再表彰除く)と設定した。

(参考値) H26(2014)年度：7 社(累計)

〔平成29年度の評価〕

平成 29 年度は、「ワーク・ライフ・バランスの推進」、「子育て支援」、「男女共同参画の推進」に取り組みされている企業 2 社を表彰した。

制度の見直しを積極的に進めながら、適切な施策推進を継続する。今後は、被表彰事業所が表彰の恩恵を受けることができるような制度構築を全庁的に検討していくとともに、被表彰事業所の取り組みを広めていけるよう、関係各課との連携を一層強化しながら、事業所に対する表彰制度の啓発等に取り組む必要がある。

●重点課題4「地域社会での男女共同参画の推進」

目標指標「男女共同参画の視点を取り入れた防災とまちづくりの講座の実施」

平成 25 (2013) 年度 《基準値》	4 / 24 地区 (累計)
平成 27 (2015) 年度 《実績値》	15 / 24 地区 (累計)
平成 28 (2016) 年度 《実績値》	19 / 24 地区 (累計)
平成 29 (2017) 年度 《実績値》	24 / 24 地区 (累計)
平成 29 (2017) 年度 《目標値》	24 / 24 地区 (累計)

(注)地区市民センター管内

指標の設定について:

東日本大震災の教訓から、災害対応における男女共同参画の視点が重要であることを踏まえ、男女共同参画の視点を取り入れた防災とまちづくりの講座の実施を指標とした。目標については、平成 29 年度までに全ての地区（地区市民センター管内の 24 地区）にて実施することとして設定した。

(参考値) H26(2014)年度 : 9/24 地区 (累計)

〔平成29年度の評価〕

平成 29 年度は、これまで未実施であった富洲原、楠、下野、小山田、水沢の 5 地区でも、連合自治会や地区防災協議会などと協力して、男女共同参画の視点を取り入れた防災とまちづくりの講座を開催し、全ての地区で開催することができた。また、新たな試みとして、防災・減災女性セミナーの修了生や女性リーダーのつどいのメンバー約 200 人を集め、避難所のレイアウト検討や簡易トイレの組立訓練など、避難所設営訓練を行った。目標は達成したが、今後も引き続き男女共同参画の視点を取り入れた防災まちづくりの講座が開催されるよう働きかけを行う。

●重点課題5「国際化に対応した男女共同参画」

目標指標「ふれあい交流事業、生活講座、防災セミナー等参加人数」

平成 25 (2013) 年度 《基準値》	548 人
平成 27 (2015) 年度 《実績値》	691 人
平成 28 (2016) 年度 《実績値》	1,315 人
平成 29 (2017) 年度 《実績値》	1,344 人
平成 32 (2020) 年度 《目標値》	600 人

指標の設定について:

市内には多くの外国人が在住し、男女共同参画を含めた、互いの文化や習慣の違いなどを理解しあう必要があることから、外国人市民と交流の機会をもつふれあい交流事業、生活講座、防災セミナー等の参加人数を指標とした。目標については、ここ数年の参加人数が 500 人程であり、実績値以上の目標とするという考えのもと設定した。

(参考値) H26(2014)年度 : 562 人

〔平成29年度の評価〕

外国人市民と日本人市民が日常的にふれあい、共に学べる場として、ふれあい講座（書道教室、陶芸教室）を開催し、互いの交流や親睦を深められる機会を提供した。今後も多言語による情報提供、日本語習得支援、相談事業を通じて外国人市民が日本で生活する上での自立支援を継続して進めるとともに、日本の社会やルールについての知識が不足している外国人市民はいまだに少なくないことから、男女共同参画の啓発とあわせて、継続的な取り組みを推進していく。

2、平成29年度の主な取り組み状況

●重点課題1「女性の政策・方針決定過程への参画」

施策の方向Ⅰ「審議会等への女性登用を促進」

- ①審議会等への女性委員の登用を進めるため、四日市市審議会等女性委員登用推進要綱に基づき各審議会ごとに登用推進計画を策定し、委員改選に当たっては、人事課及び男女共同参画課への事前協議を徹底し登用率の向上に努めた。また、審議会等の女性委員比率が40%未満の所属に対し、委員改選の概ね3か月前に女性委員登用率改善通知を発送し、17件中4件の登用率が改善された。【コード:1】
- ②職員全体に占める割合は、前年度と同水準を維持したが、女性管理職の割合及び係長級以上の職員に占める女性割合は、平成27年度と比較すると若干下がった。【コード:3】

施策の方向Ⅱ「民間企業や地域団体、市民活動団体等への女性登用・参画を促進」

- ③平成28年度に引き続き、情報共有・交換会議を実施した。また、情報共有・交換会議の参加企業の協力をあおぎ、シンポジウムを開催した。参加人数は少なかったが、「働き方改革へのアプローチが別の角度で考えることができた。」など好評であった。【コード:5】

●重点課題2「男性の家事・育児・介護等への参画」

施策の方向Ⅰ「家庭での男女の自立を促進」

- ④男性料理教室の内容を離乳食教室、介護食教室とし、受講者の対象を変更するとともに、初めてイクジイの講座を実施した。少人数ではあったものの、男性の若い世代と年配世代に啓発することができた。【コード:1】
- ⑤パパママ教室において、平日開催日を含め、父親の参加率は92.9%(H28年度91.8%)と高く、すすんで沐浴体験や妊婦スーツの着用等を体験する姿がみられ、産後の育児参加意識向上につながった。【コード:2】
- ⑥父親の子育てマイスターをよかパパ相談員として土曜日等に各支援センターに派遣し、利用者に対して父親目線による相談業務や絵本の読み聞かせ等を行った。【コード:3】

●重点課題3「ワーク・ライフ・バランスの促進」

施策の方向Ⅰ「仕事等と家庭生活の両立を支援」

- ⑦こども未来課窓口と単独型子育て支援センター(橋北及び塩浜)に子育てコンシェルジュを配置し、ニーズに応じた子育て支援施策の情報提供を行うとともに、子育てに関し、保護者に交流の場を提供したり、情報を提供していくことで保護者への支援を実施することができた。【コード:1】
- ⑧低年齢児の入所希望者数が受入枠の拡大を上回って増加し待機児童数が増加している中、私立保育園、こども園、地域型保育事業所の開園により定員の拡充を図ることができた。【コード:4】

施策の方向Ⅱ「男女の平等な就労環境の整備を促進」

- ⑨総合評価方式による入札22件で、育児休業制度の規定がある入札参加者については、評価点を加算することにより評価し、入札参加者に対し、育児休業制度への意識を高めることができた。【コード:6】
- ⑩企業向けのワーク・ライフ・バランス出前講座を、2事業所61名に実施した。実施回数は減少したものの、受講された企業からは「次年度も利用したい。」と好評であった。【コード:7】

施策の方向Ⅲ「女性の就労・再就職・起業へのチャレンジ支援」

- ⑪四日市公共職業安定所や四日市商工会議所と連携して、就職セミナーを開催し、企業と就職

を希望する方のマッチングに取り組んだ。【コード:9】

⑫育成支援講座には23名の参加があり、ジャンプアップ講座にも25名の参加があった。参加者の中から、開業届を提出する女性もみえ、横の繋がりネットワーク作りにも寄与できた。【コード:10】

⑬働く女性・働きたい女性のための相談窓口を年間24回開設し、25件の相談があった。相談件数は減少したが、開設回数、相談時間は増やすことができ、定期的に開設することができた。【コード:12】

●重点課題4 「地域社会での男女共同参画の推進」

施策の方向 I 「男女共同参画の視点に立った地域づくりの推進」

⑭女性自治会長数は、6名増(平成28年度32人⇒平成29年度38人)となったが、全体的には5%に留まっている。平成29年度においても、引き続き、自治会長への女性登用促進に向けた課題の聞き取り等に対して協力を行うなど、改善に向けた取り組みを行った。【コード:1】

⑮防災・減災女性セミナーの修了生や女性リーダーのつどいのメンバー約200人を集め、避難所のレイアウト検討や簡易トイレの組立訓練など、避難所設営訓練を行った。【コード:3】

⑯父親の子育てマイスター養成講座16名の受講者に対し、固定的な性別役割分担意識を払拭し、父親の子育てと地域活動への参画を啓発することで、男女が共に地域活動に参画しやすい環境づくりにつなげることができた。【コード:4】

●重点課題5 「国際化に対応した男女共同参画」

施策の方向 I 「多文化共生における男女共同参画の推進」

⑰外国人女性が参加できる各講座、セミナー等により、地域活動への参加を図り、また参画促進を働きかけることが出来た。【コード:2】

3、事業実施自己評価

※別表「男女共同参画プランよっかいち 2015～2020 における事業評価表(基本目標Ⅱ)」のとおり

男女共同参画プランよっかいち2015～2020における事業評価表

基本目標Ⅱ 家庭、職場、地域等社会のあらゆる場における男女共同参画の推進
重点課題1 女性の政策・方針決定過程への参画

「進捗状況」についての担当課による評価
 A 実施することができた B 概ね実施することができた
 C 一部しか実施できなかった D 実施できなかった。 — 評価なし

コード	推進施策	実施事業	29年度			次年度に向けての方向	担当課
			事業実績	評価	評価の説明		
1	審議会等への女性参画比率の向上	◇審議会等委員に占める女性割合について目標設定	・審議会への女性の登用率 34.8% ・男女の一方の数が40%未満とならない審議会等67か所 ・女性のいない審議会等 2	B	・男女の一方の数が40%未満とならない審議会等の数が、平成28年度より8か所増加できた。	・審議会等への女性の登用率は、上昇がやや難しくなっている状況であるが、目標達成に向け、掲示板等で周知を図るなど確実な進捗管理を行う。	人事課
		◇四日市市男女共同参画人材リストの充実及び活用促進 ◇四日市市審議会等女性委員登用推進要綱に基づく事前協議の徹底 ◇女性登用率の低い審議会等への事前協議前の働きかけ	・審議会等への女性の登用率 34.8% ・人材リスト登録者数 146人 ・人材リスト利用件数 3件 ・四日市市審議会等女性委員登用推進要綱に基づく事前協議の実施(実施回数 103回) ・女性登用率の低い審議会等への所管所属への改善通知(通知件数 17件)	A	・人材リストの利用件数は3件にとどまった。また、登録者数についても更新を行ったところ、新規登録16名、抹消23名、計146名の登録となった。 ・1か月前までの事前協議とし、周知しているが、期限を過ぎてから提出する所属がいくつかあった。 ・改善通知を送付した17件中4件の審議会の登用率が改善された。	・人材リスト登録者数を増やすとともに、利用についても促進する。 ・事前協議については、協議する時間を設けるためにも1か月前までに行うよう徹底させる。 ・改善通知については、効果が現れているため、継続して実施していく。	男女共同参画課
2	市職員における管理・監督職への女性登用の推進	◇係長級以上の職員の男女比率を、職員全体の男女比率に少しでも近づけるよう、女性職員の職務経験及び能力向上につながる配置等を実施	・市の役付職員(係長級以上)の女性比率 37.0% 参考 職員全体の女性比率 47.7%	B	・職員全体に占める割合は、前年度と同水準を維持したが、女性管理職の割合及び係長級以上の職員に占める女性割合は、平成27年度と比較すると若干下がった。	・職務経験及び能力向上につながる職員配置を行うとともに、職員本人の意欲にも意を配しながら登用を図っていく。	人事課
		◇女性管理職登用に向けての職員の意識、課題の把握	・男女共同参画推進員研修において、管理職登用に関するアンケートを実施	A	・アンケート回答者70名のうち、管理職への登用を希望する職員は19名で、内女性は2名であった。なりたくない理由としては、「責任を負えない」、「自信がない」が多かった。一部ではあるが、職員の意識を把握することができた。	・引き続き、職員の意識・課題の把握に努め、課題解決のための方針について検討する。	男女共同参画課
			・新規採用職員研修等の階層別研修にて、男女共同参画にかかる研修を実施。	A	・新規採用職員研修等、階層別研修で実施した。	・同様の研修を継続して実施していく。	職員研修所
3	市職員における女性職員の職域拡大	◇女性職員が幅広い職務経験を持てるような配置等の実施	・市における女性職員(正職員)がいない職場 26か所/152(課+中間組織)	A	・女性職員がいない職場に対し、積極的な配置を行ったが、平成29年度より女性職員がいない職場を減らすことができなかった。	・少数職場や消防、現業職場など女性職員の配置が困難な場合もあるが、女性職員が幅広い職務経験を持てるような配置に努め、女性職員の職域拡大を図る。	人事課
4	女性人材情報の収集と提供	◇四日市市男女共同参画人材リストの充実及び活用促進	・人材リスト登録者数 146人 ・人材リスト利用件数 3件	A	・人材リストの利用件数は3件にとどまった。また、登録者数についても更新を行ったところ、新規登録16名、抹消23名、計146名の登録となった。	・人材リスト登録者数を増やすとともに、利用についても促進する。	男女共同参画課
			・リスト利用について、掲示板で周知を図った。	B	・男女の一方の数が40%未満とならない審議会等の数が、8か所増加できた。	・リスト利用の促進を掲示板等で促すとともに、登用率の低い所属については、個別にリスト利用を勧める。	人事課
5	企業、各種団体等へ向けての女性登用・参画の促進	◇男女共同参画にかかる国・県などの施策の情報提供 ◇四日市市「男女がいきいきと働き続けられる企業」表彰の実施	・国等からの情報を配架し、市民等に提供するとともに、随時市内事業に対して国等からの情報を提供。また、市内企業を中心に訪問を実施し、情報を提供。 ・2社の表彰を実施	A	・国等からの情報を配架し、人権啓発企業連絡会会員企業への連絡等の機会を捉え、事業所への送付を通じて各種情報提供に取り組んだ。また、市内企業を中心に訪問を実施し、情報提供先の拡充に取り組むなど、適切に施策を推進した。 ・表彰項目等、制度の見直しを積極的に進めながら、適切に施策を推進した。	・国等からの情報について、随時配架や事業所への送付を実施するとともに、事業所への訪問を実施し、情報提供先の拡充に取り組むなど、適切に施策を推進する。 ・制度の見直しを積極的に進めながら、適切な施策推進を継続する。今後は、被表彰事業所が表彰の恩恵を受けることができるような制度構築を全庁的に検討していくとともに、被表彰事業所の取り組みを広めていけるよう、男女共同参画課、こども未来課等との連携を一層強化しながら、事業所に対する表彰制度の啓発等に取り組む必要がある。	商工課

男女共同参画プランよっかいち2015～2020における事業評価表

基本目標Ⅱ 家庭、職場、地域等社会のあらゆる場における男女共同参画の推進
重点課題1 女性の政策・方針決定過程への参画

「進捗状況」についての担当課による評価

A 実施することができた B 概ね実施することができた
C 一部しか実施できなかった D 実施できなかった。 — 評価なし

コード	推進施策	実施事業	29年度			次年度に向けての方向	担当課
			事業実績	評価	評価の説明		
5	企業、各種団体等へ向けての女性登用・参画の促進	◇企業向け研修の実施 ◇企業への情報提供	・ワーク・ライフ・バランスに関する情報共有・交換会議の実施 (実施回数 1回、参加事業者数 8者) ・ワーク・ライフ・バランスシンポジウムの開催 (実施回数 1回、参加人数 89人) ・企業向けワーク・ライフ・バランス出前講座の実施 (実施回数 2回、参加人数 延べ 61人)	A	・平成28年度に引き続き、情報共有・交換会議を実施した。また、情報共有・交換会議の参加企業の協力をあおぎ、シンポジウムを開催した。参加人数は少なかったが、「働き方改革へのアプローチが別の角度で考えることができた。」など好評であった。 ・企業向けのワーク・ライフ・バランス出前講座の実施回数は減少したものの、受講された企業からは「次年度も利用したい。」と好評であった。	・企業でのワーク・ライフ・バランスをさらに促進するために、各企業が抱えているワーク・ライフ・バランスに関する情報や取組上の諸課題を共有し、専門家の助言を得ながら、企業と市との情報共有・交換会議を開催する。 ・出前講座においても継続して実施し、周知については商工会議所にも協力を依頼していく。	男女共同参画課
6	女性リーダーの育成	◇さんかくカレッジ、市民協働企画等において女性リーダーを育成	・人材リスト登録者研修会の実施(1回、参加人数 8人) ・さんかくカレッジ市民企画 4企画12講座 ・はもりあフェスタの企画運営委員会 5回実施 ・はもりあワークショップ市民企画 10企画	A	・人材リスト登録者研修会を実施したが、人材リスト登録者一人ひとりに声掛けしたものの、参加人数は少なかった。 ・さんかくカレッジ市民企画、はもりあフェスタの企画運営委員など、意思決定の場への参画の機会を設けた。	・引き続き人材リスト登録者研修会を開催していくが、参加人数が増えるよう、内容及び周知方法を検討する。 ・はもりあフェスタの企画運営委員会など、引き続き参画できる機会を設ける。	男女共同参画課
		◇地域防災活動に女性の視点を反映できる人材育成	・四日市市防災・減災女性セミナーの実施 (15回連続講座)7名受講のうち7名修了	A	・地域の防災・減災活動に男女共同参画の視点の必要性を学ぶとともに、他講座の男性受講生と接することで地域の防災・減災活動に参加しやすいような顔の見える関係づくりのきっかけになるような様々な講座を行うことができた。	・次年度も継続して講座を開催していく。参加人数が増えるように努めていきたい。	危機管理室
7	女性の経営への主体的な参画促進	◇家族経営協定の締結促進 ◇農村女性アドバイザーや女性農業団体と連携した啓発活動の実施 ◇女性の認定農業者及び認定新規就農者の育成	・家族経営協定の締結:33家族 ・農村女性アドバイザー:13名 ・女性の認定農業者:23名 ・女性の認定新規就農者:4名	B	・家族経営協定の締結数、女性の認定農業者数・認定新規就農者数が増えたものの、農村女性アドバイザーの新たな認定には至らなかった。	・引き続き、女性による営農促進に努める。	農水振興課 農業委員会事務局

男女共同参画プランよっかいち2015～2020における事業評価表

基本目標Ⅱ 家庭、職場、地域等社会のあらゆる場における男女共同参画の推進
重点課題2 男性の家事・育児・介護等への参画

「進捗状況」についての担当課による評価
 A 実施することができた B 概ね実施することができた
 C 一部しか実施できなかった D 実施できなかった。 — 評価なし

コード	推進施策	実施事業	29年度			次年度に向けての方向	担当課
			事業実績	評価	評価の説明		
1	男性の家庭参画を促進するための情報提供と講座の充実	◇男性の家庭参画を促進するための地区市民センター講座を実施	・地区市民センター講座 ・男女共同料理教室 5センター 5回 109人 ・男性向け料理教室 12センター 24回 264人	A	・地区市民センターにおいて、男女共同参画のきっかけとなるよう、男性料理教室を開催した。	・引き続き地区市民センターにおいて、男性の家庭参画を促進するための情報提供と講座の充実に努める。	地区市民センター(市民生活課)
		◇男性の家事参画に関する講座(料理教室等)の開催及び講座受講者へのグループ登録の促進	・男性向け離乳食教室の開催(2回、参加人数 延べ 12人) ・男性向け介護食教室の開催(2回、参加人数 延べ 6人) ・市民企画講座「じいの出番だ！まかせとき！」の開催(3回、参加人数 延べ 25人)	A	・平成29年度は、男性料理教室の内容を離乳食、介護食とし、受講者の対象を変更した。介護食講座の参加者は少なかったが、離乳食講座は好評であった。また、イクジイの講座を初めて実施した。少人数ではあったものの、男性の若い世代と年配世代に啓発することができた。	・男性の世代別に講座を開催したが、講座によっては参加者が少なかったものもあったことから、男性の受講者が参加しやすい講座を検討しつつ、開催していく。	男女共同参画課
2	男女がともに育児を担うための講座の実施	◇子育て支援センターにて「お父さんと遊ぼう」の実施	・単独型子育て支援センターにおけるお父さんの利用人数 年間 286人 ・併設型子育て支援センターにおける「お父さんと遊ぼう」の実施 年間 231回 参加人数 411人 ・「お父さんと遊ぼう」開催時に「父親の子育て相談」を実施 併設型子育て支援センター 年間 7回 単独型子育て支援センター 年間 4回 計 年間 12回 参加人数 355人	A	・子育て支援センターの父親の利用を啓発した。父親の利用を進めることにより、母親に自分の時間ができたり、父母が共に子育てすることで悩みを共有し、育児不安の軽減を図ることができた。	・引き続き父親の利用の啓発を行っていく。また、より父親が利用しやすい事業の進め方を工夫していく。	子ども未来課
		◇妊婦とその家族に妊娠、育児の模擬体験を交えた教室「パパママ教室」の開催	・「パパママ教室」の開催 年間17回、うち日曜開催日(5日間)は、参加希望者多数のため、午前・午後の2回ずつ実施。参加者：妊婦 337人 家族 327人(うち夫 313人) ・「訪問パパママ」の実施 実施件数 25件(うち夫婦共在宅 20件)	A	・平日開催日を含め、父親の参加率は92.9%(H28年度91.8%)と高く、すすんで沐浴体験や妊婦スーツの着用等を体験する姿がみられ、産後の育児参加意識向上につながった。	・引き続き、参加者のニーズや社会情勢に応じて内容の改善を図りながら教室を開催、出産後の子育て支援サービス利用につなげる。	子ども保健福祉課
		◇男性の子育てに関する講座(父親の子育てマイスター養成講座)の開催	・父親の子育てマイスター養成講座の実施 公開講座受講者 68名 養成講座修了者 14名	A	・父親の育児参画を推進するため、男性を対象とした「父親の子育てマイスター」養成講座を「パパスマイル四日市」と協働で実施し、平成22年度から平成29年度までで計129名をマイスターとして認定した。	・父親の育児参画の推進のため、継続して「父親の子育てマイスター」養成講座を実施する。また、引き続き講座の企画や運営を父親の子育てマイスターと協働で行うことにより、効果的な事業の実施を図る。	子ども未来課
3	父親の子育て参画を推進するための環境づくり	◇子育てに関する情報提供と父親の子育て相談の実施	・父親の子育て相談員による相談活動 開催回数 12回 相談員数 延べ81人 相談件数 14件	A	・父親の子育てマイスターをよかパパ相談員として土曜日等に各支援センターに派遣し、利用者に対して父親目線による相談業務や絵本の読み聞かせ等を行った。	・子育て支援センター等の利用者を対象としたよかパパ相談を継続して行う。また、事業の実施に当たっては、参加者の増加を図るため、開催内容や方式について引き続き検討を行う。	子ども未来課
		◇男性による絵本の読み聞かせ等の推進	・「ザ・男の読み聞かせ」の開催	A	・「ザ・男の読み聞かせ」を開催し、男性の子育て参画について、市民に対して啓発を行うことができた。	・引き続き「ザ・男の読み聞かせ」を開催していく。	図書館

男女共同参画プランよっかいち2015～2020における事業評価表

基本目標Ⅱ 家庭、職場、地域等社会のあらゆる場における男女共同参画の推進
重点課題2 男性の家事・育児・介護等への参画

「進捗状況」についての担当課による評価
A 実施することができた B 概ね実施することができた
C 一部しか実施できなかった D 実施できなかった。 — 評価なし

コード	推進施策	実施事業	29年度			次年度に向けての方向	担当課
			事業実績	評価	評価の説明		
4	男女がともに介護責任を果たすための意識啓発	◇認知症サポーター養成講座や出前講座等で意識啓発	①認知症サポーター養成講座 91回(受講者: 2,585人) ②その他出前講座 23回(受講者数: 1,020人)	A	・平成18年度から累積で21,395人の受講者があり、介護の基礎知識や認知症に関する理解を普及することができた。	・引き続き出前講座等を活用し、平成29年度を上回る実績を目指す。	介護・高齢福祉課
5	市役所が率先して父親の子育て参画を推進する	◇育児休業・育児参加特別休暇等の周知 ◇育児休業等取得該当職員に対する所属長による面接ヒアリングの実施推奨	・ワーク・ライフ・バランスシンポジウムを男女共同参画推進リーダー及び管理職研修に位置付け、市役所が率先して実施していくことの意識付けを行うとともに、男性部下の育児休業取得に関する意識をアンケートにて把握した。	A	・アンケートから、男性部下の育児休業取得について、「ぜひとも取得するよう進める」と回答した人が61.3%、「取得期間や時期によっては認める」が27.4%、「認めたいが所属の現状を考えると認められない」が4.8%、「認めない」が0%であった。現状の意識を把握することができた。	・男女共同参画庁内調整会議や職員研修など機会を利用し、男性の育児休業が増えるよう意識付けを行っていく。	男女共同参画課
			・男性の育児休業取得者 0人 ・男性の育児休業等(部分休業・出産補助休暇・育児参加休暇を含む)取得率 91.7%	B	・新規育児休業取得者は0であったが、その他の休暇については前年より約10%増加した。	・引き続き、出産補助休暇や育児参加休暇等と合わせて育児休業等の制度を周知するとともに、育児参画計画シート等を活用し、所属長による面接等を行うことで、男性の育児休業等の取得推進を図る。	人事課

男女共同参画プランよっかいち2015～2020における事業評価表

基本目標Ⅱ 家庭、職場、地域等社会のあらゆる場における男女共同参画の推進
重点課題3 ワーク・ライフ・バランスの促進

「進捗状況」についての担当課による評価
A 実施することができた B 概ね実施することができた
C 一部しか実施できなかった D 実施できなかった。 — 評価なし

コード	推進施策	実施事業	29年度			次年度に向けての方向	担当課
			事業実績	評価	評価の説明		
1	子育てに関する情報提供と相談の充実	◇子育てに関する情報提供と相談の充実	・子育てコンシェルジュの配置 ・子育て支援センターでの情報提供 19箇所	A	・こども未来課窓口と単独型子育て支援センター(橋北及び塩浜)に子育てコンシェルジュを配置し、ニーズに応じた子育て支援施策の情報提供を行うことができた。	・四日市市こども子育て交流プラザにも子育てコンシェルジュを配置し、市民の身近なところで相談に応じ、関係機関と連携しながら情報提供に努めていく。	こども未来課
			・各保育園、幼稚園において相談を受けたりしながら、子育て中の家庭の支援を行った。 23保育園で実施 21幼稚園で実施 2こども園で実施	A	・子育てに関し、保護者に交流の場を提供したり、情報を提供していくことで保護者への支援を実施することができた。	・引き続き、子育てに関し、保護者に交流の場の提供し、情報を提供していく中で、保護者への支援を実施していくよう努める。	保育幼稚園課
		◇未就学園児やその保護者に遊びの場や交流の場を提供	・子育て支援事業 18保育園で実施 利用者数 11,286人 子育て支援センターの利用者数 110,754人 子育て支援センターでの相談件数 4,319件	A	・保育園のあそぼう会、子育て支援センターで継続して事業を実施し、多くの親子に利用していただくことができた。	・各子育て支援センターの特徴を担当者間で共有し、より良い支援につなげていく。	こども未来課
			・未就学園児やその保護者に遊び場や交流の場を提供した。 18保育園で実施 利用者数 11,276人 21幼稚園で実施 利用者数 18,764人	A	・地域に施設や機能を開放し、未就学園児やその保護者に遊び場や交流の場を提供し多くの親子への支援を行うことができた。	・引き続き地域に施設や機能を開放し、未就学園児やその保護者へ遊び場や交流の場を提供し、子育てに関する情報を提供したり、相談を受けたりしながら、子育て中の家庭の支援を行うよう努める。	保育幼稚園課
		◇積極的な子育て相談(育児、栄養、発育、発達等)の実施 (乳幼児家庭訪問事業、乳幼児食教室、歯ハハの教室、家庭児童相談室での相談、こども発達支援課での相談)	・育児相談、すくすくルームでの相談 延べ2,338件 ・乳幼児家庭訪問件数 延べ4,210件 ・乳幼児食教室 年間30回、843組参加 ・歯ハハの教室 年間48回、711組参加 ・こども発達支援課での相談件数 957件	A	・対象者の相談内容に応じて保健師、助産師、管理栄養士、歯科医師、歯科衛生士等専門職員が対応した。また、必要時には関係機関と連携し適切な支援に努めた。	・引き続き相談者のニーズの把握に努め、必要な情報提供を行うとともに、関係機関との連携を図ることで途切れない支援体制を継続する。	こども保健福祉課 こども発達支援課
2	介護サービス情報の提供と相談の充実	◇各在宅介護支援センター及び各地域包括支援センターでの情報提供、相談の実施	①地域包括支援センターにおける相談支援件数 32,498件 ②在宅介護支援センターにおける相談支援件数 52,372件	A	・地域相談窓口として各地区に配置されている在宅介護支援センターと、それを後方支援する地域包括支援センターが連携し、延8万件を上回る、介護等に関する相談支援を行うことができた。	・高齢化とともに増加する医療的な相談に対応するため、医療職を配置する在宅介護支援センターを21カ所から24カ所に増やし、相談体制をさらに充実させる。	介護・高齢福祉課
			①乳児保育 34園で実施 ②延長保育 28園で実施 ③一時保育 15園で実施 ④特別支援保育 40園で実施 ⑤休日保育 3園で実施	A	・乳児保育、延長保育、一時保育、特別支援保育、休日保育など多様な保育サービスを実施し、充実させていくことができた。	・引き続き、乳児保育、延長保育、一時保育、特別支援保育、休日保育など多様な保育サービスを充実させ、子育て支援に努めていく。	保育幼稚園課
3	保育園等の施設における多様な保育サービスの充実	◇乳児保育、延長保育、一時保育、特別支援児保育、病児保育、休日保育など多様な保育サービスの実施	・病児保育 2か所で実施	A	・多様な保育サービスを実施することができた。また、新たに1か所病児保育施設を開設することができた。	・病児保育については、流行性の病気が多発する時期に利用できないケースを解消すべく、新たに1か所の施設を整備する。	こども未来課
			・一時保育 13園で実施	A	・通常の一時保育に加えて、第二子以降の子を出産した家庭にメリットのある制度として、事業の拡充を図ることができた。	・引き続き、子育て支援に努めるとともに利用促進に向けて周知を図る。	保育幼稚園課
		◇第2子以降子育てレスパイトケア事業の実施	・保育無料券の交付 交付枚数 435枚	A	・第2子以降の子を出産した者に対して、一時保育を気軽に利用していただくことで、心理的・肉体的な負担の軽減(リフレッシュ)を図ることができた。	・引き続き保育無料券を交付し、子育て中の負担軽減を図るとともに、一時保育事業の周知を図る。	こども未来課

男女共同参画プランよっかいち2015～2020における事業評価表

基本目標Ⅱ 家庭、職場、地域等社会のあらゆる場における男女共同参画の推進
重点課題3 ワーク・ライフ・バランスの促進

「進捗状況」についての担当課による評価
 A 実施することができた B 概ね実施することができた
 C 一部しか実施できなかった D 実施できなかった。 — 評価なし

コード	推進施策	実施事業	29年度			次年度に向けての方向	担当課
			事業実績	評価	評価の説明		
4	保育園の定員等の拡充	◇認可保育園の定員及び地域型保育事業の実施施設の拡充	私立保育園 定員100人増 公立保育園・こども園 定員60人増 地域型保育事業所 定員12人増	A	・低年齢児の入所希望者数が受入枠の拡大を上回って増加し、待機児童数が増加している中、私立保育園、こども園、地域型保育事業所の開園などにより定員の拡充を図ることができた。	・待機児童が増加している中、その対策として引き続き認可保育園の定員と地域型保育事業の実施施設を拡充していく。	保育幼稚園課
5	地域の子育て環境整備と支援体制の充実	◇ファミリー・サポート・センター事業の充実 ◇学童保育の充実(新規開設支援、適正規模への分割推進)	・会員数 1,554人 活動件数 2,094件 ・大規模化している学童保育所の分割 3か所 (市内学童保育所数 計53)	A	・会員数、活動件数ともに前年より微減となったものの、安定して援助活動を行うことができた。 ・大規模化している学童保育所の適正規模化への分割の推進を行った。	・制度に対するニーズに応えるべく、新規の援助会員を増やす取り組みを積極的に行う。 ・今後も大規模化の傾向のある学童保育所に対して、施設整備費等の分割にかかる費用を対象とした補助を行い、学童保育所の適正規模化を図る。	こども未来課
6	仕事と家庭生活の両立のための職場環境づくり	◇四日市市「男女がいいきと働き続けられる企業」表彰の実施	・2社の表彰を実施。	A	・表彰項目等、制度の見直しを積極的に進めながら、適切に施策を推進した。	・制度の見直しを積極的に進めながら、適切な施策推進を継続する。今後は、被表彰事業所が表彰の恩恵を受けることができるような制度構築を全庁的に検討していくとともに、被表彰事業所の取り組みを広めていけるよう、男女共同参画課、こども未来課等との連携を一層強化しながら、事業所に対する表彰制度の啓発等に取り組む必要がある。	商工課
		◇市職員における育児休業・介護休暇などの制度の活用促進 ◇長時間にわたる時間外勤務の削減	・市職員年休取得数 11.9日/年 ・時間外の実績 19.7時間/月 30時間/月以上の所属 30所属 ・市職員育児休業取得者数 140人 ・介護休暇取得者数 1人	A	・年休取得数は前年より増加となった。時間外勤務についても、前年より減少となった。 ・育児休業取得者数は前年より増加となった。 ・介護休暇取得者数は前年同数であった。	・年休取得促進については、アニバーサリー休暇の導入やチャレンジ休暇の見直し等の取組みを進めるとともに、年度当初にワークライフバランス充実度確認票を作成することで休暇の計画的取得を促進していく。また、時間外勤務については、所属長が数値目標の進捗状況を確認できるようにする等の改善をはかり、適正化に向けて取り組んでいく。	人事課
		◇総合評価方式入札において、育児休業制度導入等、女性登用や子育て支援に取り組んでいる企業の優遇	・総合評価方式による入札は22件で、育児休業制度の規定がある入札参加者については、評価点を加算することにより評価した。	A	・総合評価の評価基準で加算対象とすることで、入札参加者に対し、育児休業制度への意識を高めることができた。	・引き続き、育児休業制度の導入企業に対して、評価を行なう。	調達契約課
7	企業と市民に向けての情報提供	◇男女共同参画にかかる国・県などの施策の情報提供 ◇四日市市「男女がいいきと働き続けられる企業」表彰の実施 ◇四日市市雇用実態調査で男女共同参画に関する設問の検討	・国等からの情報を配架し、市民等に提供するとともに、随時市内事業に対して国等からの情報提供を行った。また、市内企業を中心に訪問を実施し、情報を提供。 ・2社の表彰を実施。 ・雇用実態調査で、女性管理職登用の状況、女性の再就職、テレワークの活用など、男女共同参画に関する項目を挿入した。	A	・国等からの情報を配架、人権啓発企業連絡会会員企業への連絡等の機会を捉え、事業所への送付を通じて各種情報提供に取り組んだ。また、市内企業を中心に訪問を実施し、情報提供先の拡充に取り組むなど、適切に施策を推進した。 ・制度の見直しを積極的に進めながら、適切に施策を推進した。	・国等からの情報について、随時配架や事業所への送付を実施するとともに、事業所への訪問を実施し、情報提供先の拡充に取り組むなど、適切に施策を推進する。 ・制度の見直しを積極的に進めながら、適切な施策推進を継続する。今後は、被表彰事業所が表彰の恩恵を受けることができるような制度構築を全庁的に検討していくとともに、被表彰事業所の取り組みを広めていけるよう、男女共同参画課、こども未来課等との連携を一層強化しながら、事業所に対する表彰制度の啓発等に取り組む必要がある。 ・雇用実態調査の男女共同参画に関する設問について、設問の内容について適宜見直しを行う。	商工課
		◇ワーク・ライフ・バランス推進企業の紹介 ◇企業訪問等による情報収集及び情報提供 ◇企業向け出前講座の設定と周知	・ワーク・ライフ・バランスに関する情報共有・交換会議の実施 (実施回数 1回、参加事業者数 8者) ・ワーク・ライフ・バランスシンポジウムの開催 (実施回数 1回、参加人数 89人) ・企業向けワーク・ライフ・バランス出前講座の実施 (実施回数 2回、参加人数 延べ 61人)	A	・平成28年度に引き続き、情報共有・交換会議を実施した。また、情報共有・交換会議の参加企業の協力をあおぎ、シンポジウムを開催した。参加人数は少なかったが、「働き方改革へのアプローチが別の角度で考えることができた。」など好評であった。 ・企業向けワーク・ライフ・バランス出前講座の実施回数は減少したものの、受講された企業からは「次年度も利用したい。」と好評であった。	・企業でのワーク・ライフ・バランスをさらに促進するために、各企業が抱えているワーク・ライフ・バランスに関する情報や取組上の諸課題を共有し、専門家の助言を得ながら、企業と市との情報共有・交換会議を開催する。 ・出前講座においても継続して実施し、周知については商工会議所にも協力を依頼していく。	男女共同参画課

男女共同参画プランよっかいち2015～2020における事業評価表

基本目標Ⅱ 家庭、職場、地域等社会のあらゆる場における男女共同参画の推進
重点課題3 ワーク・ライフ・バランスの促進

「進捗状況」についての担当課による評価
 A 実施することができた B 概ね実施することができた
 C 一部しか実施できなかった D 実施できなかった。 — 評価なし

コード	推進施策	実施事業	29年度			次年度に向けての方向	担当課
			事業実績	評価	評価の説明		
8	女性の就業機会の拡充	◇ハローワーク、マザーズコーナー四日市等と連携し、求人等の情報提供 ◇労働相談機関の情報提供 ◇関係機関と連携した四日市市求職者資格取得助成金の周知、啓発による資格取得の支援	・ハローワークが発行する求人情報を入手し、掲示板により全庁に提供するとともに、市ホームページに掲載。また、各地区市民センター、人権プラザ等市民には、紙媒体で提供。 ・求職者資格取得助成金について、広報よっかいちに掲載するとともに、四日市公共職業安定所、マザーズコーナー四日市、三重県等の関係機関と連携し、啓発を実施した。	A	・毎週ハローワークが発行する求人情報を入手し、迅速に全庁に提供するとともに、市ホームページに掲載した。また、各地区市民センター、人権プラザ等市民に身近な所属については、紙媒体での提供を行うなど、女性の就業機会の拡充に取り組んだ。 ・求職者資格取得助成金について、広報よっかいちに掲載するとともに、四日市公共職業安定所、マザーズコーナー四日市、三重県等の関係機関と連携し、啓発を実施した。	・ハローワーク発行の求人情報等について、積極的に入手・提供に取り組む。 ・求職者資格取得助成金について、広報よっかいちへの掲載や、四日市公共職業安定所、マザーズコーナー四日市、三重県等の関係機関と連携・啓発により、女性の就業機会の拡充に取り組む。	商工課
			・ハローワーク、雇用均等室との共催で育児と仕事を両立させるための「お仕事探しセミナー」を実施。(実施回数1回、参加人数 延べ30人)	A	・ハローワーク、雇用環境均等室との共催でセミナーを実施し、これから働き始める方に、求人情報の検索方法、税改正、パートタイム労働法などについての講義を行った。	・ハローワーク、雇用均等室と調整し、継続して行っていく。	男女共同参画課
9	女性の職業能力開発と職域拡大	◇就職セミナーの開催や、関係機関と連携した四日市市求職者資格取得助成金の周知、啓発による資格取得の支援	・四日市公共職業安定所や四日市商工会議所と連携して、就職セミナーを開催。 ・求職者資格取得助成金について、広報よっかいちに掲載し、広く市民に啓発を実施。 ・四日市公共職業安定所、マザーズコーナー四日市、三重県等の関係機関と連携し、啓発を行うとともに、全庁的に女性の職業能力開発と職域拡大を進めるべく、男女共同参画課をはじめとした庁内の関係所属にも情報提供を実施。	A	・四日市公共職業安定所や四日市商工会議所と連携して、就職セミナーを開催し、企業と就職を希望する方のマッチングに取り組んだ。 ・求職者資格取得助成金について、広報よっかいちに掲載し、広く市民に啓発を行った。より就職に有利な資格について検討を進め、平成30年度からは対象資格を2つから4つとする。 ・四日市公共職業安定所、マザーズコーナー四日市、三重県等の関係機関と連携し、啓発を行うとともに、全庁的に女性の職業能力開発と職域拡大を進めるべく、男女共同参画課をはじめとした庁内の関係所属にも情報提供を行うなど、適切に施策を推進した。	・四日市公共職業安定所や四日市商工会議所と連携して、就職セミナーを開催し、企業と就職を希望する方のマッチングに取り組む。 ・求職者資格取得助成金について、広報よっかいちへの掲載や、四日市公共職業安定所、マザーズコーナー四日市、三重県等の関係機関と連携・啓発により、就業機会の拡充に取り組む。より就職に繋げるため、助成の対象資格の拡充については引き続き、関係機関と連携して検討を進める。 ・四日市公共職業安定所、マザーズコーナー四日市、三重県等の関係機関と連携し、啓発を行うとともに、全庁的に女性の職業能力開発と職域拡大を進めるべく、男女共同参画課をはじめとした庁内の関係所属にも情報提供を行うなど、施策の推進に取り組む。	商工課
			・市役所内に創業に関する相談窓口を設置し、商工会議所をはじめとする四日市志創業応援隊のメンバーである創業支援事業者と連携を図り、創業のための支援を行った。また、創業のための情報を広報やホームページなどに掲載し、広く周知を図った。 ・独立創業資金等の支援制度について、情報を市内の関係金融機関等を訪問し、支援制度の周知、啓発を図った。	A	・創業を考えている人が、相談窓口として、商工会議所を利用できるようにチラシの配架や電話相談での案内を実施できた。 ・また、独立創業資金等の支援制度について、情報を市内の関係金融機関を訪問し、支援制度の周知、啓発を図れた。	・引き続き、市役所内に創業に関する相談窓口を設置し、商工会議所をはじめとする四日市志創業応援隊のメンバーである創業支援事業者と連携を図り創業のための支援を行う。また、創業のための情報を広報やホームページなどに掲載し、広く周知を図る。 ・独立創業資金等の支援制度について、情報を市内の関係金融機関等を訪問し、支援制度の周知、啓発を図る。	商工課
10	女性起業家への支援	◇再就職応援講座及び起業セミナーの開催	・女性のためのプチ起業入門講座の実施(参加人数 39人) ・チャレンジショップの実施(出店数 15件)	A	・起業を考えている女性を対象に、実際に起業した方の体験談を聞くなどの講座を開催し、「自信がわいた」「エネルギーをもらった」など好評であった。また、はもりあフェスタ期間中に来店する機会を設け、15件出店した。	・引き続き起業のための講座を開催するとともに、チャレンジショップで出店の機会を作り、集客についても促していく。必要に応じて商工課の女性起業家育成講座を紹介する。	男女共同参画課
			◇女性起業支援講座の開催及び講座終了後、必要に応じて個々の事業計画に合わせたブラッシュアップ指導を実施	A	・育成支援講座には23名の参加があり、ジャンプアップ講座にも25名の参加があった。 ・参加者の中から、開業届を提出する女性もみえ、横の繋がりがネットワーク作りにも寄与できた。	・歴代の受講生との交流会やビジネスプランを企業・団体へ行う場を用意し、ビジネスチャンスの創出機会を設け、女性の起業を支援する。	商工課

男女共同参画プランよっかいち2015～2020における事業評価表

基本目標Ⅱ 家庭、職場、地域等社会のあらゆる場における男女共同参画の推進
重点課題3 ワーク・ライフ・バランスの促進

「進捗状況」についての担当課による評価
A 実施することができた B 概ね実施することができた
C 一部しか実施できなかった D 実施できなかった。 — 評価なし

コード	推進施策	実施事業	29年度			次年度に向けての方向	担当課
			事業実績	評価	評価の説明		
11	専門知識の習得と能力開発などへの支援及び情報提供	◇母子家庭等自立支援給付事業の実施 ◇パソコン講座等、就労支援のための講座の開催	・自立支援教育訓練給付金4件、高等職業訓練促進給付金 9件	A	・高等職業訓練促進給付金の利用者が、当初の見込みを上回ったことから、事業費支出の増となった。	・就労に繋がる資格取得をはじめ、当該事業の対象世帯に対し、積極的に啓発を行いながら自立生活の基盤を築く契機として支援を実施していく。	こども保健福祉課 (家庭児童相談室)
		◇パソコンや簿記研修等、専門知識の習得と能力開発など農村女性アドバイザーや女性農業団体の活動への支援	・パソコン簿記研修参加者数：12名	A	・参加者26名中、女性は12名であり、昨年度の実績を上回った。	・引き続き、専門知識の習得や能力開発につながる研修への参加を促し、女性就農者の活動の支援に努める。	農水振興課 農業委員会事務局
12	就労する女性への支援	◇働く女性・働きたい女性のための相談事業	・相談窓口を年間24回開設。(相談件数 25件)	A	・平成28年度に比べ、相談件数は減少したが、開設回数、相談時間は増やすことができ、定期的に開設することができた。	・相談件数が減少したことから、平成30年度は土曜日だけでなく、平日夜間にも開設することにし、相談状況を把握しながら、相談しやすい体制を検討していく。	男女共同参画課
		◇潜在保育士職場復帰支援事業	・潜在保育士職場復帰支援就職セミナー(研修会)の実施 (2回開催 参加人数11人)	B	・平成28年度からの新規事業として、保育園勤務のブランクが長い、また保育園での勤務経験が少ない潜在保育士を対象にセミナーを実施して、参加者は少なかったものの、現場復帰への再チャレンジができるよう支援を行った。	・引き続き潜在保育士職場復帰支援セミナーを実施し、潜在保育士の現場復帰への支援を行う。	保育幼稚園課
		◇潜在看護師の人材確保	・カムバック研修を平成29年10月に実施した(参加者12名)	B	・研修を実施したが市立四日市病院への採用に至らなかった。	・今年度引き続きで研修を実施する予定。	市立四日市病院 総務課

男女共同参画プランよっかいち2015～2020における事業評価表

基本目標Ⅱ 家庭、職場、地域等社会のあらゆる場における男女共同参画の推進
重点課題4 地域社会での男女共同参画の推進

「進捗状況」についての担当課による評価
 A 実施することができた B 概ね実施することができた
 C 一部しか実施できなかった D 実施できなかった。 — 評価なし

コード	推進施策	実施事業	29年度			次年度に向けての方向	担当課
			事業実績	評価	評価の説明		
1	地域社会づくりを担うリーダーへの女性の就任促進	◇地域の実情を勘案しつつ、女性もPTA会長を担うよう促進	・PTA会長の女性人数 小学校 15人/38校 中学校 10人/22校 (H28 21/60)	A	・就任しやすい雰囲気を作る中で、少しずつ女性会長が増加した。	・今後も、性別によらずPTA会長を担えるよう、環境作りに努める。	社会教育課
		◇男女がともに地域で活動を担っていきけるよう啓発	・自治会長数734人(うち女性38人)	B	・女性自治会長数は、6名増(平成28年度32人⇒平成29年度38人)となったが、全体的には5%に留まっている。平成29年度においても、引き続き、自治会長への女性登用促進に向けた課題の聞き取り等に対して協力を行うなど、改善に向けた取り組みを行ったことから、平成30年度の女性自治会長数は増加する見込みである。	・引き続き、自治会長への女性登用促進に努める。	市民生活課
2	地域活動を担う女性リーダーの育成	◇地域活動を担う女性のリーダーを育成する講座の実施	・地区市民センター講座 ・男女共同参画セミナー 2センター 5回 240人 ・男女共同防災講座 8センター 12回 349人	A	・地区市民センターで、男女共同参画に係る講座や、男女共同参画と関連させた防災講座を実施した。	・引き続き、地域活動を担う女性のリーダーを育成する講座の充実に努める。	地区市民センター(市民生活課)
3	地域活動への積極的な参画を促すための意識・環境づくり	◇各地区に対して、市民グループ(団体)と協働して、防災の観点から参画の必要性の啓発 ◇防災の観点からの啓発後、次のステップとして各地区で女性向けエンパワメントの講座や男性の意識を変える講座を実施	・男女共同参画の視点を取り入れた防災まちづくりの講座を各地区で開催されるよう働きかけを行い、7地区で開催された。(参加人数 延べ328人) ・地区市民センター講座 ・男女共同料理教室 5センター 5回 109人 ・男性向け料理教室 12センター 24回 264人 ・男女共同参画セミナー 2センター 5回 240人 ・男女共同防災講座 8センター 12回 349人	A	・地域におけるまちづくりに、男女共同参画の視点が必要であることを、防災を切り口に地区市民センターで啓発してもらおう働きかけ、7地区で開催され、すべての地区で実施することができた。参加者の多くに男女共同参画の視点が必要であることを理解していただけた。	・目標は達成したが、今後も引き続き男女共同参画の視点を取り入れた防災まちづくりの講座が開催されるよう働きかけを行う。 ・各地域で、地域で活躍する市民グループと協働で講座を開催していく。	男女共同参画課
		◇センターだより等で、地域活動への積極的な参画を啓発	・センターだより等で、地域活動の周知を行うとともに、参画を呼び掛けた。	A	・センターだより等で、地域活動の周知を行うとともに、参画を呼び掛けた。	・引き続き、地域活動の周知を行うとともに、参画を呼び掛けていく。	地区市民センター(市民生活課)
		◇地域防災活動に女性の視点が反映される機会づくり	・四日市市防災・減災女性セミナーの実施(15回連続講座)7名受講のうち7名修了 ・避難所開設訓練の実施・DVDの作成	A	・地域の防災・減災活動に男女共同参画の視点の必要性を学ぶとともに、他講座の男性受講生と接することで地域の防災・減災活動に参加しやすいような顔の見える関係づくりのきっかけになるような様々な講座を行うことができた。	・次年度も継続して講座を開催していく。参加人数が増えるように努めていきたい。	危機管理室
			・防災・減災女性セミナーの修了生や女性リーダーのつどいのメンバー約200人を集め、避難所のレイアウト検討や簡易トイレの組立訓練など、避難所設営訓練を行った。また、その様子をDVDに記録した。	A	・各地区避難所マニュアルの見直しの際に、男女共同参画の視点を取り入れた避難所運営マニュアルの作成の支援や、作成したDVDを使用するの啓発を行った。	・各地区避難所マニュアルの見直しの際に、男女共同参画の視点を取り入れた避難所運営マニュアルの作成の支援や、作成したDVDを使用するの啓発を行った。	危機管理室
4	男性の子育て参画を通して、様々な地域活動への参画の推進	◇男女がともに地域活動へ参画できるよう、子育てに関する講座等において啓発	・父親の子育てマイスター養成講座において、父親の子育てを通して、男女が共に地域活動に参画することへの啓発を行った。	A	・父親の子育てマイスター養成講座16名の受講者に対し、固定的な性別役割分担意識を払拭し、父親の子育てを通して、男女が共に地域活動に参画しやすい環境づくりにつなげることができた。	・引き続き講座を実施し、父親の子育てを通して、男女がともに地域活動へ参画できるような環境づくりを推進していく。	こども未来課

男女共同参画プランよっかいち2015～2020における事業評価表

基本目標Ⅱ 家庭、職場、地域等社会のあらゆる場における男女共同参画の推進
 重点課題4 地域社会での男女共同参画の推進

「進捗状況」についての担当課による評価
 A 実施することができた B 概ね実施することができた
 C 一部しか実施できなかった D 実施できなかった。 — 評価なし

コード	推進施策	実施事業	29年度			次年度に向けての方向	担当課
			事業実績	評価	評価の説明		
5	地域で活動する各種ボランティア・NPO等への支援	◇市民活動の場(なや学習センター、市民活動センター)の提供等による支援	・指定管理業務委託	A	・延べ4,199団体及び51,507人の施設利用があった	・市民活動団体の更なる利用促進に向け、指定管理者と綿密な連絡・調整を行う	市民協働安全課

男女共同参画プランよっかいち2015～2020における事業評価表

基本目標Ⅱ 家庭、職場、地域等社会のあらゆる場における男女共同参画の推進
重点課題5 国際化に対応した男女共同参画

「進捗状況」についての担当課による評価
A 実施することができた B 概ね実施することができた
C 一部しか実施できなかった D 実施できなかった。 — 評価なし

コード	推進施策	実施事業	29年度			次年度に向けての方向	担当課
			事業実績	評価	評価の説明		
1	在住外国人女性への支援	◇外国人市民への情報提供 ◇NPOやボランティアの育成や支援 ◇関係機関との連携(男女共同参画センター、NPO、国際交流センター、警察、病院等) ◇外国人市民向けの相談体制の充実	・多文化共生サロンにおけるポルトガル語対応可能な女性職員の配置 1名 ・国際交流センターにおける英語・ポルトガル語対応可能な生活相談担当の職員の配置 3名 ・生活オリエンテーションにおけるポルトガル語対応可能な女性職員の配置 1名 (DV等緊急時の通訳派遣 0件)	A	・多文化共生サロン、国際交流センター等において、母語による情報提供等を行うことができた。	・多言語による情報提供、日本語習得支援、相談事業を通じて外国人女性が日本で生活する上での自立支援を継続して進める。	市民生活課 (多文化共生推進室)
2	在住外国人女性の地域社会への参画促進	◇地域活動への参加促進のための外国人市民リーダーの発掘や養成、ふれあい交流事業や生活講座の実施 ◇共助の理解促進のための防災セミナー等の実施	・地域づくりサポーター養成講座 ・ふれあい、生活講座 ・防災セミナー、防災訓練実施	A	・外国人女性が参加できる各講座、セミナー等により、地域活動への参加を図り、また参画促進を働きかけることが出来た。	・引き続き、講座、セミナー等を実施することで、在住外国人女性の地域社会への参画促進を進める。	市民生活課 (多文化共生推進室)

基本目標Ⅲ 配偶者等からの暴力を許さない社会づくり

(四日市市配偶者等からの暴力(DV)防止基本計画)

1、目標指標と評価

●重点課題1 「DVを許さない意識づくり」

目標指標 「DV防止講演会の参加者数」

平成 25 (2013) 年度 《基準値》	34人
平成 27 (2015) 年度 《実績値》	32人
平成 28 (2016) 年度 《実績値》	37人
平成 29 (2017) 年度 《実績値》	28人
平成 32 (2020) 年度 《目標値》	100人

指標の設定について：

DVについて、より多くの人々の理解、関心を得、社会の中での認識を広める必要があることから、DV防止のための講演会の参加者数を指標とした。目標については、積極的に周知を行い、得られる数値として実績を大きく上回る100人と設定した。

(参考値) H26(2014)年度：51人

〔平成29年度の評価〕

平成29年度のDV防止講演会は、テーマを「夫婦げんかとはDVの違いわかりますか？」とし、DVの実態とその社会背景を踏まえ、夫婦げんかとはDVはどう違うのかを学ぶことで、夫婦や恋人など大切な人との関係を考えてみる機会とすることを目的としたが、参加人数は28人とどまらなかった。周知先を増やしたり、テーマを分かりやすくしたりしているものの、市民のDVへの関心が低いためか参加者が伸び悩んでいる。講演会の内容を市民が参加しやすい形に変えることも必要である。

●重点課題2 「安心して相談できる体制づくり」

目標指標 「婦人相談員の外部研修派遣回数」

平成 25 (2013) 年度 《基準値》	23回
平成 27 (2015) 年度 《実績値》	12回
平成 28 (2016) 年度 《実績値》	19回
平成 29 (2017) 年度 《実績値》	22回
平成 32 (2020) 年度 《目標値》	36回

指標の設定について：

婦人相談員の資質向上と情報収集を行うことで、より安心な体制を整えるため、婦人相談員の外部研修派遣回数を指標とした。目標については、3人の婦人相談員がそれぞれ月1回程度外部研修に参加するとして、36回と設定した。

(参考値) H26(2014)年度：10回

〔平成29年度の評価〕

平成29年度の外部研修派遣回数は22回と、昨年度に比べ増加したものの、目標値には届かなかった。相談員の欠員期間が生じたことから、外部研修派遣の機会が得られにくい状況にあった。研修内容としては、「婦人保護事業」や「ハンディがある女性への支援」、「暴力の影響とトラウマ」、「性暴力の加害者処罰と被害者支援」、「障害女性に対する暴力・複合差別の課題」、「セクシュアル・マイノリティに対する暴力と被害者支援」、「ひとり親家庭の現状と支援」など幅広く受講し、相談員間で共有した。また、内部研修であるスーパービジョン研修については、平成28年度の72回から平成29年度は84回に増加し、婦人相談員の技術向上とメンタルケアを図った。内部研修だけでは得られない知識もあることから、積極的に外部研修へ派遣するよう努めていく。

●重点課題3 「被害者等の保護充実と加害者対策」

目標指標 「四日市市子どもの虐待及び配偶者からの暴力防止ネットワーク会議開催数」

平成 25 (2013) 年度 《基準値》	100回
平成 27 (2015) 年度 《実績値》	111回
平成 28 (2016) 年度 《実績値》	91回
平成 29 (2017) 年度 《実績値》	82回
平成 32 (2020) 年度 《目標値》	120回

(注)部会、研修会、ケース検討会議等含む

指標の設定について：

DV や児童虐待の被害者を保護するにあたっては、多くの関係機関が連携する四日市市子どもの虐待及び配偶者からの暴力防止ネットワーク会議の会議開催数を指標とした。目標については、実績を上回る年間 120 回開催することと設定した。

(参考値) H26(2014)年度：109 回

〔平成29年度の評価〕

警察・司法関係、保健・医療機関、教育機関、福祉機関、地域団体の 30 団体に構成される四日市市子どもの虐待及び配偶者からの暴力防止ネットワーク会議を、平成 29 年度は下記のとおり実施し、情報共有、意見交換等を行った。

- ・委員会（各団体の代表者による会議）：2回
- ・推進委員会（各団体の担当者による会議）：2回
- ・部会（各団体の担当者による情報交換等）：8回
- ・研修会（関係者及び市民向け）：2回
- ・ケース検討会議（関係機関により随時開催）：68回

今後も各関係機関と情報共有、意見交換等を行い、連携して被害者等への支援を行っていく。

●重点課題4 「被害者等の生活安定と自立支援」

目標指標 「自己尊重講座(被害者支援のための講座)の受講者数(累計)」

平成 25 (2013) 年度 《基準値》	54人 (H24~H25の累計)
平成 27 (2015) 年度 《実績値》	21人 (H27の参加人数)
平成 28 (2016) 年度 《実績値》	48人 (H27、H28の累計)
平成 29 (2017) 年度 《実績値》	74人 (H27~H29の累計)
平成 32 (2020) 年度 《目標値》	180人 (H27~H32の累計)

指標の設定について：

DV 被害者への自立支援の重要な一つとして精神的サポートを行うため、DV 被害を受けている女性が自分を取り戻し、自分の存在価値を認めることができる機会とする講座（自己尊重講座）の受講者数を指標とした。目標については、実績を上回る毎年 30 人以上、6 年間で 180 人以上が受講することと設定した。

※目標指標は平成 27 年度から対象。

(参考値) H26(2014)年度：34 人

〔平成29年度の評価〕

被害を受けている女性を含め、日常的な生活の中で自分を大切にし、自分の思いを出すことが困難な女性が少なくないことから、自己尊重し自分自身を見つめ直す機会とすることを目的とした女性のための自己尊重講座を 3 回連続講座として開催した。定員 30 人を超す申し込みがあったが、当日キャンセルもあり、26 人の受講となった。参加者のアンケートからは、満足度が高く好評であったが、3 回講座では物足りないとの声があった。講座回数を増やしてほしいとの声は以前から出ていたことから、講座回数を見直しの検討を行う。

2、平成29年度の主な取り組み状況

●重点課題1 「DVを許さない意識づくり」

施策の方向Ⅰ「DV防止の啓発」

- ①情報紙はもりあの全戸回覧数を1回増やし、年3回回覧したことで、昨年度よりも男女共同参画センターや相談窓口の周知を図ることができた。また、相談窓口を広報よっかいち下旬号や情報紙はもりあ、ホームページに掲載し周知を図るとともに、ショッピングセンターにて相談窓口案内入りのポケットティッシュを配布した。【コード:2】
- ②デートDV予防教育出前講座のすべての受講者に対し、講座終了後もふりかえりができるようなパンフレットを配布した。また、人権フェスタの展示ブースにてパンフレットの内容をパネル展示した。【コード:3】

施策の方向Ⅱ「若年層へのDV予防・人権教育」

- ③幼稚園・保育園 931 人、小学校 874 人が男女平等、自己尊重について学んだ。平成 28 年度に比べ、参加人数は減少したが実施か所数は増加した。【コード:5】
- ④家庭教育講座において、子どもの自尊感情を育てる講演会や研修会を行い保護者に対する啓発を行った。【コード:7】

●重点課題2 「安心して相談できる体制づくり」

施策の方向Ⅰ「相談体制の充実」

- ⑤四日市北警察及び人権擁護委員の協力のもと、女性客の多いショッピングセンターの出入口にて、相談窓口案内入りのポケットティッシュを配り、啓発を行い、予定数すべてを配布することができた。【コード:1】
- ⑥男性電話相談については、悪天候のため相談員が来課できず、やむなく中止となった回があったが、相談件数は平成 28 年度に比べ増加した。【コード:2】

施策の方向Ⅱ「外国人等情報が届きにくい人への相談体制の充実」

- ⑦県作成の外国語版相談案内カードをセンターに配架するとともに、外国語版広報により、相談窓口の周知を行った。【コード:6】
- ⑧市役所内各関係部署、多文化共生サロン、国際交流センター、生活オリエンテーションにおいて、外国人市民が訪れた際の相談対応及び、通訳対応・派遣を行うことができた。【コード:6】
- ⑨福祉関係者、警察、司法関係者などの関係機関で構成される、「高齢者みまもりネットワーク会議」などの定例会を通じて、連携体制の確認と現状に関する情報共有をすることができた。【コード:7】

施策の方向Ⅲ「相談員の資質向上と相談員に対する支援」

- ⑩熟練した指導者による相談員への研修回数を、平成 28 年度の 72 回から 84 回に増加した。【コード:9】
- ⑪県、東海、全国の婦人相談連絡会に参加し、情報共有、顔の見える関係づくりを行った。【コード:10】

施策の方向Ⅳ「苦情受付についての周知」

- ⑫相談に対しての意見や苦情についての申し出先について、面接相談開始時に相談員から相談者へ直接説明を図った。【コード:12】

●重点課題3 「被害者等の保護充実と加害者対策」

施策の方向Ⅰ「被害者の早期発見」

- ⑬市民及び関係職員向けの講演会を実施。テーマを「夫婦げんかとDVの違いわかりますか？」

とし、DVの実態とその社会背景を踏まえ、夫婦げんかとDVはどう違うのかを学ぶことで、夫婦や恋人など大切な人との関係を考えてみる機会とすることを目的に開催した。【コード:1】

施策の方向Ⅱ「緊急時における被害者の安全確保」

⑭子ども10人を含む被害者17人を、警察や県と連携のもと一時保護を行った。また、DVにより避難してきた被害者に対し、緊急避難のための宿泊費の支援を行った。【コード:3、5】

施策の方向Ⅲ「加害者対策」

⑮国において、平成28年度に「配偶者等に対する暴力の加害者更生に係る実態調査研究」の報告がなされたが、それ以降特に情報は得られなかったため、引き続き情報収集に努める。【コード:7】

●重点課題4「被害者等の生活安定と自立支援」

施策の方向Ⅰ「生活安定と自立支援」

⑯一時保護後の生活の場として、母子生活支援施設等の施設への入所支援を行った。【コード:1】

⑰ハローワーク、雇用環境均等室との共催でセミナーを実施し、これから働き始める方に、求人情報の検索方法、税改正、パートタイム労働法などについての講義を行った。【コード:2】

施策の方向Ⅱ「当事者の子どもに対する支援」

⑱園児に関して、不安定な傾向が見られた場合には、家庭訪問、あるいは、民生委員・児童委員などの地域関係者との情報交換などを行った。また、DV避難による転園の必要性が生じた場合には、迅速な手続き支援を行う体制を取ることができた。【コード:5】

⑲心理的ケアが必要な児童生徒について、学校と関係機関、地域関係者等が、ケース会議などを通して情報の共有化を図ることができた。また、児童生徒に対して専門家によるプレイセラピーなどを行った。【コード:6】

⑳保護者の養育能力が不十分な場合や、乳幼児の健康等に課題がある場合などに、関係機関と連携して、保健師等が専門的相談のための訪問を実施した。【コード:6】

㉑園にて、園児あるいはその保護者に対して日常的な見守りを実施していくとともに、児童の状況について関係者との状況把握と情報共有を行うことができた。【コード:7】

施策の方向Ⅲ「情報提供・管理の充実強化」

㉒被害者の同意のもと、関係機関へ情報提供を行うとともに、被害者の負担軽減、安全確保のため、同行支援を行った。【コード:8】

㉓加害者からの追跡を逃れるため、住民基本台帳事務における支援措置申出書への意見書を交付し、必要に応じて、市民課への同行支援を行った。【コード:9】

施策の方向Ⅳ「長期に及ぶ継続的な支援」

㉔弁護士、臨床心理士とのアドバイザー契約により、随時に専門家と相談できる体制を整え、相談者へ即座に対応することができた。【コード:10】

㉕四日市市子どもの虐待及び配偶者からの暴力防止ネットワーク会議を開催し、関係機関との情報共有、課題認識を深めた。また、NPO法人主催の研修に参加し、情報交換等を行った。【コード:11、12】

3、事業実施自己評価

※別表「男女共同参画プランよっかいち 2015～2020 における事業評価表(基本目標Ⅲ)」のとおり

男女共同参画プランよっかいち2015～2020における事業評価表

基本目標Ⅲ 配偶者等からの暴力を許さない社会づくり
重点課題1 DVを許さない意識づくり

「進捗状況」についての担当課による評価
 A 実施することができた B 概ね実施することができた
 C 一部しか実施できなかった D 実施できなかった。 — 評価なし

コード	推進施策	実施事業	29年度			次年度に向けての方向	担当課
			事業実績	評価	評価の説明		
1	男女共同参画の理念やジェンダー、DVについての正しい理解の促進 (再掲 基本目標1-(1)-①)	◇DV防止講演会の開催 ◇講演会、映画祭、シンポジウム等の開催 ◇市民グループ(団体)との協働による講座の開催 ◇情報紙はもりの発行	・さんかくカレッジ(市民企画含む)11企画21講座実施(参加人数 延べ227人) ・映画上映 1回(参加人数 346人) ・DV防止講演会 1回(参加人数 28人) ・情報紙はもりあ 12回発行(送付先 約400件)	B	・平成29年度のカレッジでは、イクジイや再就職、家事労働や子育て、男性向け離乳食や介護食教室、健康講座などの様々な分野で講座を開催し、男女共同参画についての理解を進めたが、参加定員が平成28年度に比べ大きく減少したこともあり、全体的に参加人数が少なかった。 ・毎月発行する情報紙はもりに、国や市の取り組みや身近な視点からの記事を掲載することや、全戸回覧の回数を1回増加し年4回にすることで、男女共同参画の理解を促し進められた。	・平成29年度は講座の内容を一新し、新たに男性の若い世代や働き世代をターゲットにした講座を開催したが、参加人数が少なかった。参加員数が少なかった講座については、内容の見直しなどを行っていく。また、世代や性別により、有効な周知方法や参加しやすい日時設定などが異なるため、それぞれに応じた方法や設定を検討し対応していく。	男女共同参画課
2	男女共同参画推進の拠点である男女共同参画センター及び相談窓口の周知 (再掲 基本目標1-(1)-④)	◇市広報、ホームページ、情報紙はもりあ等での広報 ◇パンフレット、相談窓口案内カードの配布	・情報紙はもりあ 12回発行(送付先 約400件) ・ホームページによる情報提供(アクセス数 48,460件) ・DV予防啓発パンフレットの配布(出前講座実施校等7カ所ほか) ・ショッピングセンターにて相談窓口案内入りのポケットティッシュを配布 500枚	A	・情報紙はもりあ全戸回覧数を1回増やし、年3回回覧したことで、昨年度よりも男女共同参画センターや相談窓口の周知を図ることができた。 ・相談窓口については、広報よっかいち下旬号や情報紙はもりあ、ホームページに掲載し周知を図るとともに、ショッピングセンターにて相談窓口案内入りのポケットティッシュを配布することができた。	・市広報、ホームページ、情報紙などはじめ、街頭などでの啓発も引き続き行っていく。しかし、DV相談窓口であることの周知については、加害者になるべく知られないよう注意して行っていく。	男女共同参画課
		◇市広報やホームページ等での周知	・市広報、パンフレット、ホームページ等で周知を行った。	A	・市広報、パンフレット、ホームページ等で周知を行った。	・引き続き周知に努めていく。	市民生活課
3	DVが子どもに与える影響についての理解促進 (再掲 基本目標1-(1)-⑤)	◇出前講座の実施	・デートDV予防教育出前講座 16カ所実施(中学校4校、高校4校、教職員や保護者など8回、参加人数 延べ 1,752人) ・出前講座の実施なし。	A —	・中学校507人、高校623人、教職員や保護者等622人がデートDVやDVについて学んだ。高校や教職員等の実施が増えたことから実施校数は昨年度よりも増加したが、受講者数は減少した。(28年度 2,873人) ・当該テーマに係る講座依頼がなかったため、実施に至らなかった。	・中学校においては平成28年度に比べ、実施校数が減少したことから、中学校への働きかけに力を入れていく。 ・児童養護など他の内容に関する講座依頼があった際にも、当該テーマに係る啓発を引き続き積極的に行っていく。	男女共同参画課 子ども保健福祉課(家庭児童相談室)
		◇DVに関する啓発パンフレットの配布	・DV予防啓発パンフレットの配布(出前講座実施校等7カ所、人権フェスタほか)	A	・デートDV予防教育出前講座のすべての受講者に対し、講座終了後もふりかえりができるようパンフレットを配布した。また、人権フェスタの展示ブースにてパンフレットの内容をパネル展示した。	・啓発パンフレットを配架するほか、出前講座等印象に残りやすい機会をとらえて、配布するよう努めていく。	男女共同参画課
		◇啓発パンフレット等の作成、配布を通じ、子どもの目でのDVが児童虐待にあたることを啓発	・児童虐待防止等に関する啓発チラシを作成し、配布した。900部	A	・啓発チラシを関係機関に配布し、虐待防止等に関する意識の醸成を図った。	・今後も、児童虐待防止等に関する媒体を活用し、地道に啓発活動に取り組んでいく。	子ども保健福祉課(家庭児童相談室)
		◇保育園・幼稚園の保護者会を通じ、保護者向け講座等の実施	・保護者会などを通じて、暴力(DV)防止の啓発を行い、暴力(DV)防止の意識を高めていくことができた。	A	・各園において、あらゆる機会を通じて、暴力(DV)防止の啓発を行い、暴力(DV)防止の意識を高めていくことができた。	・引き続き同様の事業を進めていき、保護者への理解を深められるようにしていく。	保育幼稚園課
		◇家庭教育講座等保護者向け講座の実施	・家庭教育講座実施数 53回 うち、DVに関する講座 なし ・DVに特化した学習会の依頼はなかったが、PTA保護者学習会等の中で、男女共同参画の視点をもった内容を取り入れて話をした。	— A	・家庭教育講座においてDV内容の講座を実施した学校園はなかったが、取り組みの一例として仕様書に記載した。 ・DVに特化した依頼はなく、詳しく話をすることはできなかったが、PTA保護者学習会等の中で、命の大切さについて考える内容を取り入れて話をすることができた。	・引き続き家庭教育講座を実施し、過去に講座を開催した講師の情報提供を行い、講座の実施数を増やしていくよう努める。 ・PTA等の保護者からの依頼がある場合、DVが子どもに与える影響について考える機会をもつ。また、その他の人権にかかわる学習会でも、子どもが安心して過ごすことのできる環境づくりの視点を話題にしたい。	子ども未来課(青少年育成室) 人権・同和教育課

男女共同参画プランよっかいち2015～2020における事業評価表

基本目標Ⅲ 配偶者等からの暴力を許さない社会づくり
重点課題1 DVを許さない意識づくり

「進捗状況」についての担当課による評価
 A 実施することができた B 概ね実施することができた
 C 一部しか実施できなかった D 実施できなかった。 — 評価なし

コード	推進施策	実施事業	29年度			次年度に向けての方向	担当課
			事業実績	評価	評価の説明		
4	デートDVなどの暴力防止のための教育の推進 (再掲 基本目標1-(2)-③)	◇家庭教育講座等保護者向け講座の実施	・家庭教育講座実施数 53回 うち、DVに関する講座 なし	—	・家庭教育講座においてDV内容の講座を実施した 学校園はなかったが、取り組みの一例として仕様 書に記載した。	・引き続き家庭教育講座を実施し、過去に講座を開 催した講師の情報提供を行い、講座の実施数を増 やしていくよう努める。	こども未来課 (青少年育成室)
			・デートDVに特化した学習会の依頼はなかった が、保護者学習会等の中で、男女共同参画の視 点をもった内容を採り入れて話をした。	B	・デートDVに特化した学習会の依頼はなかったの で、詳しく話をすることはできなかったが、保護者学 習会等の中で、男女共同参画の視点をもった内容 をとり入れて話をすることができた。	・今年度も学校を通して保護者などから出前講座 等の依頼がある場合、講座を実施し、その他の人 権にかかわる講座の中でも折にふれ、話題に盛り 込んでいく。	人権・同和教育課
		◇中学、高校、大学等での教職員も含めたデ ートDV予防出前講座の実施 ◇デートDV防止パンフレットの配布	・デートDV予防教育出前講座 16か所で実施 (中学校4校、高校4校、教職員や保護者など8 回、参加人数 延べ 1,752人) ・DV予防啓発パンフレットの配布(出前講座実施 校等7カ所、人権フェスタほか)	A	・中学校507人、高校623人、教職員や保護者等622 人がデートDVやDVについて学んだ。高校や教職 員等の実施が増えたことから実施か所数は昨年度 よりも増加したが、受講者は減少した。(28年度 2,873人)	・中学校においては平成28年度に比べ、実施校数 が減少したことから、中学校への働きかけに力を入 れていく。	男女共同参画課
5	あらゆる暴力を許さない意 識の啓発 (再掲 基本目標1-(2)-④)	◇保育園、幼稚園、小学校等への人権・ジェ ンダーの視点を養うための出前講座の実施	・男女平等教育出前講座 27か所で実施(保育 園9園、幼稚園5園、小学校10校、学童保育所3 カ所 参加人数 延べ 1,915人)	A	・幼稚園・保育園931人、小学校874人、学童保育所 110人が男女平等、自己尊重について学んだ。平 成28年度に比べ、参加人数は減少したものの実施 か所数は増加した。(H28 26カ所、2,052人)	・平成28年度に比べ、実施か所は増加しており、若 年層への教育は有効であることから、実施か所が さらに増えるよう引き続き人権擁護委員及び市民 グループとの協力のもと実施していく。	男女共同参画課
		◇人権・ジェンダーに敏感な視点を養うための子 ども向け出前講座の実施	・出前講座の実施 16回、758人	A	・今年度も保育園、幼稚園、学童保育所から多くの 依頼があり、相手を思いやる大切さ、命の大切さな どの人権啓発を行うことができた。	・来年度も保育園、幼稚園、学童保育所などに周知 を行う。	人権センター
6	命の尊厳と妊娠・出産・避 妊に関する権利・責任につ いての啓発 (再掲 基本目標1-(2)-⑤)	◇性に関する相談の実施	・女性のための相談、男性のための電話相談に て実施(相談件数 12件)	A	・通常の女性のための相談、男性のための電話相 談の中で相談を受けており、平成29年度は12件の 相談を受けた。	・引き続き相談を受けていくとともに、相談を受け る中で、必要に応じて、みえ性暴力被害者支援セン ターよりこの紹介、または連携を行っていく。	男女共同参画課
		◇性教育の実施(HIV、性感染症予防を含む) ◇教科・特別活動や道徳等で学習指導要領に 基づき、様々な視点で命の大切さに関する指導 や発達段階に応じた適切な性に関する指導の 継続 ◇保健所等、関係機関と共同して出前授業の募 集を全中学校へかける	・性教育の実施(HIV、性感染症予防を含む) ・教科・特別活動や道徳等で学習指導要領に基 づく、様々な視点で命の大切さに関する指導や 発達段階に応じた性に関する指導の継続。 ・性感染症出前講座として、四日市市保健予防 課と共同して中学校から4校の生徒保護者対象 に行った。	A	・各校において、学習指導要領に基づき、性教育を 実施することができた。また出前講座を4校で実施 することができた。	・今後も学習指導要領に基づいて指導を続けてい く。出前講座については、中学校では生徒対象。小 学校では保護者対象として、呼びかけをしていく。 理由は、小学校においては、インフルエンザ等の感 染症予防の観点が強くなるためである。	指導課
		◇保健師や助産師による妊産婦訪問指導の実 施 ◇妊産婦または乳幼児の保護者を対象とした電 話相談の実施	・産前産後サポート事業の実施(産前353件、産 後133件、計486件) ・妊産婦訪問指導 延べ1159件 ・妊産婦電話相談 延べ1735件 ・産後ケア訪問事業の開始(6人、延べ20件)	A	・産前産後サポート事業により、全ての妊婦の状況 を把握し、必要に応じた支援を実施した。 ・産後ケア訪問事業を開始したことで、出産間もな い時期に家族等から支援を受けることができない 産婦の不安解消に努めた。	・引き続き妊娠中から出産後まで、継続した見守り を実施するとともに、支援が必要な妊産婦を把握し た段階で、速やかに対応方針を決定し、状況に応 じた支援を提供する。	こども保健福祉課
		◇「青少年と家庭の悩み相談」事業の実施	・相談実績 37件 うち、命の尊厳、出産、避妊等に関する相談な し	—	・青少年の悩み相談について、電話・面接による本 人や保護者からの相談に対応した。	・引き続き同様の事業を進めていく。また、相談の 内容に応じて各関係機関とも情報共有や連携を回 るよう努める。	こども未来課 (青少年育成室)

男女共同参画プランよっかいち2015～2020における事業評価表

基本目標Ⅲ 配偶者等からの暴力を許さない社会づくり
重点課題1 DVを許さない意識づくり

「進捗状況」についての担当課による評価
 A 実施することができた B 概ね実施することができた
 C 一部しか実施できなかった D 実施できなかった。 — 評価なし

コード	推進施策	実施事業	29年度			次年度に向けての方向	担当課
			事業実績	評価	評価の説明		
7	自尊感情を育てる教育の推進 (再掲 基本目標1-(2)-⑥)	◇保育園・幼稚園における人権保育・人権教育の中での取り組みの推進	・進んで自分の意見を主張したり、相手の意見を受け入れる力を育成するため、園児に対して、年齢に応じたねらいにより、人権保育、人権教育を実施した。	A	・園児に対し、進んで自分の意見を主張したり、相手の意見を受け入れる力を育成していく年齢に応じた人権保育、人権を教育を実施できた。	・引き続き年齢に応じた人権保育、人権教育を実施し、自尊感情を育てる保育を推進していく。	保育幼稚園課
		◇各校における道徳の時間を中心とした自尊感情を育む教育の推進	・全ての学校で、「わたしたちの道徳(文科省)」を活用し、自尊感情を育む授業実践を行った。	A	・小中学校における道徳教育の中で、私たちの道徳を活用し、自尊感情を育む授業実践をすることができたため。	・今後も子どもたちの実態に応じた教育内容を工夫した授業実践を進めていくことができるよう、働きかけていく。	指導課
		◇啓発パンフレット等を活用した家庭教育講座等保護者向け講座の実施	・PTA学習会等でパンフレットを活用しながら、自尊感情を育てることの必要性を訴え、道徳教育等の中の事例なども紹介して、取り組みを促進した。	A	・PTA学習会等の機会にパンフレットを利用して、自尊感情を育てることの必要性を訴えることができた。	・PTA等の保護者からの依頼がある場合、自尊感情を育むことの必要性を訴えていく。	人権・同和教育課
		◇家庭教育講座等保護者向け講座の実施	・家庭教育講座実施数 53回 うち、自尊心に関する講座 11回	A	・家庭教育講座において、子どもの自尊感情を育てる講演会や研修会を行い保護者に対する啓発を行った。	・引き続き家庭教育講座を実施し、過去に講座を開催した講師の情報提供を行い、講座の実施数を増やしていくよう努める。	こども未来課 (青少年育成室)
8	青少年の健全育成を阻害する環境の改善 (再掲 基本目標1-(2)-⑦)	◇インターネット被害防止等啓発パンフレット等の作成、配布 ◇出前講座(e-ネット安心講座)の実施	・啓発リーフレットを作成し、学校園を通じて5歳児から15歳の子どもに配付した。 配布数 33,300枚 ・出前講座 開催数38回	A	・啓発リーフレットを作成し、子どもやその保護者に対し、啓発活動を行うことができた。 ・各学校園・地域や子育て支援センターに出向き、ネット啓発出前講座を行い、ネットの怖さなどをすべての年代の方に啓発することができた。	・引き続き同様の事業を進めていく。また、ネット機器を利用する世代が低年齢化しているため、その保護者へも正しく安全にネット機器利用を理解してもらえよう健康診断時にもリーフレットを置くなど啓発活動を行う。	こども未来課 (青少年育成室)

男女共同参画プランよっかいち2015～2020における事業評価表

基本目標Ⅲ 配偶者等からの暴力を許さない社会づくり
重点課題2 安心して相談できる体制づくり

「進捗状況」についての担当課による評価
 A 実施することができた B 概ね実施することができた
 C 一部しか実施できなかった D 実施できなかった。 — 評価なし

コード	推進施策	実施事業	29年度			次年度に向けての方向	担当課
			事業実績	評価	評価の説明		
1	早い段階で気軽に相談を受けられるような広報の工夫や相談窓口づくり	◇市の広報媒体での情報提供の他、民間のメディアの活用を進める ◇相談カードの女性用トイレ等への設置の拡大	・ショッピングセンターにて相談窓口案内入りのポケットティッシュを配布 500枚 ・新たにこども子育て交流プラザの女性トイレに設置	A	・四日市北警察及び人権擁護委員の協力のもと、女性客の多いショッピングセンターの出入口にて、相談窓口案内入りのポケットティッシュを配り、啓発を行い、予定数すべてを配布することができた。	・引き続き女性が多く来るショッピングセンターなどの施設にて、客層の多い時間帯、曜日などに配布日を設定し、多くの人に啓発できるよう努める。	男女共同参画課
		◇市の広報媒体での情報提供を進める	・広報よっかいち下旬号に、相談窓口の情報を掲載	A	・毎月下旬号に相談窓口情報を掲載した。	・引き続き掲載を行い、相談窓口の周知を行う。	人権センター
2	相談体制の充実	◇女性相談員の相談の充実 ◇男性向け相談の実施	・女性のための相談件数 2,801件 ・夜間電話相談毎週水曜日実施 39件 ・男性電話相談11回開催 相談件数 26件	A	・平成29年度も引き続き、弁護士、臨床心理士とアドバイザー契約を結び、随時に専門家と相談できる体制を整えた。 ・男性電話相談については、悪天候のため相談員が来課できず、やむなく中止となった回があったが、相談件数は平成28年度に比べ増加した。	・引き続き、弁護士、臨床心理士とアドバイザー契約を結び、随時に専門家と相談できる体制を整える。 ・男性電話相談については、さらに相談件数が増えるよう周知に努める。	男女共同参画課
3	専門家による相談の充実	◇弁護士による法律相談の実施 ◇臨床心理士による相談の実施	・女性の弁護士による弁護士相談 延べ41人 ・女性の臨床心理士相談 延べ46人	A	・法律相談、臨床心理士相談をそれぞれ月1回ずつ開催した。早急に法律相談を希望する相談者については、法テラスを紹介するなど対応した。	・相談の中で、法律相談、臨床心理士相談が必要な人には専門相談へと繋いでいく。また、専門家と相談内容について情報共有を行っていく。	男女共同参画課
		◇精神科医師等による精神保健相談の実施	・精神科医師の相談 延88件 ・精神保健福祉士の相談 延213件	A	・相談事業をきめ細かく周知した結果、相談件数は増加した	・引き続き、相談事業の周知を図る	保健予防課
4	ネットワーク会議への参画等、関係機関との連携の強化	◇県内のDV相談担当部署、施設との連携 ◇四日市地域DV防止会議への参加 ◇子どもの虐待及び配偶者からの暴力防止ネットワーク会議の充実	・四日市市子どもの虐待及び配偶者からの暴力防止ネットワーク会議 12回開催(委員会2回、推進委員会2回、部会8回) ・婦人保護主管係長会議出席 ・婦人相談員連絡協議会出席 ・四日市地域DV防止会議出席 ・人権にかかわる相談ネットワーク連絡会出席	A	・婦人相談員連絡協議会、四日市地域DV防止会議など各種ネットワーク会議に参加し、関係機関との顔の見える関係づくりに努めた。	・引き続き、関係機関とスムーズに連携が取れるよう、顔の見える関係づくりに努める。	男女共同参画課
		◇子どもの虐待及び配偶者からの暴力防止ネットワーク会議の充実 ◇県内のDV相談担当部署、施設との連携	・四日市市子どもの虐待及び配偶者からの暴力防止ネットワーク会議12回開催(委員会2回、推進委員会2回、部会8回)	A	・ネットワーク定期連絡会議を中心に、情報共有をはじめとして関係機関の連携強化に努めた。	・引き続き、ネットワークを活用した関係機関との情報共有を図るとともに、DV担当部署や関係施設との連携を進めていく。	こども保健福祉課(家庭児童相談室)
		◇人権にかかわる相談ネットワーク連絡会の充実	・相談ネットワーク連絡会 4回	A	・連絡会では、より適切な窓口対応ができるように窓口情報を共有したり、相談員間の連携を図った。	・引き続き連絡会を実施し、相談員間の連携を図る。	人権センター
5	健康相談・情報提供の充実	◇成人健康相談の実施	・成人健康相談:2,705件	A	・相談内容に応じて関係機関と連携を図り、適切な対応ができた。	・引き続き、健康相談を実施(来初相談・電話相談)	健康づくり課

男女共同参画プランよっかいち2015～2020における事業評価表

基本目標Ⅲ 配偶者等からの暴力を許さない社会づくり
重点課題2 安心して相談できる体制づくり

「進捗状況」についての担当課による評価
 A 実施することができた B 概ね実施することができた
 C 一部しか実施できなかった D 実施できなかった。 — 評価なし

コード	推進施策	実施事業	29年度			次年度に向けての方向	担当課
			事業実績	評価	評価の説明		
6	外国人、障害者、高齢者等への情報提供、相談体制の充実	◇外国語版のDV防止パンフ、相談機関一覧等の作成、配布	・外国語版相談窓口案内カード(5か国語)の配布 ・外国語版広報よっかいちによる周知 1回	A	・県作成の外国語版相談案内カードをセンターに配架するとともに、外国語版広報により、相談窓口の周知を行った。(平成29年度外国人相談件数 11人)	・引き続き、外国語版相談案内カード、外国語版広報よっかいちにて、相談窓口の周知を図っていく。 ・ポルトガル語、スペイン語については多文化共生推進室と、タガログ語などについては三重県国際交流財団等他の関係機関と連携を取っていく。	男女共同参画課
		◇相談時の外国語通訳、手話通訳・要約筆記者の派遣	・多文化共生推進室におけるポルトガル語・スペイン語対応可能な職員の配置 各1名 ・多文化共生サロンにおけるポルトガル語対応可能な職員の配置 1名 ・国際交流センターにおける英語・ポルトガル語対応可能な職員の配置 3名 ・生活オリエンテーションにおけるポルトガル語対応可能な職員の配置 1名	A	・市役所内各関係部署、多文化共生サロン、国際交流センター、生活オリエンテーションにおいて、外国人市民が訪れた際の相談対応及び、通訳対応・派遣を行うことができた。	・引き続き、外国人市民への情報提供、相談体制の充実を図っていく。	市民生活課 (多文化共生推進室)
		◇高齢者に関する総合相談機関一覧等の作成、配布	・介護保険や高齢福祉サービス、相談窓口の案内に関する冊子「高齢者施策のあらまし」を作成し、窓口での相談時や関係者向けに配布を行った。	—	配偶者からの暴力等による相談があった際、手話通訳・要約筆記者の派遣を行う。平成29年度は該当者なしのため)	今後も必要に応じて手話通訳・要約筆記者の派遣を継続して行う。	障害福祉課
		◇関係職員に対する研修の実施	・介護・高齢福祉課における窓口相談のほか、高齢者の地域における総合相談窓口である在宅介護支援センターや地域包括支援センター、ケアマネジャーなどの介護保険事業者、民生委員や自治会などの関係者に対し、研修や連絡会などの機会を通じて広く配布し、普及啓発に努めた。	A	・市民及び関係職員向けの講演会を実施。テーマを「夫婦げんかとDVの違いわかりますか?」とし、DVの実態とその社会背景を踏まえ、夫婦げんかとDVはどう違うのかを学ぶことで、夫婦や恋人など大切な人との関係を考えてみる機会とすることを目的とした。アンケートから、「自分自身や両親の夫婦関係を見つめ直すのに役に立った」、「自分も兄弟も面前DVを受けていたと知ることができた」とする感想があった。	・案内冊子をさらに使いやすい内容にするための見直しを行うとともに、引き続き広く関係者向けに配布し、啓発に努める。	介護・高齢福祉課
7	関係者への情報提供、連携強化	◇関係職員に対する研修の実施	・DV防止講演会開催 1回 参加者数 28名	A	・市民及び関係職員向けの講演会を実施。テーマを「夫婦げんかとDVの違いわかりますか?」とし、DVの実態とその社会背景を踏まえ、夫婦げんかとDVはどう違うのかを学ぶことで、夫婦や恋人など大切な人との関係を考えてみる機会とすることを目的とした。アンケートから、「自分自身や両親の夫婦関係を見つめ直すのに役に立った」、「自分も兄弟も面前DVを受けていたと知ることができた」とする感想があった。	・周知先を増やしたり、テーマを分かりやすくしたりしているものの、市民のDVへの関心が低いためか参加者が伸び悩んでいる。講演会の内容を市民が参加しやすい形に変えるよう検討する。	男女共同参画課
		◇国際交流センター、多文化共生サロン、介護事業者、障害福祉サービス事業者等へのDV及び相談窓口についての研修の実施	・通訳職員研修、窓口対応職員向け研修の実施	A	・通訳職員、窓口において外国人市民と関わる職員等が、心構えやスキルを学ぶことができた。	・引き続き、通訳職員、窓口対応職員向けの研修を実施することで、様々なケースに対応できるよう、通訳・窓口対応能力の向上を図っていく。	市民生活課 (多文化共生推進室)
		◇国際交流センター、多文化共生サロン、介護事業者、障害福祉サービス事業者等へのDV及び相談窓口についての研修の実施	・障害者の生活支援部会などの際に周知を行った。 ・福祉関係者、警察、司法関係者などの関係機関で構成される、「高齢者みまもりネットワーク会議」を開催し、DV(高齢者虐待)に関する情報共有と連携体制の確認を行った。	A	・「高齢者みまもりネットワーク会議」などの定例会を通じて、連携体制の確認と現状に関する情報共有をすることができた。	・今後も継続して行う。	障害福祉課
8	NPOやボランティアの育成や支援	◇市民活動の場(なや学習センター、市民活動センター)の提供等による支援	・指定管理業務委託	A	・年間25件の市民活動に関する相談を行った	・指定管理者と市民が相談しやすい環境づくりについて協議を行う	市民協働安全課
		◇相談員に対する指導・助言の充実	・スーパービジョン研修の実施 84回 ・弁護士及び臨床心理士とのアドバイザー契約を締結	A	・熟練した指導者による相談員への研修回数を、平成28年度の72回から84回に増加した。 ・平成29年度も引き続き、弁護士、臨床心理士とアドバイザー契約を結び、随時に専門家と相談できる体制を整えた。	・相談員の資質向上とメンタルケアのため、スーパービジョン研修を充実させていく。 ・引き続き、弁護士、臨床心理士とアドバイザー契約を結び、随時に専門家と相談できる体制を整える。	男女共同参画課

男女共同参画プランよっかいち2015～2020における事業評価表

基本目標Ⅲ 配偶者等からの暴力を許さない社会づくり
重点課題2 安心して相談できる体制づくり

「進捗状況」についての担当課による評価
 A 実施することができた B 概ね実施することができた
 C 一部しか実施できなかった D 実施できなかった。 — 評価なし

コード	推進施策	実施事業	29年度			次年度に向けての方向	担当課
			事業実績	評価	評価の説明		
10	庁内・外の組織的な連携体制の強化	◇子どもの虐待及び配偶者からの暴力防止ネットワーク会議の充実	・四日市市子どもの虐待及び配偶者からの暴力防止ネットワーク会議12回開催(委員会議2回、推進委員会議2回、部会8回)	A	・ネットワーク定期連絡会議を中心に、情報共有をはじめとして関係機関の連携強化に努めた。	・引き続き、ネットワークを活用した関係機関との情報共有を図るとともに、DV担当部署や関係施設との連携を進めていく。	こども保健福祉課(家庭児童相談室)
		◇相談内容に沿った連携マニュアルの作成 ◇県婦人相談連絡協議会への参画	・四日市市子どもの虐待及び配偶者からの暴力防止ネットワーク会議 12回開催(委員会議2回、推進委員会2回、部会8回)	A	・四日市市子どもの虐待及び配偶者からの暴力防止ネットワーク会議を開催し、関係機関との情報共有、課題認識を深めた。	・引き続き、関係機関とスムーズに連携が取れるよう、顔の見える関係づくりに努める。	男女共同参画課
		◇相談内容に沿った連携マニュアルの作成 ◇県婦人相談連絡協議会への参画	・県、東海、全国婦人相談連絡協議会へ出席(研修含む) 5回	A	・県、東海、全国の婦人相談連絡会に参加し、情報共有、顔の見える関係づくりを行った。	・引き続き、婦人相談連絡協議会に参加し、資質向上及び情報共有等を図る。	男女共同参画課
		◇人権にかかわる相談ネットワーク連絡会の充実	・相談ネットワーク連絡会 4回	A	・連絡会では、より適切な窓口対応ができるように窓口情報を共有したり、相談員間の連携を図った。	・引き続き連絡会を実施し、相談員間の連携を図る。	人権センター
11	研修の充実	◇相談員の資質向上のための外部研修派遣	・外部研修への派遣 22回	B	・目標回数には及ばなかったが、予定していた外部研修に参加することができ、平成28年度よりも多くの研修に参加することができた。(H28:19回)	・相談員の資質向上のため、内部研修だけでは得られない知識もあることから、積極的に外部研修に派遣する。	男女共同参画課
		◇相談員の資質向上のための外部研修派遣	・外部研修への派遣 1回	A	・四日市地域DV防止会議において、関係機関から提供される事例検討に参加し、相談員資質の向上に繋げることができた。	・今後も、具体的事例をはじめとするケース検討を主とした研修の場を積極的に活用し、相談員資質の向上を図っていく。	こども保健福祉課(家庭児童相談室)
		◇人権相談体制強化事業の実施	・弁護士による法律学習会 ・公開講座	A	・相談員の資質向上につなげた。	・相談業務に携わる職員や相談員の資質向上に役立つ講座を引き続き実施していく。	人権センター
12	苦情相談窓口の周知	◇相談者に対し、相談により二次被害を受けた場合に相談できる苦情窓口の説明を図る	・婦人相談員から面接相談時に、相談者へ直接説明を図った。	A	・相談に対しての意見や苦情についての申し出先について、面接相談開始時に相談員からボードを用いて説明を行った。	・引き続き、面接相談開始時に苦情窓口の案内を行う。	男女共同参画課
13	人権相談や国・県の相談窓口等の周知による、多様な相談・苦情受付体制の周知	◇国・県・市、及び民間の相談機関等に関する相談機関の一覧の作成及び周知	・相談窓口状況を作成	A	・相談窓口情報を作成し、関係機関へ配布し、周知をお願いした。	・引き続き相談窓口情報を作成し、関係機関へ周知を依頼し、相談時に活用する	人権センター

男女共同参画プランよっかいち2015～2020における事業評価表

基本目標Ⅲ 配偶者等からの暴力を許さない社会づくり
重点課題3 被害者等の保護充実と加害者対策

「進捗状況」についての担当課による評価
 A 実施することができた B 概ね実施することができた
 C 一部しか実施できなかった D 実施できなかった。 — 評価なし

コード	推進施策	実施事業	29年度			次年度に向けての方向	担当課
			事業実績	評価	評価の説明		
1	関係者の研修と連携体制の充実(医療関係者、警察、消防(救急)、民生委員・児童委員等の地域住民、児童相談窓口、介護事業者、障害福祉サービス事業者、病院や保健所等の保健関係者、保育園・幼稚園・学校等の保育・教育関係者、電気・ガス・水道等のライフライン事業者や配達事業者など)	◇関係者へのDV被害者対応についての情報提供、研修の実施	・DV防止講演会開催 1回 参加者数 28名 ・職員階層別研修にて実施(新採、新任係長級、新任課長補佐級、新任課長級)	A	・市民及び関係職員向けの講演会を実施。テーマを「夫婦げんかとDVの違いわかりますか?」とし、DVの実態とその社会背景を踏まえ、夫婦げんかとDVはどう違うのかを学ぶことで、夫婦や恋人など大切な人との関係を考えてみる機会とすることを目的とした。 ・職員研修所主催の職員研修において、DVについての研修を実施した。	・周知先を増やしたり、テーマを分かりやすくしたりしているものの、市民のDVへの関心が低いためか参加者が伸び悩んでいる。講演会の内容を市民が参加しやすい形に変えるよう検討する。 ・職員研修において、職員として身に付けておくべきDVに関する情報を伝えていく。	男女共同参画課
			・DV防止講演会開催 1回 参加者数 28名	A	・男女共同参画課主催事業への連携を図ることができた。	・引き続き、男女共同参画課と共に市民の参加しやすい講演会の開催に取り組んでいく。	こども保健福祉課(家庭児童相談室)
		◇子どもの虐待及び配偶者からの暴力防止ネットワーク会議の充実	・四日市市子どもの虐待及び配偶者からの暴力防止ネットワーク会議 12回開催(委員会2回、推進委員会2回、部会8回)	A	・四日市市子どもの虐待及び配偶者からの暴力防止ネットワーク会議を開催し、関係機関との情報共有、課題認識を深めた。	・引き続き、関係機関とスムーズに連携が取れるよう、顔の見える関係づくりに努める。	男女共同参画課
			・四日市市子どもの虐待及び配偶者からの暴力防止ネットワーク会議 12回開催(委員会2回、推進委員会2回、部会8回)	A	・ネットワーク定期連絡会議を中心に、情報共有をはじめとして関係機関の連携強化に努めた。	・引き続き、ネットワークを活用した関係機関との情報共有を図るとともに、DV担当部署や関係施設との連携を進めていく。	こども保健福祉課(家庭児童相談室)
			・園にて、園児あるいはその保護者に対して日常的な見守りを実施していくとともに、緊急時に備え各園との連携を図ることができた。	A	・各園との情報交換を図りながら連携を強化し、DV被害の早期発見に努めることができた。	・引き続き、各園との情報交換できる体制をとり連携を強化し、DV被害の早期発見に努めていくよう努めていく。	保育幼稚園課
			・青少年育成室の電話相談 実績なし ・子どもの暴力追放ネットワーク会議 参加 2回 ・DV防止ネットワーク会議 参加 1回 ・人権にかかわる相談ネットワーク会議 参加 1回	A	・事例はなかったが、相談電話は開設していた。 ・ネットワーク会議に参加し、事例があった場合の連携をとれる態勢はとっていた。	・相談電話に相談があれば、関係機関との情報共有及び連携に努める。また、研修への積極的な参加に努める。	こども未来課(青少年育成室)
			・民生委員等から連絡があった場合は相談内容に応じて関係機関と連携して対応する体制を整えた。	A	・民生委員と連携して、必要な場合は迅速に関係機関と連携して対応する体制を整えた。	・今後も、引き続き民生委員等との必要な連携をとりながら対応を行っていく。また、必要な情報があれば提供していく。	健康福祉課
		◇日常的な見守りによるDV被害の早期発見や情報の共有化	・相談支援事業所、通所事業所、居宅介護事業所など、関係者と連携を取り、情報を共有することで随時必要な支援を行った。	A	・福祉サービス事業所などの関係者と連携を取り、当事者が必要とする時に支援することができた。	・今後も自立支援協議会に参加する福祉サービス事業所などの関係者と連携を取り、DV被害の早期発見のため、必要な支援を継続していく。	障害福祉課
			・福祉関係者、警察、司法関係者などの関係機関で構成される、「高齢者みまもりネットワーク会議」を開催し、DV(高齢者虐待)に関する情報共有と連携体制の確認を行った。	A	・「高齢者みまもりネットワーク会議」などの定例会を通じて、連携体制の確認と現状に関する情報共有をすることができた。	・今後も定例会や連絡会を通じ、関係者への周知と連携強化に努める。	介護・高齢福祉課
			・生活保護相談等に情報入手した際は、相談内容に応じて関係機関と連携して対応を行った。	A	・情報入手の際は、迅速に関係機関と連携して対応している。	・生活保護相談等に情報入手した際は、相談内容に応じて関係機関と連携し、迅速な対応を行う。	保護課
	・関係機関と連携し対応した	A	・相談内容に応じて、関係機関との迅速な連携を図った	・引き続き、関係機関と連携し対応する	保健予防課		

男女共同参画プランよっかいち2015～2020における事業評価表

基本目標Ⅲ 配偶者等からの暴力を許さない社会づくり
重点課題3 被害者等の保護充実と加害者対策

「進捗状況」についての担当課による評価
 A 実施することができた B 概ね実施することができた
 C 一部しか実施できなかった D 実施できなかった。 — 評価なし

コード	推進施策	実施事業	29年度			次年度に向けての方向	担当課
			事業実績	評価	評価の説明		
1	関係者の研修と連携体制の充実(医療関係者、警察、消防(救急)、民生委員・児童委員等の地域住民、児童相談窓口、介護事業者、障害福祉サービス事業者、病院や保健所等の保健関係者、保育園・幼稚園・学校等の保育・教育関係者、電気・ガス・水道等のライフライン事業者や配達事業者など)	◇日常的な見守りによるDV被害の早期発見や情報の共有化	・毎月の生徒指導月別問題行動報告において、学校での状況をつかみ、関係機関との連携を図った。	A	・毎月の生徒指導月別問題行動報告や子どもの虐待及び配偶者からの暴力防止ネットワーク会議での実情をもとに、学校や関係機関との連携を行うことができた。	・今後も継続し、学校及び関係機関との連携を図っていききたい。 ・継続して関係機関と迅速な連携を図る ・今年度も保育園・幼稚園・こども園・小学校・中学校との連携を図り、子どもの情報を共有しDVの早期発見に努める。 ・引き続き、救急隊活動基準に基づき傷病者に対し適切に対応していく。	指導課
			・児童、生徒やその保護者からの教育相談を行うなか、早期発見や情報共有を行った	A	・児童、生徒やその保護者との教育相談で、疑われるケースについては関係機関と情報共有を行った		教育支援課
			・学びの一体化等の話し合いの場などを通して、子どもの情報を共有することができた。	A	・学びの一体化研修会の要請訪問等の機会に保育園・幼稚園・こども園・小学校・中学校との連携を図り、子どもの情報を共有することができた。		人権・同和教育課
			・救急隊活動基準に基づき対応した。また、新たに救急隊員となる職員に対して救急隊活動基準に基づく研修を実施した。	A	・救急隊活動基準に基づき適切に対応している。		消防本部
2	相談施設の安全管理	◇加害者が来館した場合の対応マニュアルの作成 ◇警察との連携強化 ◇職員体制の充実	・国が作成した加害者対応マニュアルを活用 ・警察との情報共有がしっかりと図られ、連携することができた。	A	・必要時には国が作成した加害者対応マニュアルを活用する。 ・警察とは、顔の見える関係をつくり、情報共有、連携を取ることができた。	・国の作成したマニュアルを男女共同参画センター職員が熟知するとともに、実例に合わせ修正していく。 ・引き続き、警察との連携強化に努める。	男女共同参画課
3	緊急時における一時避難場所の確保	◇緊急避難支援事業による一時避難所の提供	・緊急避難支援事業の実施 1件	A	・DVにより避難してきた被害者に対し、緊急避難のための宿泊費の支援を行った。	・引き続き、DVIにより着の身着のまま逃げた被害者に対し、必要に応じて支援を行えるよう体制を整える。	男女共同参画課
4	被害者に対する心理的ケアの充実	◇臨床心理士相談の実施	・女性の臨床心理士による相談の実施 延べ46件	A	・当面のDV被害からは逃れてはいるものの、DVの影響により心理的ケアを必要とする被害者に対し、専門家による相談を実施した。	・相談員と臨床心理士との連携のもと、被害者に対する心理的ケアを実施していく。	男女共同参画課
5	関係機関との連携による迅速な支援(一時保護・施設入所)など	◇県内関連施設(児童、高齢者、障害者のための施設を含む)及び市福祉事務所・保健所との連携による一時避難施設への入所	・一時保護件数 7件 17人	A	・子ども10人を含む被害者17人を、警察や県と連携のもと一時保護を行った。	・被害者本人の意思を十分に確認しながら、必要に応じて関係機関との連携のもと支援を行う。	男女共同参画課
			・一時保護施設への避難支援 2件	A	・男女共同参画課の実施する一時保護施設への入所について、警察、県など関係機関との連携により対応を図った。	・一時保護に係る迅速対応に向けて、必要な支援を実施していく。	こども保健福祉課(家庭児童相談室)
			・一時避難施設への入所実績なし(該当者がいなかった為)	—	・短期入所、居宅介護サービスの提供により、緊急的な入所には至っていない。(ただし、虐待事案に係るやむを得ない措置により短期入所の緊急対応を行ったことはあり。)	・緊急時の一時保護、施設入所が必要な事案が発生した場合には、関係機関と連携を取り、迅速な支援を行う。	障害福祉課
			・養護老人ホームへの入所措置件数:延2,054人 ・養護老人ホームへの短期入所件数:延479人 ・特別養護老人ホームへの入所措置件数:延224人 ・その他短期入所施設への入所措置件数:延4人	A	・近年、介護疲れや経済的理由による高齢者虐待が目立っているが、相談窓口機関や警察などの関係機関と連携して、緊急対応を含めた迅速な対応を行ったことで、被害高齢者の保護に努めることができた。	・緊急一時保護を要する事例が増加する傾向が見られるため、提携先の施設に受入体制の強化を求めるとともに、関係機関への周知を図り、保護を必要とするケースが放置されないよう情報共有を図っていく。	介護・高齢福祉課
			・生活保護相談等にて情報入手した際は、相談内容に応じて関係機関と連携して対応を行った。	A	・情報入手の際は、迅速に関係機関と連携して対応している。	・生活保護相談等にて情報入手した際は、相談内容に応じて関係機関と連携し、迅速な対応を行う。	保護課
			・関係機関と連携し対応した	A	・相談内容に応じて、関係機関との迅速な連携を図った	・引き続き、関係機関と連携し対応する	保健予防課

男女共同参画プランよっかいち2015～2020における事業評価表

基本目標Ⅲ 配偶者等からの暴力を許さない社会づくり
重点課題3 被害者等の保護充実と加害者対策

「進捗状況」についての担当課による評価
 A 実施することができた B 概ね実施することができた
 C 一部しか実施できなかった D 実施できなかった。 — 評価なし

コード	推進施策	実施事業	29年度			次年度に向けての方向	担当課
			事業実績	評価	評価の説明		
6	保護命令申立て手続きの支援	◇警察及び裁判所との連携強化を図る ◇必要に応じて、加害者との接触を防ぐため、 婦人相談員による同行支援、代理申請等を行う	・保護命令申立て支援 1件	A	・県と連携のもと保護命令申立ての支援を実施し、 保護命令が発令された。	・今後も、被害者に保護命令制度の説明を行い、必要に応じて支援を行うとともに、同行支援、代理申請を行っていく。	男女共同参画課
7	DVの状況に応じた加害者向けプログラムの研究(開発・研修への要望、情報収集)	◇国、県等の加害者更生プログラム調査研究の進捗状況及び有効性の把握	・国・県等の加害者更生プログラムの調査研究状況の情報収集を行った。	B	・国において、平成28年度に「配偶者等に対する暴力の加害者更生に係る実態調査研究」の報告がなされたが、それ以降特に情報は得られなかった。	・国が加害者対策をどのような方向性で行っていくのか、引き続き情報収集に努める。	男女共同参画課

男女共同参画プランよっかいち2015～2020における事業評価表

基本目標Ⅲ 配偶者等からの暴力を許さない社会づくり
重点課題4 被害者等の生活安定と自立支援

「進捗状況」についての担当課による評価
 A 実施することができた B 概ね実施することができた
 C 一部しか実施できなかった D 実施できなかった。 — 評価なし

コード	推進施策	実施事業	29年度			次年度に向けての方向	担当課
			事業実績	評価	評価の説明		
1	生活の場の確保	◇施設入所支援	・一時保護後の施設入所支援 5件	A	・一時保護後の生活の場として、母子生活支援施設等の施設への入所支援を行った。	・施設入所支援については、家庭児童相談室と連携のもと行い、施設職員と連携のもと自立できるよう支援を継続していく。	男女共同参画課
			・新規施設入所支援 6件 ・継続施設入所支援 15件	A	・母子生活支援施設への入所支援により、対象世帯の生活拠点の確保を図るとともに、自立生活に向けた支援を行った。	・入所施設における生活支援、施設退所後の自立生活への移行等、必要な支援を実施するために男女共同参画課との連携を図っていく。	こども保健福祉課 (家庭児童相談室)
			・養護老人ホームへの入所措置件数:延2,054人 ・養護老人ホームへの短期入所件数:延479人 ・特別養護老人ホームへの入所措置件数:延224人 ・その他短期入所施設への入所措置件数:延4人	A	・近年、介護疲れや経済的理由による高齢者虐待が目立っているが、相談窓口機関や警察などの関係機関と連携して、緊急対応を含めた迅速な対応を行ったことで、被害高齢者の保護に努めることができた。	・緊急一時保護を要する事例が増加する傾向が見られるため、提携先の施設に受入体制の強化を求めるとともに、関係機関への周知を図り、保護を必要とするケースが放置されないよう情報共有を図っていく。	介護・高齢福祉課
			・住まいの場として、個々の障害特性に応じた専門支援を実施した。	A	・施設入所者のニーズ、個々の障害特性(身体、知的、精神等)に合わせた支援を実施した。	・施設における専門支援のもと、地域生活への移行に向けて関係機関の連携を深めていく。	障害福祉課
			・生活保護相談等にて情報入手した際は、相談内容に応じて関係機関と連携して対応を行った。	A	・情報入手の際は、迅速に関係機関と連携して対応している。	・生活保護相談等にて情報入手した際は、相談内容に応じて関係機関と連携し、迅速な対応を行う。	保護課
		◇加害者から身を守るため、他管内への避難支援	・一時保護後の他管内への避難支援 6件	A	・一時保護後の避難支援として、市外、県外の施設への避難支援を行った。	・市外、県外の施設、アパート等への避難支援については、家庭児童相談室、保護課との連携のもと行っていく。	男女共同参画課
			・一時保護後の他管内への避難支援 4件	A	・一時保護後の避難支援として、市外、県外の施設への避難支援を行った。	・市外、県外の施設への避難支援について、男女共同参画課のほか保護課との協働を図っていく。	こども保健福祉課 (家庭児童相談室)
		◇民間アパートへ入居支援	・一時保護後、他管内へのアパートに入居を希望する者はいなかった。	—	・平成29年度は、一時保護後の生活の場として、アパートを希望する者がいなかった。	・今後も、被害者の意思を確認しつつ、市外、県外へのアパート入居の支援を行うとともに、現地の福祉事務所へ繋げる。	男女共同参画課
			・生活保護相談等にて情報入手した際は、相談内容に応じて関係機関と連携して対応を行った。	A	・情報入手の際は、迅速に関係機関と連携して対応している。	・生活保護相談等にて情報入手した際は、相談内容に応じて関係機関と連携し、迅速な対応を行う。	保護課
		◇DV被害者の市営住宅への優先入居 ◇母子家庭・父子家庭に対する市営住宅定期募集抽選時の優先抽選	・DV被害者の住居については、災害住宅を活用することとしたが、申込者がなかった。 ・年3回の定期募集において、合計6世帯の母子・父子家庭に対して優先抽選を行った。	A	・定期募集各回において、優先の対象者を確認し、優先抽選を適切に実施した。	・特にDV被害者の入居について、他部署との連携をより密にし、適切な住宅供給を図る。	市営住宅課
2	就労支援の充実	◇ハローワーク、マザーズコーナー四日市等と連携した求人等の情報提供	・毎週ハローワークが発行する求人情報を入手し、迅速に全庁に提供するとともに、各地区市民センター、人権プラザ等市民に身近な所属については、紙媒体での提供を行うなど、適切に施策を推進した。	A	・ハローワーク発行の求人情報等については、積極的に入手・提供に取り組む。	商工課	
			・ケースワーカー・就労支援員を中心に関係機関と連携して対応を行った。	A	・常設のハローワーク窓口の利用により、ハローワークと密に連携するとともに、マザーズコーナー四日市等、他機関とも連携し、相談者の状況に応じた支援を行った。	・ハローワーク等の関係機関との連携を密にし、相談者の状況に応じた就労支援を行う。	保護課
		◇ハローワーク、マザーズコーナー四日市、三重県と連携し、情報提供及び講座の実施	・ハローワーク、雇用均等室との共催で育児と仕事を両立させるための「お仕事探しセミナー」を実施。(実施回数1回、参加人数 延べ30人)	A	・ハローワーク、雇用環境均等室との共催でセミナーを実施し、これから働き始める方に、求人情報の検索方法、税改正、パートタイム労働法などについての講義を行った。	・ハローワーク、雇用均等室と調整し、継続して行っていく。	男女共同参画課

男女共同参画プランよっかいち2015～2020における事業評価表

基本目標Ⅲ 配偶者等からの暴力を許さない社会づくり
重点課題4 被害者等の生活安定と自立支援

「進捗状況」についての担当課による評価
 A 実施することができた B 概ね実施することができた
 C 一部しか実施できなかった D 実施できなかった。 — 評価なし

コード	推進施策	実施事業	29年度			次年度に向けての方向	担当課
			事業実績	評価	評価の説明		
2	就労支援の充実	◇労働相談機関の情報提供 ◇関係機関と連携し、四日市市求職者資格取得助成金の周知、啓発による資格取得の支援	・求職者資格取得助成金について、広報よっかいちに掲載するとともに、四日市公共職業安定所、マザーズコーナー四日市、三重県等の関係機関と連携し、啓発を実施した。	A	・求職者資格取得助成金について、広報よっかいちに掲載し、広く市民に啓発を実施した。また、四日市公共職業安定所、マザーズコーナー四日市、三重県等の関係機関と連携し、啓発を実施した。	・求職者資格取得助成金について、広報よっかいちへの掲載や、四日市公共職業安定所、マザーズコーナー四日市、三重県等の関係機関と連携・啓発により、資格取得の支援に取り組む。	商工課
		◇母子家庭等自立支援給付金事業、パソコン講座など就労支援のための講座	・自立支援教育訓練給付金4件、高等職業訓練促進給付金9件	A	・高等職業訓練促進給付金の利用者が、当初の見込みを上回ったことから、事業費支出の増となった。	・就労に繋がる資格取得をはじめ、当該事業の対象世帯に対し、積極的に啓発を行いながら自立生活の基盤を築く契機として支援を実施していく。	こども保健福祉課 (家庭児童相談室)
3	心理的支援の充実	◇相談員による継続的な支援の実施	・女性のための相談件数 2,801件	A	・不安を感じている被害者に寄り添い、専門家との連携のもと、支援を行った。	・引き続き、専門家との連携のもと支援を行っていく。	男女共同参画課
			・被害者の状況に即して面談等を行い、心理的ケアを実施した。 117回	A	・家庭紛争の相談において、相談者に寄り添いながら、必要な支援制度に繋がったり、専門機関との連携を図ったりした。	・引き続き、面接等を中心とした支援により必要なケアマネジメントを図っていく。	こども保健福祉課 (家庭児童相談室)
		◇臨床心理士相談の実施 ◇心理的支援を実施するNPO及び自助グループに対する支援	・臨床心理士相談の実施 延べ46件	A	・当面のDV被害からは逃れてはいるものの、DVの影響により心理的ケアを必要とする被害者に対し、専門家による相談を実施した。	・相談員と臨床心理士との連携のもと、被害者に対する心理的ケアを実施していく。	男女共同参画課
4	自立生活に向けた必要な情報の収集と提供	◇ひとり親・寡婦家庭のしおりの作成、配布(児童扶養手当、一人親家庭等医療費助成、母子父子寡婦福祉資金、母子家庭等自立支援給付金事業等)	・ひとり親・寡婦家庭のしおりを2,800部作成し、配布した。	A	・ひとり親・寡婦家庭のしおりを作成し、関係機関256か所に配布した。	・支援に関する各種情報を集約し、効果的な制度周知に努めていく。	こども保健福祉課
			・相談時に情報提供を行い、こども未来部等へ繋いだ。	A	・DV被害者の離婚支援とともに、ひとり親への支援制度について情報提供を行い、こども未来部等へ繋いだ。	・引き続き、こども未来部と連携のもと支援を行っていく。	男女共同参画課
			・相談者の状況に応じた情報提供を行った。	A	・相談者の状況に応じた情報提供を行っている。	・相談者の状況に応じて、必要な情報提供を行う。	保護課
			・介護保険や高齢福祉サービス、相談窓口の案内等に関する冊子「高齢者施策のあらし」を作成し、窓口での相談時や関係者向けに配布を行った。	A	・介護・高齢福祉課における窓口相談のほか、高齢者の地域における総合相談窓口である在宅介護支援センターや地域包括支援センター、ケアマネジャーなどの介護保険事業者、民生委員や自治会などの関係者に対し、研修や連絡会などの機会を通じて広く配布し、普及啓発に努めた。	・案内冊子をさらに使いやすい内容にするための見直しを行うとともに、引き続き広く関係者向けに配布し、啓発に努める。	介護・高齢福祉課
		◇福祉、医療、教育、経済等自立生活に必要な情報を収集し、ホームページ等を活用し分かりやすく提供する	・窓口でDV関係者を受け付けた際や、他課から情報提供を受けた際に、総合行政システム内の個人備考記入欄に対応記録などの記事を入力し、課内で情報共有を図った。	A	・担当係だけでなく課内でも情報共有できるように努めた。	・引き続き課内での情報共有に努めるとともに適正な情報管理を行っていく。	保険年金課
			・市営住宅の入居条件や入居手続きについて、ホームページ等を活用して情報提供を行った。	A	・市営住宅の入居条件や入居手続きについて、ホームページ等を活用し、広く周知した。	・個々の相談について、他部署と連携しながら自立生活に向けた必要な情報収集を図る。	市営住宅課
			・四日市市奨学会の奨学金制度について、中学校長会において案内したほか、市内各高校に募集要項等を送付し制度の周知を図った。	A	・関係機関との連携し、市民への周知方法を工夫することによって、必要とする情報を適切に提供することができた。	・引き続き、当課が発信できる場において、「自立のための支援」を促進する意識を持って、情報提供を行っていく。	教育総務課
	・自立生活を行う上での様々な問題の相談先の一覧をホームページで提供した。	A	・男女共同参画センターの相談窓口から、三重県や警察、児童関係の相談先まで一覧にして照会した。	・最新情報への更新を行いつつ、引き続き実施していく。	男女共同参画課		

男女共同参画プランよっかいち2015～2020における事業評価表

基本目標Ⅲ 配偶者等からの暴力を許さない社会づくり
重点課題4 被害者等の生活安定と自立支援

「進捗状況」についての担当課による評価
 A 実施することができた B 概ね実施することができた
 C 一部しか実施できなかった D 実施できなかった。 — 評価なし

コード	推進施策	実施事業	29年度			次年度に向けての方向	担当課
			事業実績	評価	評価の説明		
5	保育・就学等の支援	◇DV避難による転園、転校時の手続き支援	・対象世帯の状況に即して、児童等の転園、転校に関する事務手続き等の支援を行った。	A	・訪問や手続き窓口への同行等を行い、転園や転校に関する必要な支援を行った。	・被害者の状況に即して、円滑な手続きが図られるよう支援を継続していく。	こども保健福祉課 (家庭児童相談室)
			・園児に関して、不安定な傾向が見られた場合には、家庭訪問、あるいは、民生委員・児童委員などの地域関係者との情報交換などを行った。	A	・園児に対して、DV避難による転園の必要性が生じた場合には、迅速な手続き支援を行う体制を取ることができた。	・引き続き、DV避難による転園の必要性が生じた場合には、迅速な手続き支援を行うことができるよう体制を整えておく。	保育幼稚園課
			・文部科学省の通知(H21年度)及び22年度作成の留意事項に従い、手続きを行った。	A	・国の動向や市の指針に基づき、手続きを行った。	・引き続き、国の動向や市の指針に基づいて適切に対応していく。	学校教育課
6	継続した心理的ケア	◇保健師等による自宅訪問の実施(乳幼児のいる世帯)	・養育支援訪問事業(専門的支援) 20件(延べ 144件)	A	・保護者の養育能力が不十分な場合や、乳幼児の健康等に課題がある場合などに、家庭児童相談室と連携して、保健師等が専門的相談のための訪問を実施した。	・引き続き、妊娠中から産後の養育環境に課題があると思われる家庭について、関係機関と連携しながら、早期介入し、継続的な支援サービス利用につなげる。	こども保健福祉課
		◇児童相談所、こども保健福祉課、保護課、保育園、幼稚園、学校、民生委員・児童委員などの地域関係者等における情報の共有化	・他機関との情報を共有するため、ケース検討会を実施した。	A	・要支援者についての情報を共有することで、より適切な支援につなげた。	・引き続き必要に応じて関係機関との情報共有に努め、途切れない支援サービスを提供する。	こども保健福祉課
			・園児に関して、不安定な傾向が見られた場合には、家庭訪問、あるいは、民生委員・児童委員などの地域関係者との情報交換などを行った。	A	・園児に関して、家庭訪問、あるいは、民生委員・児童委員などの地域関係者との情報交換などを行い、子どもに対する心理的ケアの充実を図ることができた。	・引き続き園児に関して、家庭訪問、あるいは、民生委員・児童委員などの地域関係者との情報交換などを行い、継続した心理ケアに努めていく。	保育幼稚園課
			・学校や関係機関、地域関係者等情報の共有化を図った。	A	・学校と関係機関、地域関係者等がケース会議などを通して、情報の共有化を図ることができた。	・今後も継続して、学校や関係機関と連携をし、情報の共有化を図っていく。	指導課
			・必要と判断した児童生徒については地域関係者との情報の共有を図った	A	・心理的ケアが必要な児童生徒についてケース会議への情報提供、関係課との情報共有を行った	・引き続き、情報の提供、共有を図っていく	教育支援課
		◇スクールカウンセラー等専門家による継続的なカウンセリングの実施	・全校に配置されているスクールカウンセラーが必要に応じてカウンセリングを実施した。	A	・各校において、積極的に保護者へも働きかけ、スクールカウンセラーによるカウンセリングを実施できた。	・今後も継続して、積極的にスクールカウンセラーを活用していけるよう働きかけていく。	指導課
・心理的ケアが必要な児童生徒へ専門家によるプレイセラピーなどを行った	A		・心理的ケアが必要な児童生徒に対して専門家によるプレイセラピーなどを行った	・引き続き、必要に応じてプレイセラピー等実施していく	教育支援課		

男女共同参画プランよっかいち2015～2020における事業評価表

基本目標Ⅲ 配偶者等からの暴力を許さない社会づくり
重点課題4 被害者等の生活安定と自立支援

「進捗状況」についての担当課による評価
 A 実施することができた B 概ね実施することができた
 C 一部しか実施できなかった D 実施できなかった。 — 評価なし

コード	推進施策	実施事業	29年度			次年度に向けての方向	担当課
			事業実績	評価	評価の説明		
7	養育についての継続的な支援	◇保健師等による自宅訪問の実施(乳幼児のいる世帯)	・養育支援訪問事業(専門的支援) 20件(延べ 144件)	A	・保護者の養育能力が不十分な場合や、乳幼児の健康等に課題がある場合などに、家庭児童相談室と連携して、保健師等が専門的相談のための訪問を実施した。	・引き続き、妊娠中から産後の養育環境に課題があると思われる家庭について、関係機関と連携しながら、早期介入し、継続的な支援サービス利用につなげる。	こども保健福祉課
		◇児童相談所、こども保健福祉課、保護課、保育園、幼稚園、学校、民生委員・児童委員などの地域関係者等における子どもの状況把握と情報の共有化	・他機関との情報を共有するため、ケース検討会を実施した。	A	・要支援者についての情報を共有することで、より適切な支援につなげた。	・引き続き必要に応じて関係機関との情報共有に努め、途切れない支援サービスを提供する。	こども保健福祉課
			・園にて、園児あるいはその保護者に対して日常的な見守りを実施していくとともに、児童の状況について関係各所との情報共有を行った。	A	・園にて、園児あるいはその保護者に対して日常的な見守りを実施していくとともに、児童の状況について関係者との状況把握と情報共有を行うことができた。	・引き続き、園児あるいはその保護者に対して日常的な見守りを実施していくとともに、児童の状況について関係者との状況把握と情報共有を行っている。	保育幼稚園課
			・相談者の状況に応じて、関係者との情報共有を行った。	A	・相談者の状況に応じて関係者会議を行うなどし、子どもの状況把握と情報共有を行っている。	・相談者の状況に応じて、関係者との情報共有を行う。	保護課
		◇必要に応じた子どもの保護(入所措置)の実施	・事案の状況等に即して、子どもの保護(入所措置)に関する対応を図った。	A	・子どもの保護に関して、児童相談所等との連携をはじめとする所要の調整を行った。	・子どもの保護について、適切な措置が講じられるよう、引き続き、関係機関との調整に努めていく。	こども保健福祉課
8	被害者の負担を軽減し、迅速に手続きできる体制づくり	◇被害者の負担軽減のための情報共有及び連携強化	・相談員による同行、または関係機関への事前連絡により対応した。	A	・被害者の同意のもと、関係機関へ情報提供を行うとともに、被害者の負担軽減、安全確保のため、同行支援を行った。	・引き続き、被害者の負担軽減、安全確保のため関係機関との連携、同行支援を行う。	男女共同参画課
			・手続きの一元化に向けて、関係各課と協議を行った。	A	・関係各課と連携し、保育に関する手続きが円滑かつ迅速に行うようできた。	・関係各課と連携し、保育に関する手続きが円滑かつ迅速に行うよう努めていく。	保育幼稚園課
			・相談員による同行を実施し、必要に応じて関係機関との調整を行った。	A	・相談員が同行し、各種調整を行うことにより、円滑な手続きが図られた。	・被害者の負担軽減等のために、引き続き、同行訪問等による各種調整を実施していく。	こども保健福祉課
			・相談者の状況に応じて、迅速に関係機関との情報共有や連携を行った。	A	・相談者の状況に応じて、迅速に関係機関との情報共有や連携を行っている。	・相談者の状況に応じて、迅速に関係機関との情報共有や連携を行う。	保護課
			・障害者虐待の防止、権利擁護の推進に向け、関係機関の連携を図った。	A	・四日市障害保健福祉圏域自立支援協議会等において、情報共有をはじめとする連携を図った。	・引き続き、虐待防止、権利擁護の観点から連携を深めていく。	障害福祉課
			・福祉関係者、警察、司法関係者などの関係機関で構成される、「高齢者みまもりネットワーク会議」を開催し、DV(高齢者虐待)に関する情報共有と連携体制の確認を行った。	A	・「高齢者みまもりネットワーク会議」などの定例会を通じて、連携体制の確認と現状に関する情報共有をすることができた。	・今後も定例会や連絡会を通じ、関係者への周知と連携強化に努める。	介護・高齢福祉課
			・担当課と連携を取りながら、窓口滞在時間の短縮、相談室利用による被害者の心理的負担の軽減及びプライバシー保護に努めた。 ・閲覧制限がかかっている対象者への連絡方法について市民課へ対応確認を行うなどきめ細かい対応に努めた。	A	・担当者と連絡を取りながら、被害者にとってできるだけ負担を軽減できるよう努めた。	・今後も、担当課と連携を取りながら、被害者の負担が最低限になるよう対応していく。	保険年金課

男女共同参画プランよっかいち2015～2020における事業評価表

基本目標Ⅲ 配偶者等からの暴力を許さない社会づくり
重点課題4 被害者等の生活安定と自立支援

「進捗状況」についての担当課による評価
 A 実施することができた B 概ね実施することができた
 C 一部しか実施できなかった D 実施できなかった。 — 評価なし

コード	推進施策	実施事業	29年度			次年度に向けての方向	担当課
			事業実績	評価	評価の説明		
8	被害者の負担を軽減し、迅速に手続きできる体制づくり	◇被害者の負担軽減のための情報共有及び連携強化	・申出書を受理した際、本籍地等が他市町村の場合は、関係する市町村すべてに電話連絡を入れた後、申出書の写しを送付している。	A	・担当者を決めて相互に連絡を取りあい連携することにより、迅速に処理を行い、また申出者の負担を減らすことができています。	・引き続き、より緊密に連携を取り合って実施していく。	市民課
			・関係所属と情報の共有及び連携を図った。	A	・関係所属との情報の共有及び連携に努めた。	・関係所属との情報共有、連携について引き続き、強化に努める。	学校教育課
			・校長会、及び教頭会等の場で、情報共有に努めた。	A	・校長会、及び教頭会等の場で、情報共有に努めることができた。	・今後も校長会や教頭会を通して、情報共有に努めていく。	指導課
			・男女共同参画課や福祉部門と連携を強化した。	A	・男女共同参画課や福祉部門との情報共有に努めた。	・引き続き、男女共同参画課や福祉部門との情報共有の強化を図る。	市営住宅課
			・職場研修等において、DV被害者からの問合せ、税申告及び証明発行依頼等に対して、迅速かつスムーズに対応できるよう職員間での意識の共有を行った。	A	・職場研修等を通じた職員間での意識の共有を行うことができた。	・引き続き職場研修等を通じて職員の意識付けを行うとともに、朝礼において窓口又は電話での対応時に必要な情報の共有を行っていく。	市民税課
9	被害者及び同伴する子どもに関する適切な情報管理	◇住民基本台帳等の閲覧制限の実施	・申出書に基づき閲覧リストにマスキングを行うとともに、管轄の地区市民センターに連絡、選挙管理委員会に通知をした。	A	・万が一にももれがないよう十二分に注意をし、二重チェックを行っている。	・引き続き、細心の注意を払って実施していく。	市民課
			・職場研修等において、DV被害者に関する証明発行事務及び照会回答事務における情報漏洩防止の注意点を確認するとともに、男女共同参画の意識付けを行った。	A	・DV被害者に関する証明発行事務の際に本人確認等を徹底すること及び照会回答事務への対応の際に回答の可否を慎重に検討することで、情報漏洩を防止するための適切な対応を行った。	・引き続き職場研修等を通じて対応時の注意点の確認及び職員の意識付けを行うとともに、朝礼において窓口又は電話での対応時に必要な情報の共有を行っていく。	市民税課
			・DV被害者に関する情報漏洩防止のため、使用しているシステムではポップアップの表示で注意喚起が行われる。該当者に関する照会等については細心の注意を払って取り扱うこととしている。	A	・資産税課に対して、DV被害者に関する情報の問い合わせはなかったが、該当者に対する照会があった際には適切な対応が行えるよう、職員に周知徹底した。	・DV被害者に対する照会があった際には適切な対応が行えるよう、職員に周知徹底する。	資産税課
			・DV被害者に関する情報漏洩防止のため、使用しているシステムではポップアップの表示や色の変更等で注意喚起を行っており、該当者に関する照会等には細心の注意を払って取扱うこととしている。	A	・DV被害者に関する情報漏洩の無いよう、該当者に対する照会があった際には適切な対応を行った。	・職場内での研修等で、DV対象者に関する問合せの際の対処方法を周知徹底し、情報漏洩の防止に努める。	収納推進課
			・窓口でDV関係者を受け付けた際や、他課から情報提供を受けた際に、総合行政システム内の個人備考記入欄に対応記録などの記事を入力し、課内で情報共有を図った。	A	・担当係だけでなく課内でも情報共有できるように努めた。	・引き続き課内での情報共有に努めるとともに適正な情報管理を行っていく。	保険年金課
			・Gパートナー及び滞納整理システムを活用し、DV被害者の情報を適切に管理し、対応した。	A	・Gパートナー及び滞納整理システム上でDV被害者であることを確認し、情報の取扱に留意した。	・引き続き、DV被害者及び同伴する子どもに関する情報について、適切な管理を図る。	市営住宅課
			・住民基本台帳等の閲覧制限を行った。	A	・適切な情報管理を実施した。	・引き続き、住民基本台帳等の閲覧制限を行い、適切な情報管理を行う。	生活環境課

男女共同参画プランよっかいち2015～2020における事業評価表

基本目標Ⅲ 配偶者等からの暴力を許さない社会づくり
重点課題4 被害者等の生活安定と自立支援

「進捗状況」についての担当課による評価
 A 実施することができた B 概ね実施することができた
 C 一部しか実施できなかった D 実施できなかった。 — 評価なし

コード	推進施策	実施事業	29年度			次年度に向けての方向	担当課
			事業実績	評価	評価の説明		
9	被害者及び同伴する子どもに関する適切な情報管理	◇手続きの同行支援の実施	・住民基本台帳事務における支援措置申出書への意見書交付(19件) ・必要に応じ、市民課への同行支援を実施	A	・加害者からの追跡を逃れるため、住民基本台帳事務における支援措置申出書への意見書を交付し、必要に応じ、市民課への同行支援を行った。	・今後も、被害者の申し出に基づき、必要に応じて意見書の交付、同行支援を行っていく。	男女共同参画課
		◇保育園・幼稚園及び学校におけるDV被害者等に関する情報を適切に管理する	・被害者及び同伴する子どもの生活安定と自立に向けて、適切な情報管理を図るよう、関係各課と協議を行った。 ・各校において、DV被害者の同伴する子どもの対応についての正しい理解促進を図るとともに、情報管理について十分配慮した。	A	・被害者及び同伴する子どもの生活安定と自立に向けて、関係各課と協議を行い、園にて適切な情報管理を図ることができた。 ・各校において、DV被害者の同伴する子どもの対応についての正しい理解促進を図るとともに、情報管理について、十分配慮した。	・引き続き、被害者及び同伴する子どもの生活安定と自立に向けて、関係各課と協議を行い、園にて適切な情報管理を行っていく。 ・今後もDV被害者の同伴する子どもの対応についての正しい理解促進を図るとともに、情報管理について十分配慮するように努めていく。	保育幼稚園課 指導課
			・文科科学省の通知(H21年度)及び22年度作成の留意事項に従い、手続きを行った。	A	・国の動向や市の指針に基づき、手続きを行った。	・引き続き、国の動向や市の指針に基づいて適切に対応していく。	学校教育課
10	継続的な支援の実施	◇女性相談機能の強化(専門相談の充実、被害者支援のための講座等の開催)	・弁護士によるサポート体制の構築 ・臨床心理士によるサポート体制の構築 ・女性のための自己尊重講座の開催(参加人数延べ72人)	A	・弁護士、臨床心理士とのアドバイザー契約により、随時に専門家と相談できる体制を整え、相談者へ即座に対応することができた。 ・3回連続講座の自己尊重講座を開催し、延べ72人が参加された。「自分を認める事が出来た。自分を大切にしようと思う。」「今まで気付かなかった自分を知るきっかけになりました。」など好評であった。	・今後も引き続き、弁護士、臨床心理士とのアドバイザー契約を継続し、相談者への支援体制を充実させる。 ・自分の判断や選択を尊重し、自分自身を見つめ直す機会としての講座を開催していく。	男女共同参画課
11	庁内の職務関係者に対する研修と連携の強化	◇長期に及ぶ継続的な支援の必要性についての研修、啓発	・DV防止講演会開催 1回 参加者数 28名 ・四日市市子どもの虐待及び配偶者からの暴力防止ネットワーク会議 12回開催(委員会議2回、推進委員会2回、部会8回) ・職員階層別研修にて実施(新採、新任係長級、新任課長補佐級、新任課長級)	A	・市民及び関係職員向けの講演会を実施。テーマを「夫婦げんかとDVの違いわかりますか?」とし、DVの実態とその社会背景を踏まえ、夫婦げんかとDVはどう違うのかを学ぶことで、夫婦や恋人など大切な人との関係を考えてみる機会とすることを目的とした。	・講演会の参加者が伸び悩んでおり、周知方法や講演会の内容を参加しやすい形に変えるよう検討する。 ・職員研修において、職員として身に付けておくべきDVに関する情報を伝えていく。	男女共同参画課
		◇子どもの虐待及び配偶者からの暴力防止ネットワーク会議における研修及び連携の強化	・新規採用職員研修等の階層別研修にて、男女共同参画にかかわる研修を実施。 ・四日市市子どもの虐待及び配偶者からの暴力防止ネットワーク会議 12回開催(委員会議2回、推進委員会2回、部会8回) ・四日市市子どもの虐待及び配偶者からの暴力防止ネットワーク会議12回開催(委員会議2回、推進委員会議2回、部会8回)	A	・新規採用職員研修等、階層別研修で実施した。 ・四日市市子どもの虐待及び配偶者からの暴力防止ネットワーク会議を開催し、関係機関との情報共有、課題認識を深めた。 ・ネットワーク定期連絡会議を中心に、情報共有をはじめとして関係機関の連携強化に努めた。	・同様の研修を継続して実施していく。 ・引き続き、関係機関とスムーズに連携が取れるよう、顔の見える関係づくりに努める。	職員研修所 男女共同参画課
		◇人権にかかわる相談ネットワーク会による連携の強化	・相談ネットワーク連絡会 4回	A	・連絡会では、より適切な窓口対応ができるように窓口情報を共有したり、相談員間の連携を図った。	・引き続き連絡会を実施し、相談員間の連携を図る。	人権センター
		◇子どもの虐待及び配偶者からの暴力防止ネットワーク会議における連携強化 ◇NPO等被害者支援団体との情報交換、連携	・四日市市子どもの虐待及び配偶者からの暴力防止ネットワーク会議 12回開催(委員会議2回、推進委員会2回、部会8回) ・NPO主催の研修会に参加(1回)	A	・四日市市子どもの虐待及び配偶者からの暴力防止ネットワーク会議を開催し、関係機関との情報共有、課題認識を深めた。 ・NPO法人主催の研修会に参加し、情報交換等を行った。	・引き続き、関係機関とスムーズに連携が取れるよう、顔の見える関係づくりに努める。	男女共同参画課

基本目標Ⅳ 個人が尊重され、健康で安心して生活できる社会づくり

1、目標指標と評価

●重点課題1 「自立のための支援」

目標指標 「就労支援のための講座受講者数」

平成 25 (2013) 年度 《基準値》	1 3 5 人
平成 27 (2015) 年度 《実績値》	1 7 1 人
平成 28 (2016) 年度 《実績値》	3 2 6 人
平成 29 (2017) 年度 《実績値》	3 6 9 人
平成 32 (2020) 年度 《目標値》	1 5 0 人

(注) 延べ人数

指標の設定について：

自立への壁となっているものに、経済的困難・就業があるため、就労支援のための講座受講者数を指標とした。目標としては、実績と同程度の参加者数を維持したいという考えのもと 150 人と設定した。
(参考値) H26(2014)年度：82 人

〔平成29年度の評価〕

起業支援として、起業を考えている女性を対象に、ステップアップのための6つのポイントや実際に起業された方の体験談などを内容としたプチ起業入門講座を開催した。39人の参加があり、その参加者が、はもりあフェスタに出店した。(15件)また、女性起業家育成支援事業では、育成支援講座に延べ158人、ジャンプアップ講座に延べ132人が参加した。育成支援講座受講生の内5人が開業又は法人化した。

就労支援として、再就職を迷う女性を対象に、市民企画による3回連続講座を開催した。自己分析や仕事と子育ての両立の体験談、今後の人生設計を考える内容で、延べ10人の参加があった。また、ハローワーク、三重労働局雇用均等室とも共催でセミナーを1回実施し、求人情報の検索方法、税改正、パートタイム労働法などについて30人が学んだ。

働く女性・働きたい女性のための相談窓口を4月から定期的に開催し、25件の相談を受けた。平成28年度に比べ相談件数が減少したことから、開催日時の見直しを行う。

●重点課題2 「生涯を通じた心と体の健康づくり」

目標指標 「子宮頸がん検診受診率」

平成 25 (2013) 年度 《基準値》		3 6 . 0 % (25 年度算定方法)
平成 27 (2015) 年度 《実績値》	2 2 . 1 % (27 年度算定方法)	
平成 28 (2016) 年度 《実績値》	2 0 . 1 % (27 年度算定方法)	
平成 29 (2017) 年度 《実績値》	1 9 . 1 % (27 年度算定方法)	
平成 32 (2020) 年度 《目標値》	5 0 . 0 % (27 年度算定方法)	4 5 . 0 % (25 年度算定方法)

指標の設定について：

女性のがん検診の対象は、乳がん検診は40歳以上、子宮頸がん検診は20歳以上とされていることから、幅広い年齢を対象とした子宮頸がん検診の受診率を指標とした。目標としては、国の目標受診率50%を設定。
(参考値)

H26(2014)年度：(26年度算定方法)57.1%

〔平成29年度の評価〕

子宮頸がん検診受診率の算定方法について、国の方針により下記のとおり検診の対象者が変更されてきている。

平成25年度：20歳以上（就業人口[第2次・第3次産業人口]除く）

平成27年度以降：20歳以上～69歳以下（全住民）

そのため、各年度それぞれの対象者数を用いて、計算した受診率を表記した。

平成28年度から、子宮頸がん検診の精度を高めるヒトパピローマウイルス検査(HPV検査)を導入、子宮頸がん検診及びHPV検査の結果、異常なしと判定された方については、検診間隔を3年毎にまで広げることが出来るようになった。結果、平成29年度は約1,000人が受診する必要がなくなり、受診者の身体的、経済的負担の軽減につながる事が出来た。

2、平成29年度の主な取り組み状況

●重点課題1「自立のための支援」

施策の方向Ⅰ「単身女性・ひとり親家庭等の生活上の困難に対する支援」

- ①近年、介護疲れや経済的理由による高齢者虐待が目立っているが、相談窓口機関や警察などの関係機関と連携して、緊急対応を含めた迅速な対応を行ったことで、被害高齢者の保護に努めることができた。【コード:1】
- ②常設のハローワーク窓口の利用により、ハローワークと密に連携するとともに、マザーズコーナー四日市等、他機関とも連携し、相談者の状況に応じた支援を行った。【コード:2】

施策の方向Ⅱ「自らの生き方を選択し自立するための支援」

- ③保険証の更新時に同封するしおりや、ホームページにおいて、健康保険料及び年金保険料の納付相談や、高額療養費などの保険給付について掲載し案内を行った。【コード:3】

●重点課題2「生涯を通じた心と体の健康づくり」

施策の方向Ⅰ「生涯を通じた男女の健康づくり」

- ④健康ボランティアと協働し、健康づくり教室を実施した。また、出前講座では、食生活や運動など、自宅で取り組める方法を交えながら実施した。【コード:2】
- ⑤健康相談を実施し、個別の状況に応じた相談を行った。また、年代に応じた健康情報を、各地区市民センターへ配架するだけでなく、健康づくり関係団体の協力を得て配布した。【コード:3】

施策の方向Ⅱ「思春期、妊娠・出産期、更年期の女性の健康づくり」

- ⑥妊娠期から乳幼児期まで、健康診査および訪問指導や相談等を実施し、必要に応じて関係機関と連携した支援サービスを提供した。【コード:8】
- ⑦妊娠届出書によって、妊婦の就労状況と、就労や産後の育児等への不安を把握して、妊娠中から電話等による相談支援を実施した。【コード:11】
- ⑧20代～50代の現役世代の男性を対象に、男性にも「更年期障害」があるということや、「健康づくり」のために運動を継続する必要性を知っていただくための講座を開催した。【コード13】

3、事業実施自己評価

※別表「男女共同参画プランよっかいち 2015～2020 における事業評価表(基本目標Ⅳ)」のとおり

男女共同参画プランよっかいち2015～2020における事業評価表

基本目標Ⅳ 個人が尊重され、健康で安心して生活できる社会づくり
重点課題1 自立のための支援

「進捗状況」についての担当課による評価
 A 実施することができた B 概ね実施することができた
 C 一部しか実施できなかった D 実施できなかった。 — 評価なし

コード	推進施策	実施事業	29年度			次年度に向けての方向	担当課
			事業実績	評価	評価の説明		
1	生活の場の確保 (再掲 基本目標3-(4)-①)	◇施設入所支援	・一時保護後の施設入所支援 5件	A	・一時保護後の生活の場として、母子生活支援施設等の施設への入所支援を行った。	・施設入所支援については、家庭児童相談室と連携のもと行い、施設職員と連携のもと自立できるよう支援を継続していく。	男女共同参画課
			・新規施設入所支援 6件 ・継続施設入所支援 15件	A	・母子生活支援施設への入所支援により、対象世帯の生活拠点の確保を図るとともに、自立生活に向けた支援を行った。	・入所施設における生活支援、施設退所後の自立生活への移行等、必要な支援を実施するために男女共同参画課との連携を図っていく。	こども保健福祉課 (家庭児童相談室)
			・養護老人ホームへの入所措置件数:延2,054人 ・養護老人ホームへの短期入所件数:延479人 ・特別養護老人ホームへの入所措置件数:延224人 ・その他短期入所施設への入所措置件数:延4人	A	・近年、介護疲れや経済的理由による高齢者虐待が目立っているが、相談窓口機関や警察などの関係機関と連携して、緊急対応を含めた迅速な対応を行ったことで、被害高齢者の保護に努めることができた。	・緊急一時保護を要する事例が増加する傾向が見られるため、提携先の施設に受入体制の強化を求めるとともに、関係機関への周知を図り、保護を必要とするケースが放置されないよう情報共有を図っていく。	介護・高齢福祉課
			・住まいの場として、個々の障害特性に応じた専門支援を実施した。	A	・施設入所者のニーズ、個々の障害特性(身体、知的、精神等)に合わせた支援を実施した。	・施設における専門支援のもと、地域生活への移行に向けて関係機関の連携を深めていく。	障害福祉課
			・生活保護相談等にて情報入手した際は、相談内容に応じて関係機関と連携して対応を行った。	A	・情報入手の際は、迅速に関係機関と連携して対応している。	・生活保護相談等にて情報入手した際は、相談内容に応じて関係機関と連携し、迅速な対応を行う。	保護課
		◇民間アパートへ入居支援	・一時保護後、他管内へのアパートに入居を希望する者はいなかった。	—	・平成29年度は、一時保護後の生活の場として、アパートを希望する者がいなかった。	・今後も、被害者の意思を確認しつつ、市外、県外へのアパート入居の支援を行うとともに、現地の福祉事務所へ繋げる。	男女共同参画課
			・生活保護相談等にて情報入手した際は、相談内容に応じて関係機関と連携して対応を行った。	A	・情報入手の際は、迅速に関係機関と連携して対応している。	・生活保護相談等にて情報入手した際は、相談内容に応じて関係機関と連携し、迅速な対応を行う。	保護課
◇DV被害者の市営住宅への優先入居 ◇母子家庭・父子家庭に対する市営住宅定期募集抽選時の優先抽選	・DV被害者の住居については、災害住宅を活用することとしたが、申込者がなかった。 ・年3回の定期募集において、合計6世帯の母子・父子家庭に対して優先抽選を行った。	A	・定期募集各回において、優先の対象者を確認し、優先抽選を適切に実施した。	・特にDV被害者の入居について、他部署との連携をより密にし、適切な住宅供給を図る。	市営住宅課		
2	就労支援の充実 (再掲 基本目標3-(4)-②)	◇ハローワーク、マザーズコーナー四日市等と連携した求人等の情報提供	・ハローワークが発行する求人情報を入手し、掲示板により全庁に提供するとともに、市ホームページに掲載。また、各地区市民センター、人権プラザ等市民には、紙媒体で提供。	A	・毎週ハローワークが発行する求人情報を入手し、掲示板にて迅速に全庁に提供するとともに、市ホームページに掲載した。また、各地区市民センター、人権プラザ等市民に身近な所属については、紙媒体での提供を行うなど、適切に施策を推進した。	・ハローワーク発行の求人情報等について、積極的に入手・提供に取り組む。	商工課
			・ケースワーカー・就労支援員を中心に関係機関と連携して対応を行った。	A	・常設のハローワーク窓口の利用により、ハローワークと密に連携するとともに、マザーズコーナー四日市等、他機関とも連携し、相談者の状況に応じた支援を行った。	・ハローワーク等の関係機関との連携を密にし、相談者の状況に応じた就労支援を行う。	保護課
		◇ハローワーク、マザーズコーナー四日市、三重県と連携し、情報提供及び講座の実施	・ハローワーク、雇用均等室との共催で育児と仕事を両立させるための「お仕事探しセミナー」を実施。(実施回数1回、参加人数 延べ30人)	A	・ハローワーク、雇用環境均等室との共催でセミナーを実施し、これから働き始める方に、求人情報の検索方法、税改正、パートタイム労働法などについての講義を行った。	・ハローワーク、雇用均等室と調整し、継続して行っていく。	男女共同参画課
		◇労働相談機関の情報提供 ◇関係機関と連携し、四日市市求職者資格取得助成金の周知、啓発による資格取得の支援	・求職者資格取得助成金について、広報よっかいちに掲載するとともに、四日市公共職業安定所、マザーズコーナー四日市、三重県等の関係機関と連携し、啓発を実施した。	A	・求職者資格取得助成金について、広報よっかいちに掲載し、広く市民に啓発を実施した。また、四日市公共職業安定所、マザーズコーナー四日市、三重県等の関係機関と連携し、啓発を実施した。	・求職者資格取得助成金について、広報よっかいちへの掲載や、四日市公共職業安定所、マザーズコーナー四日市、三重県等の関係機関と連携・啓発により、資格取得の支援に取り組む。	商工課
		◇母子家庭等自立支援給付金事業、パソコン講座など就労支援のための講座	・自立支援教育訓練給付金4件、高等職業訓練促進給付金9件	A	・高等職業訓練促進給付金の利用者が、当初の見込みを上回ったことから、事業費支出の増となった。	・就労に繋がる資格取得をはじめ、当該事業の対象世帯に対し、積極的に啓発を行いながら自立生活の基盤を築く契機として支援を実施していく。	こども保健福祉課 (家庭児童相談室)

男女共同参画プランよっかいち2015～2020における事業評価表

基本目標Ⅳ 個人が尊重され、健康で安心して生活できる社会づくり
重点課題1 自立のための支援

「進捗状況」についての担当課による評価
 A 実施することができた B 概ね実施することができた
 C 一部しか実施できなかった D 実施できなかった。 — 評価なし

コード	推進施策	実施事業	29年度			次年度に向けての方向	担当課
			事業実績	評価	評価の説明		
3	自立生活に向けた必要な情報の収集と提供 (再掲 基本目標3-(4)-④)	◇ひとり親・寡婦家庭のしおりの作成、配布(児童扶養手当、一人親家庭等医療費助成、母子父子寡婦福祉資金、母子家庭等自立支援給付金事業等)	・ひとり親・寡婦家庭のしおりを2,800部作成し、配布した。	A	・ひとり親・寡婦家庭のしおりを作成し、関係機関256か所に配布した。	・支援に関する各種情報を集約し、効果的な制度周知に努めていく。	子ども保健福祉課
			・相談時に情報提供を行い、子ども未来部等へ繋いだ。	A	・DV被害者の離婚支援とともに、ひとり親への支援制度について情報提供を行い、子ども未来部等へ繋いだ。	・引き続き、子ども未来部と連携のもと支援を行っていく。	男女共同参画課
		◇福祉、医療、教育、経済等自立生活に必要な情報を収集し、ホームページ等を活用し分かりやすく提供する	・相談者の状況に応じた情報提供を行った。	A	・相談者の状況に応じた情報提供を行っている。	・相談者の状況に応じて、必要な情報提供を行う。	保護課
			・介護保険や高齢福祉サービス、相談窓口の案内等に関する冊子「高齢者施策のあらし」を作成し、窓口での相談時や関係者向けに配布を行った。	A	・介護・高齢福祉課における窓口相談のほか、高齢者の地域における総合相談窓口である在宅介護支援センターや地域包括支援センター、ケアマネジャーなどの介護保険事業者、民生委員や自治会などの関係者に対し、研修や連絡会などの機会を通じて広く配布し、普及啓発に努めた。	・案内冊子をさらに使いやすい内容にするための見直しを行うとともに、引き続き広く関係者向けに配布し、啓発に努める。	介護・高齢福祉課
			・保険証の更新時に同封するしおりや、ホームページにおいて、健康保険料及び年金保険料の納付相談や、高額療養費などの保険給付について掲載し案内を行った。	A	・健康保険料や、年金保険料の納付相談や保険給付の案内をすることで、加入者が必要な情報を適切に提供できた。	・引き続き納付相談や、高額療養費などの保険給付についてホームページなどを活用し、わかりやすく情報を提供していく。	保険年金課
			・市営住宅の入居条件や入居手続きについて、ホームページ等を活用して情報提供を行った。	A	・市営住宅の入居条件や入居手続きについて、ホームページ等を活用し、広く周知した。	・個々の相談について、他部署と連携しながら自立生活に向けた必要な情報収集を図る。	市営住宅課
			・四日市市奨学会の奨学金制度について、中学校長会において案内したほか、市内各高校に募集要項等を送付し制度の周知を図った。	A	・関係機関との連携し、市民への周知方法を工夫することによって、必要とする情報を適切に提供することができた。	・引き続き、当課が発信できる場において、「自立のための支援」を促進する意識を持って、情報提供を行っていく。	教育総務課
・自立生活に必要な情報を収集し、提供した。	A	・男女共同参画センターの相談窓口から、三重県や警察、児童関係の相談先まで一覧にして照会した。	・最新情報への更新を行いつつ、引き続き実施していく。	男女共同参画課			
4	④相談体制の充実 (再掲 基本目標3-(2)-②)	◇女性相談員の相談の充実 ◇男性向け相談の実施	・女性のための相談件数 2,801件 ・夜間電話相談毎週水曜日実施 39件 ・男性電話相談11回開催 相談件数 26件	A	・平成29年度も引き続き、弁護士、臨床心理士とアドバイザー契約を結び、随時に専門家と相談できる体制を整えた。 ・男性電話相談については、悪天候のため相談員が来課できず、やむなく中止となった回があったが、相談件数は平成28年度に比べ増加した。	・引き続き、弁護士、臨床心理士とアドバイザー契約を結び、随時に専門家と相談できる体制を整える。 ・男性電話相談については、さらに相談件数が増えるよう周知に努める。	男女共同参画課
5	心理的支援の充実 (再掲 基本目標3-(4)-③)	◇相談員による継続的な支援の実施	・女性のための相談件数 2,801件	A	・不安を感じている被害者に寄り添い、専門家との連携のもと、支援を行った。	・引き続き、専門家との連携のもと支援を行っていく。	男女共同参画課
			・被害者の状況に即して面談等を行い、心理的ケアを実施した。 117回	A	・家庭紛争の相談において、相談者に寄り添いながら、必要な支援制度に繋げたり、専門機関との連携を図った。	・引き続き、面接等を中心とした支援により必要なケアマネジメントを図っていく。	子ども保健福祉課 (家庭児童相談室)
		◇臨床心理士相談の実施 ◇心理的支援を実施するNPO及び自助グループに対する支援	・臨床心理士相談の実施 延べ46件	A	・当面のDV被害からは逃れてはいるものの、DVの影響により心理的ケアを必要とする被害者に対し、専門家による相談を実施した。	・相談員と臨床心理士との連携のもと、被害者に対する心理的ケアを実施していく。	男女共同参画課

男女共同参画プランよっかいち2015～2020における事業評価表

基本目標Ⅳ 個人が尊重され、健康で安心して生活できる社会づくり
重点課題2 生涯を通じた心と体の健康づくり

「進捗状況」についての担当課による評価
 A 実施することができた B 概ね実施することができた
 C 一部しか実施できなかった D 実施できなかった。 — 評価なし

コード	推進施策	実施事業	29年度			次年度に向けての方向	担当課
			事業実績	評価	評価の説明		
1	各種健(検)診・予防接種の充実	◇胃がん、子宮頸がん等各種健(検)診(成人)の実施 ◇高齢者のインフルエンザワクチン等各種予防接種(成人)の実施	・胃がん検診:16,316人 ・大腸がん検診:18,941人 ・乳がん検診(マンモ):7,538人 ・乳がん検診(エコー):1,120人 ・子宮頸がん検診:13,548人 ・肺がん検診:13,071人 ・高齢者インフルエンザワクチン:38,954人 ・高齢者肺炎球菌ワクチン:7,469人	A	・前年度と比較し、大腸がん、肺がんの受診者数が増加した。 ・予防接種について、高齢者肺炎球菌の接種者数が増加した。	・各種健(検)診、予防接種の実施を継続する。 ・乳がん検診については、平成30年度より、個別(医療機関実施)の対象者を40歳代から、40・50歳代へと拡大する。	健康づくり課
2	生活習慣病予防、介護予防講座の充実	◇各種生活習慣病予防講座、介護予防講座の実施 ◇がん予防、介護予防等をテーマとした出前講座の実施	・各種健康づくり講座の実施(年3,589回) ・出前講座の実施(年153回)	A	・健康ボランティアと協働し、健康づくり教室を実施した。 ・出前講座では、食生活や運動など、自宅で取り組める方法を交えながら実施した。	・各種講座を、関係するボランティア等と協働しながら実施する。	健康づくり課
3	健康相談・情報提供の充実	◇成人健康相談の実施 ◇食や運動など健康づくりに関する情報の発信、提供の実施	・成人健康相談:2,705人 ・健康情報の作成および配布(年29回)	A	・健康相談を実施し、個別の状況に応じた相談を行った。 ・年代に応じた健康情報を、各地区市民センターへ配架するだけでなく、健康づくり関係団体の協力を得て配布した。	・健康相談を実施(来所相談・電話相談) ・健康情報の内容の充実を図る。	健康づくり課
4	女性医師・女性技師の人材確保	◇女性医師に加え、女性技師(診療放射線技師等)の人材確保に努める	・29年度中に女性医師6名、女性技師5名(診療放射線技師1名、臨床検査技師1名、作業療法士1名等)を採用した	A	・女性医師や女性技師を確保した結果、女性を受診しやすい環境整備を進めることができた。	・引き続き女性医師及び、女性技師の人材確保に努める。	市立四日市病院総務課
5	性に関する情報の提供と性教育の推進	◇性教育の実施(HIV、性感染症予防を含む) ◇教科・特別活動や道徳等で学習指導要領に基づき、様々な視点で命の大切さに関する指導や発達段階に応じた適切な性に関する指導の継続 ◇保健所等、関係機関と共同して出前授業の募集を全中学校へかける	・性教育の実施(HIV、性感染症予防を含む) ・教科・特別活動や道徳等で学習指導要領に基づき、様々な視点で命の大切さに関する指導や発達段階に応じた適切な性に関する指導の継続 ・性感染症出前講座として、四日市市保健予防協議課と共同して、中学校4校の生徒保護者対象に行った。	A	・各校において、学習指導要領に基づき、性教育を実施することができた。また出前講座を4校で実施することができた。	・今後も学習指導要領に基づいて指導を行っていく。出前講座については、中学校で生徒対象。小学校では、保護者対象として、呼びかけをしていく。理由は、小学校においては、インフルエンザ等の感染症予防の観点が強くなるためである。	指導課
		◇関係機関からの性に関する研修会の案内及び情報提供を各学校へ行う	<学校教育課> ・全ての小・中学校に向けて、アンケート調査を実施し、セクハラ・パワハラ等の防止についての啓発を行った。 <小・中学校> ・職員会議、全体研修会などでセクハラ・パワハラ等の防止に関する研修を実施した。	A	・各校において研修会等を実施し、自己チェックシートを活用することで、自身の言動を振り返ることができた。 ・また、学校独自で資料を作成するなど、より充実した研修会を実施する学校が増えてきた。	・全体研修会等を通して、各自が、自身の言動や職場の現状を振り返ることで、セクハラ・パワハラ等に対する自浄作用を職場全体で高めることができるよう、引き続き啓発していく。	学校教育課
		◇家庭教育講座等保護者向け講座の実施	・家庭教育講座実施数 53回 うち、性に関する講座 2回	A	・家庭教育講座において、性に関する講演会を行い保護者・生徒に対する啓発を行った。	・引き続き家庭教育講座を実施していく。また、過去に講座を開催した講師の情報提供を行い、講座の実施数を増やしていくよう努める。	こども未来課(青少年育成室)
			・保護者学習会等の中で、多様な性についての視点をもって話をした。	A	・直接「性」について考える学習会でなくても、折にふれ性のあり方は個々に違っていてよいことなどを盛り込みながら話をすることができた。	・性にとらわれず、個人としての多様性を理解する視点をとり入れながら話をしていく。	人権・同和教育課
6	性別に関係なくスポーツに取り組むことができる環境の提供	◇男女に関係なく競技力向上から健康増進まで多様な目的に合わせたスポーツ教室の開催	・エアロビクス、ストレッチ・ヨガなどの各種スポーツ教室の開催するにあたり、男女に関係ない参加募集をする。	A	・各種スポーツ教室では、約4700名の参加があり、スポーツに取り組む環境の提供という面では、充実したものとなった。	・引き続き市民のニーズを多く取り入れた、新しいスポーツ教室の開催を考えていく。	スポーツ課

男女共同参画プランよっかいち2015～2020における事業評価表

基本目標Ⅳ 個人が尊重され、健康で安心して生活できる社会づくり
重点課題2 生涯を通じた心と体の健康づくり

「進捗状況」についての担当課による評価
 A 実施することができた B 概ね実施することができた
 C 一部しか実施できなかった D 実施できなかった。 — 評価なし

コード	推進施策	実施事業	29年度			次年度に向けての方向	担当課
			事業実績	評価	評価の説明		
7	妊娠・出産・避妊に関する女性の権利と男性の責任についての啓発	◇保健師や助産師による妊産婦訪問指導の実施 ◇妊産婦または乳幼児の保護者を対象とした電話相談の実施 ◇妊婦とその家族に妊娠、育児の模擬体験を交えた教室「パパママ教室」の開催	・産前産後サポート事業の実施(産前 353件、産後 133件、計 486件) ・妊産婦訪問指導 延べ 1,159件 ・妊産婦電話相談 延べ 1,735件 ・パパママ教室参加者(妊婦 337人、家族 327人 うち夫 313人)	A	・平日開催日を含め、父親の参加率は、92.9%(H28年度91.8%)と高く、すすんで沐浴体験や妊婦スーツを体験する姿がみられ、産後の育児参加に対する意識向上につながった。 ・相談内容に応じて、保健師や助産師が専門的指導を行った。	・引き続き、相談内容に応じた支援を提供する。	こども保健福祉課
		◇未成年に対するデートDV予防教育出前講座の実施	・デートDV予防教育出前講座 16か所で実施(中学校4校、高校4校、教職員や保護者など8回、参加人数 延べ 1,752人)	A	・中学校507人、高校623人、教職員や保護者等622人がデートDVやDVIについて学んだ。高校や教職員等の実施が増えたことから実施校数等は昨年度よりも増加したが、受講者数は減少した。(28年度2,873人)	・中学校においては平成28年度に比べ、実施校数が減少したことから、中学校への働きかけに力を入れていく。	男女共同参画課
8	妊産婦・乳幼児とその親への保健サービス・相談の充実	◇妊婦一般健康診査、乳幼児健康診査の実施 ◇育児相談、育児学級の実施 ◇妊産婦、乳幼児訪問指導の実施 ◇妊産婦または乳幼児の保護者を対象とした電話相談の実施	・妊婦一般健康診査 延べ 29,698人 ・乳児一般健康診査 延べ 4,761人 ・1歳6か月児健康診査 2,444人(97.1%) ・3歳児健康診査 2,425人(95.5%) ・電話相談 延べ 12,314件 ・育児相談、来所相談 延べ 4,136件	A	・妊娠前から乳幼児期まで、健康診査および訪問指導や相談等を実施し、必要に応じて関係機関と連携した支援サービスを提供した。	・引き続き、相談内容に応じて関係機関と連携しながら適切な支援サービスの提供に努める。	こども保健福祉課
9	子どもの生活リズム向上のための取組の推進	◇推進委員会における幼稚園・保育園・小中学校のモデル校園での実践活動の実施 ◇講演会等による保護者への啓発	・市内公私立幼稚園、保育園、小・中学校の推薦委員会における取組を行った。実施：6校園 ・生活リズムに関する講演会を行い、保護者に生活リズムの大切さを啓発した。 参加人数 約170人	A	・それぞれの学校園の特色を生かし、生活リズム向上の事業を実施した。また、大学教授を講師として招へいし、生活リズムを整えることの大切さについて啓発する講演会を実施した。	・引き続き同様の事業を進めていくが、講演会は参加者が少ないため、周知方法などを見直し、参加者を増やしていくよう努める。	こども未来課(青少年育成室)
10	喫煙防止のための啓発・指導	◇喫煙や飲酒等の健康被害に関する正確な情報の提供 ◇未成年者への喫煙等防止の指導	・未成年に対する飲酒防止キャンペーン街頭啓発活動 ・未成年者への喫煙防止キャンペーン街頭啓発活動 各1回	A	・未成年に対する飲酒・喫煙等防止キャンペーン街頭啓発活動に参加し、未成年に対し啓発を行った。	・引き続き街頭啓発活動に参加し、各団体との協力・情報交換に努める。	こども未来課(青少年育成室)
11	企業等への妊娠出産に関する健康管理について啓発	◇妊婦健康相談の実施(母性健康管理指導事項連絡カードの使用について啓発)	・妊娠届出時に就労中の妊婦に対して、母子健康手帳によって、母性健康管理指導事項連絡カードについての周知を行った。	A	・妊娠届出書によって、妊婦の就労状況と、就労や産後の育児等への不安を把握して、妊娠中から電話等による相談支援を実施した。	・引き続き、妊娠届出時の啓発を実施し、妊婦の相談に対応しながら、必要な支援を提供する。	こども保健福祉課
12	専門家による相談の充実(再掲 基本目標3-(2)-③)	◇精神科医師等による精神保健相談の実施	・精神科医師の相談 延88件 ・精神保健福祉士の相談 延213件	A	・相談事業をきめ細かく周知した結果、相談件数は増加した	・引き続き、相談事業の周知を図る	保健予防課
13	ライフステージに応じた情報提供	◇更年期講座等の実施	・男性向け健康講座「働きながら健康づくり」を実施(参加人数 5人)	A	・20代～50代の現役世代の男性を対象に、男性にも「更年期障害」があることや、「健康づくり」のために運動を継続する必要性を知っていただくための講座を開催した。参加人数は少なかったが、参加者からは好評であった。	・今後も、更年期講座をはじめ、思春期、妊娠・出産期、更年期、高齢期などライフステージに応じた正しい情報の提供を行っていく。	男女共同参画課

2. 審議会による評価

(1) 総括評価

平成27年3月に策定された「男女共同参画プランよっかいち 2015～2020」に基づき、施策を総合的かつ効果的に推進するために男女共同参画推進庁内調整会議を開催し、各部署が様々な施策を実施し、全庁的に進めてきたことは評価できる。

しかしながら、現状のプランにはない課題も時代と共に生じてきている。例えばプランには、がん検診の実施などは記載されているが、がん患者の治療と仕事の両立については触れられていない。医療技術の進歩により、治療しながら働くことができる場合も多くなっているにもかかわらず、がんのために離職している人が多くみえ、特に女性特有のがんは30～50代の働き盛りの女性が多くかかり、仕事の継続や再就職しづらい状況にある。社会の認識不足と、がん患者及び雇い主側の理解不足が原因と考えられることから、周知及び支援など今後期待したいところである。

このほかにも女性の貧困の深刻化、LGBTの問題など、新たな課題が生じていることから、これらに対応していくことが望まれる。

(2) 重点課題ごとの取り組みに対する評価

I. 男女共同参画社会実現のための意識づくり

重点課題1「市民意識の広がり」

- ① 男女共同参画を理解した人の割合が減っていることについて、その理由の丁寧な分析が必要である。
- ② 防災を切り口にした啓発の推進は評価できる。

重点課題2「次代を担う子どもへの学校等における教育」

- ① 男女共同参画だけでなく人権全般から見る必要があり、幼少期から自己尊重、自己肯定感を身に付けることが必要である。それには周りの大人が子どものありのままを尊重し、肯定することで身に付いていくと考えられることから、この意識を広げていくことが大事である。

II. 家庭、職場、地域等社会のあらゆる場における男女共同参画の推進

重点課題1「女性の政策・方針決定過程への参画」

- ① 社会を変えていくにはやはり議員や行政の管理職に女性を増やしていくことが必要である。議員の女性割合を増やすのは現状では市民の判断に委ねられることであるが、市の管理職の女性割合を増やすことは市の責務で行うことである。ただ単に数値を追い求めるだけでなく、実質的に女性を政策・方針決定過程の場に登用するよう努めていただきたい。

重点課題2「男性の家事・育児・介護等への参画」

- ① さんかくカレッジなどの講座で、男性の家事・育児・介護等へ参画する意識や能力を身につける講座をされているのは評価できるが、近年働き方改革が進められているものの、現実にはまだまだ長時間労働が解消されていないことから、男性の参画が難しい現状がある。そのため、女性が能力を身に付け社会に参画しようとしても、女性の負担が増えるだけとなり、活躍できない現状がある。男性の参画の時間を確保するためにも、女性が社会

に進出するためにも、柔軟な働き方の促進に努めていただきたい。

重点課題3「ワーク・ライフ・バランスの促進」

- ① 「ワーク・ライフ・バランスの促進」の進捗を図るための目標指標が、「男女がいきいきと働き続けられる企業表彰の数（累計）」となっているが、この指標だけでは、市内企業全体のワーク・ライフ・バランスが促進されているかどうか評価することが難しいため、指標の見直しを検討していただきたい。

Ⅲ. 配偶者等からの暴力を許さない社会づくり

重点課題1「DVを許さない意識づくり」

- ① DV防止講演会の参加人数が伸び悩んでいることから、講演会が誰に対してどのような成果を上げようとしているのか明確にし、市民向けであれば市民が参加しやすい内容にし、地域関係者向けであればさらに認識が高まるような内容にするなど、講演会の企画方法の見直しについて検討していただきたい。

重点課題2「安心して相談できる体制づくり」

- ① 相談員の内部研修が充実していることは評価できる。外部研修の機会が得づらいのは、相談件数が多く相談員に余裕がないことが原因の一つと考えられる。現状の相談員の人数が相談体制として十分であるかを検証いただき、必要であればさらに増員するなど、相談体制の充実に努めていただきたい。

重点課題3「被害者等の保護充実と加害者対策」

- ① 目標指標とされているケース検討会議の数の増加が、DVや児童虐待の被害者の成果と同じともいえないので、実態としての効果があがることを期待したい。

重点課題4「被害者等の生活安定と自立支援」

- ① まだまだ自己尊重や自己肯定ができない人がみえるなか、自己尊重講座を継続して実施していることは評価できる。参加対象者については一般公募だけを行うのではなく、相談員や地域の人たちが受けた方が良くと思われる方に声掛けして参加を促すようにすることが望ましい。

Ⅳ. 個人が尊重され、健康で安心して生活できる社会づくり

重点課題1「自立のための支援」

- ① 女性起業家支援事業において、5人が起業又は法人化に結びついたことは効果があったとして評価できる。しかし、「自立のための支援」が目的であるから、受講者が将来にわたって起業したか、また起業した者が継続して事業を行っているかなど、追跡調査を行うことが望ましい。
- ② 近年、一人暮らしの女性や高齢者、母子家庭などの貧困が非常に高まっていることが問題となっている。女性の貧困は、女性を取り巻く就労環境の問題だけでなく、性の商品化など人間の尊厳に関わる問題にもつながりやすいことから、今後そのようなところにも目を向けていくことが期待される。

重点課題2「生涯を通じた心と体の健康づくり」

- ① 女性特有のがんは働き盛りの30～50代に多く、仕事の継続や再就職しづらい状況にあるが、その問題に触れられていない。社会の認識不足と、がん患者及び雇い主側の理解不足が原因と考えられることから、周知及び支援など今後期待したい。

3. 【参考とする指標】

基本目標	項目	基準値	実績値	実績値	実績値	実績値	備考
		H25年度実績	H26年度実績	H27年度実績	H28年度実績	H29年度実績	
1	男女の地位が平等と感じている人の割合【※1】(%)	16.0	—	—	—	13.2	(基準値) 25年8月調査
	「男は仕事、女は家事・育児」といった固定的な役割分担意識に否定的な市民の割合【※1】(%)	66.8	—	—	—	71.7	(基準値) 25年8月調査
	男女共同参画センター利用者数(人)	12,203	13,929	10,018	11,401	10,844	
2	女性人材リスト登録者数(人)	124	128	146	155	146	(基準値) H26.4.1現在 (実績値) 27~30年度実績
	女性の自治会長の割合(%)	4.1	3.7	4.4	5.2	5.0	(基準値) H26.4.1現在 (実績値) 27~30年度実績
	家族経営協定の締結数(県)	24	26	30	31	33	
	民間企業の課長相当職以上に占める女性の割合(%)	7.9	7.3	6.6	7.9	7.0	四日市市雇用実態調査より
	保育所待機児童数(4/1現在)(人)	51 (9)	55 (7)	124 (59)	142 (64)	132 (54)	H27年度に制度改正【※2】
3	男女共同参画センターにおける相談件数(上記の内、暴力[DV]に係る相談件数)(件)	3,594 (2,278)	3,485 (2,086)	3,355 (2,157)	3,752 (2,233)	2,801 (1,453)	
	一時保護を行った件数(件)と人数(人)	件数 10 人数 30	件数 10 人数 21	件数 11 人数 26	件数 13 人数 29	件数 4 人数 17	
	DV防止法による保護命令の発令件数(件)	3	5	1	1	1	
4	一人親家庭等医療費助成受給者数(人)	6,193	6,088	5,994	5,902	5,622	
	児童扶養手当受給者数(人)	2,706	2,546	2,420	2,337	2,256	
	生活保護を受給している母子世帯数(世帯)	225	264	246	205	184	
	男性向け相談件数(件)	22	6	13	11	26	
	臨床心理士相談の件数(件)	47	47	43	48	46	

【※1】の意識調査にかかる数値については、おおむね5年に1回調査を行う。

【※2】平成27年度から子ども子育て新制度となり、保育所入所要件が緩和されたことにより低年齢児(0~2歳)の入所希望者が増加している。